

薬機規発第 0529001 号

平成 26 年 5 月 29 日

(別記) 殿

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
規格基準部長

第十七改正日本薬局方原案作成要領（一部改正）について

平素より、当機構の日本薬局方業務に多々ご協力頂き御礼申し上げます。従来、日局原案作成にあたっては、「第十七改正日本薬局方原案作成要領」（平成 23 年 12 月 15 日薬機規発第 1215001 号 医薬品医療機器総合機構規格基準部長通知）を活用しているところです。この間に、第十六改正日本薬局方では二度の追補が告示され、原案審議委員会の各委員会において新しい審議方針や対応法などの検討が進められ、原案作成要領の改正が望まれたことから、規格基準部では総合小委員会を再開し、第十七改正日本薬局方原案作成要領の一部改正を検討致しました。今般、添付のように「第十七改正日本薬局方原案作成要領（一部改正）」をとりまとめましたのでお知らせ致します。貴傘下団体・傘下企業の皆様にお知らせ頂きますようお願い申し上げます。

なお、本要領の PDF ファイルを当機構ホームページの次の URL よりダウンロードすることができますのでご活用下さい。

<http://www.pmda.go.jp/kyokuhou/draft.html>

(別記)

厚生労働省医薬食品局審査管理課長

各都道府県薬務主管課長

(一財)医薬品医療機器レギュラトリーサイエンス財団 理事長

欧州製薬団体連合会在日執行委員会 事務局長

大阪医薬品協会 会長

局方薬品協議会 会長

国立医薬品食品衛生研究所 所長

国立感染症研究所 所長

全国家庭薬協議会 会長

(一社)全国配置薬協会 会長

(公社)東京医薬品工業協会 会長

(公社)東京生薬協会 会長

日本医薬品原薬工業会 会長

日本医薬品添加剤協会 会長

日本 OTC 医薬品協会 会長

日本界面活性剤工業会 会長

日本漢方生薬製剤協会 会長

(一社)日本血液製剤協会 会長

(公財)日本感染症医薬品協会 理事長

日本ジェネリック製薬協会 会長

日本生薬連合会 会長

日本製薬団体連合会 会長

日本製薬工業協会 会長

(一社)日本薬業貿易協会 会長

米国研究製薬工業協会在日技術委員会 委員長

別 添

第十七改正日本薬局方原案作成要領 (一部改正)

平成 26 年 5 月

医薬品医療機器総合機構
規格基準部

はじめに

日本薬局方は薬事法第41条により医薬品の品質の適正を図るために定められ、薬事行政、製薬企業、医療、薬学研究、薬学教育などに携わる多くの医薬品関係者により、それぞれの場で広く活用されています。また、厚生労働省から示された「第十七改正日本薬局方作成基本方針」（平成23年9月13日医薬食品局審査管理課事務連絡）には、「日本薬局方は我が国の医薬品の品質を適正に確保するために必要な規格・基準及び標準的試験法等を示す公的規範書」であり、その役割と性格は「公的・公共・公開の医薬品品質規範書」と位置づけられています。日本薬局方が、この役割を果たすために、少なくとも10年に一度の全面改正が義務付けられており、実際には第九改正（昭和51年）以降は5年ごとに全面改正が行われ、さらに第十二改正（平成3年）からは全面改正の間に2度の追補が発行されています。また、日本薬局方の事務局機能を強化するために、平成16年度から、厚生労働省の委託を受け、薬事・食品衛生審議会日本薬局方部会以外の委員会組織の事務局として、医薬品医療機器総合機構が審議組織の運営を行っています。

機構は日本薬局方の作成のため、分野毎に15の委員会を設置し、製薬企業等から提出された原案の審議を進めていますが、製薬企業から提出される原案の完成度を高め、委員会審議を円滑化するとともに日本薬局方全体の整合を図るため、原案作成のための要領を定め公開しているところです。第十六改正日本薬局方が本年3月に告示され、さらに平成23年9月13日に厚生労働省から「第十七改正日本薬局方作成基本方針」が示されたことから、この作成基本方針に基づき、原案作成要領の見直しを行いました。本要領は、第十六改正日本薬局方第一追補（平成24年9月告示予定）以降の改正に適用するよう進めています。また、科学・技術の進歩と医療需要に応じ、改正の必要が生じた場合は、適宜、見直しを行う予定です。

本作成要領が、薬事行政、製薬企業、医療、薬学研究、薬学教育に携わる皆様に、それぞれの場面に応じご活用頂ければ幸いです。

終わりに、本要領の作成に際し、ご尽力頂いた国立医薬品食品衛生研究所薬品部長奥田晴宏先生他日本薬局方原案審議委員会総合小委員会の皆様に厚く御礼を申し上げます。

平成 23 年 12 月

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
規格基準部長

日本薬局方原案審議委員会総合小委員会委員(五十音順)

	井越 伸和	日本製薬工業協会
	伊豆津 健一	国立医薬品食品衛生研究所 薬品部 第一室長
	大内 正	公益社団法人 東京医薬品工業協会
座長	奥田 晴宏	国立医薬品食品衛生研究所 副所長
	香取 典子	国立医薬品食品衛生研究所 薬品部 第三室長
	金井 武峰	大阪医薬品協会
	川崎 ナナ	国立医薬品食品衛生研究所 生物薬品部長
	川西 徹	国立医薬品食品衛生研究所 所長
	菊地 祐一	公益社団法人 東京生薬協会
	栗原 正明	国立医薬品食品衛生研究所 有機化学部長
	合田 幸広	国立医薬品食品衛生研究所 薬品部長
	坂本 知昭	国立医薬品食品衛生研究所 薬品部 主任研究官
	柘植 英哉	公益社団法人 東京医薬品工業協会
	寺田 勝英	東邦大学 薬学部 薬剤学教室 教授・学長補佐
	徳永 裕司	医薬品医療機器総合機構 規格基準部 医薬品基準課
	檜山 行雄	国立医薬品食品衛生研究所 客員研究員
	山口 照英	医薬品医療機器総合機構 再生医療製品等審査部
	山崎 壮	実践女子大学 生活科学部食生活科学科 教授
	四方田 千佳子	医薬品医療機器総合機構 品質管理部

目 次

1. 目 的	1
2. 構 成	1
3. 対 象	1
4. 適 用	1

第一部 第十七改正日本薬局方原案の作成に関する細則

1. 基本的事項	2
1.1 規格及び試験方法の設定	2
1.2 有害な試薬の扱い	2
2. 一般的事項	3
2.1 用語及び用字	3
2.2 規格値／判定基準及び実測値	4
2.3 単位及び記号	4
2.4 温度	5
2.5 圧力	6
2.6 時間	6
2.7 質量百分率及び濃度	7
2.8 長さ	7
2.9 質量	8
2.10 容量	8
2.11 計算式の記載方法	8
2.12 一般試験法番号の記載方法	9
2.13 国際調和に関する記載方法	10
2.14 その他	10
3. 医薬品各条	11
3.1 各条の内容及び記載順	11
3.2 日本名	12
3.3 英名	13
3.4 日本名別名	13
3.5 ラテン名	14
3.6 構造式	14
3.7 分子式及び分子量（組成式及び式量）	16
3.8 化学名及びケミカル・アブストラクツ・サービス（CAS）登録番号	17
3.9 基原	18
3.10 成分の含量規定	19
3.11 製法	20
3.12 性状	21
3.13 生薬の性状	23
3.14 確認試験	23
3.15 示性値	26
3.16 純度試験	28
3.17 乾燥減量，水分又は強熱減量	30
3.18 強熱残分，灰分又は酸不溶性灰分	32
3.19 製剤試験	32
3.20 その他の試験	37
3.21 定量又は成分の含量	37
3.22 貯法	38
3.23 有効期間	38
3.24 その他	38

4. 液体クロマトグラフィー又はガスクロマトグラフィーを用いる場合の表記	38
4.1 記載事項	38
4.2 試験条件の記載事項及び表記例	38
4.3 システム適合性	40
4.4 その他の記載例	42
5. ICP 発光分光分析法及び ICP 質量分析法を用いる場合の記載例	44
5.1 ICP 発光分光分析法	44
5.2 ICP 質量分析法	45
6. その他	45
6.1 標準品及び標準物質	45
6.2 試薬・試液等	46

第二部 医薬品各条原案の提出資料とその作成方法	48
別添 1 「標準品品質標準」原案の提出資料とその作成方法	56
別添 2 「標準品品質標準」原案の提出資料とその作成方法 (生物薬品(バイオテクノロジー応用医薬品/生物起源由来医薬品)標準品)	64

付表及び用字例

付表	72
塩化物の%換算表	72
硫酸塩の%換算表	72
重金属の ppm 及び%換算表	73
ヒ素の ppm 換算表	73
乾燥減量及び強熱残分の%記載法	73
原子量表(2010)	74
用字例	77

第十七改正日本薬局方原案作成要領（一部改正）

網かけ：改正箇所

1. 目 的

本要領は「原案」の具体的な作成方法，記載方法など第十七改正日本薬局方の作成にあたって必要な事項を定めることにより，「原案」の完成度を高め，委員会審議を円滑化し，日本薬局方全体の記載整備を図ることを目的とする。

2. 構 成

本要領は，「第一部 第十七改正日本薬局方原案の作成に関する細則」及び「第二部 医薬品各条原案の提出資料とその作成方法」からなる。

「第一部 第十七改正日本薬局方原案の作成に関する細則」は，薬局方の医薬品各条を改正するにあたり，必要とされる具体的な原案の作成方針，記載方法等を定めたものである。

「第二部 医薬品各条原案の提出資料とその作成方法」は，規定の様式による医薬品各条原案の作成及び提出ができるよう，注意事項などを定めたものである。

3. 対 象

本要領は「医薬品各条の原薬及びその製剤」を対象とする。

なお，本要領に記載のない事項については，当該各条の特殊性に応じた記載をすることができる。

また，一般試験法の記載についても可能な範囲で適用する。

4. 適 用

本要領は，原則として第十七改正日本薬局方に適用するが，その考え方については今後予定される第十六改正日本薬局方の一部改正（追補を含む）においても適用する。

第一部

第十七改正日本薬局方原案の作成に関する細則

1. 基本的事項

1.1 規格及び試験方法の設定

1.1.1 試験項目の設定

日本薬局方は、薬事法第 41 条の規定により、医薬品の適正な性状及び品質の確保を図ることを目的とするものであり、試験項目としては、有効性、安全性に関して同等とみなすことができる一定の品質を総合的に保証する上で必要な試験項目を設定する。ただし、当該品目の原料、製造工程等からみて、適正な品質を確保できることが明らかであるなど合理的な理由がある場合には、3.1 に規定するすべての項目を設定する必要はない。

1.1.2 規格値／判定基準の設定

規格値／判定基準には、必ずしも高い純度や含量を求めるのではなく、当該医薬品の有効性と安全性を確保することができるよう、実測値及び必要に応じて安定性試験の結果等に基づき、一定の品質の保証に必要な限度値、許容範囲、その他の適切な基準を設定する。ただし、生物薬品などの工程由来不純物、残留溶媒、製剤の溶出性、浸透圧比／pH 等にみられるように、同一品目であっても製法が異なることなどによって、一定の品質の保証に必要な値を画一的に設定することが極めて困難な場合には、試験項目を設定した場合であっても、規格値／判定基準の設定は行わず、薬事法に基づく承認の際などに規格値／判定基準を設定させることができる。なお、局外規記載の規格値／判定基準を設定する場合であっても、提出された実測値に基づいて審議するため、実測値を考慮した規格値／判定基準の提案が望ましい。

1.1.3 試験方法の設定

試験方法は、医薬品の品質の適否が明確となるように設定する。規格値／判定基準を薬事法に基づく承認の際などに設定させる試験項目にあっては、試験方法を必ずしも設定する必要はない。

試験方法は、必要な目的が達せられるかぎり、簡易なものとなるよう配慮する。さらに、試験の妥当性を必要に応じて確認できる操作法、標準溶液と共に試験するなど目的が達せられる感度及び精度が得られていることが確認できる操作法などを試験法中に導入し、合理的なものとなるよう配慮する。このような観点から、確認試験、純度試験への機器分析の導入、定量法への相対試験法の導入等、簡便で鋭敏な試験法を積極的に導入する。

試料の調製法の規定に当たっては、試験に用いる試料並びに試薬の使用量を可能な限り低減するよう努める。

1.1.4 「別に規定する」の定義

各条原案作成時には必要な試験項目と規格値／判定基準を設定する。

しかしながら、原案審議委員会の審議を経て、1.1.2 にあるように、生物薬品などの工程由来不純物、残留溶媒、製剤の溶出性、浸透圧比／pH 等にみられるように、同一品目であっても製法が異なることなどによって、一定の品質の保証に必要な値を画一的に設定することが極めて困難な場合や知的所有権の一部で保護されるべき内容等については、規格値／判定基準の設定は行わず、「別に規定する」と記載することができる。

「別に規定する」とは、薬事法に基づく製造販売承認書の中の規格値／判定基準として別途規定されていることを意味する。なお、法に基づく承認審査において設定する必要がないと判断され、承認書に規定されない場合も含む。

1.2 有害な試薬の扱い

有害な試薬を用いないなど、人及び環境への影響に配慮した試験方法となるよう努める。

次のような試薬については使用を避けるか、若しくは使用量を最小限にする。

有害で試験者への曝露が懸念される試薬

有害作用及び残留性等で環境への負荷が大きい試薬

特殊な取扱いが必要な試薬（麻薬や覚醒剤等）

次の試薬は、原則として用いない。

水銀化合物

シアン化合物

ベンゼン

- 68 四塩化炭素
69 1,2-ジクロロエタン
70 1,1-ジクロロエテン
71 1,1,1-トリクロロエタン
72 1,4-ジオキサン
73 次の試薬は、代替溶媒がない場合についてのみ使用できる。
74 ハロゲン化合物（クロロホルム、ジクロロメタンなど。クロロホルムとジクロロメタンのどちらも選択可
75 可能な場合はジクロロメタンを優先して選択する。）
76 二硫化炭素

77 2. 一般的事項

78 2.1 用語及び用字

- 79 薬局方の記載は、口語体で、横書きとする。
80 用語については、原則として次の用語集などに従う。
81 常用漢字及び現代仮名遣い
82 文部科学省『学術用語集』
83 なお、著しく誤解を招きやすいものについては、常用漢字以外の漢字を用いてもよい。

84 2.1.1 おくりがななどの表記

- 85 おくりがな、かなで書くもの、文字の書き換え並びに術語等については、原則として用字例による。ただ
86 し、顆、煎、膏、漿、絆、坐等は用いる。

87 2.1.2 検液及び標準液

- 88 「検液」及び「標準液」は、それぞれ一般試験法中の各試験法又は標準液の項に規定されたものを用いる。
89 医薬品各条で調製する場合は、「検液」は「試料溶液」、「標準液」は「標準溶液」と記載する。

90 2.1.3 句読点

- 91 句読点は「，」、「。」、「：」を用いる。句読点は誤解が生じないよう適宜用いる。

92 2.1.4 医薬品名、試薬名、外来語及び動植物名

- 93 次のものは、原則としてカタカナ又は常用漢字で表記する。

94 医薬品名

95 試薬名

96 また、次のものは、原則としてカタカナで表記する。

97 外来語

98 植物名

99 動物名

100 2.1.5 繰り返し符号

- 101 繰り返し符号の「々」、「ゝ」、「ゞ」は、原則として用いない。ただし、慣用語（例：各々、徐々に）には用い
102 ても差し支えない。

103 2.1.6 数字

104 数字は算用数字（アラビア数字）を用いる。

105 また、必要に応じてローマ数字を用いることができ、慣用語などについては漢数字を用いる。

106 [例] 一般、一次、一度、一部、四捨五入、**二酸化硫黄**、二塩酸塩、二グルコン酸塩、三水和物、エチレン
107 ジアミン四酢酸二ナトリウム、酸化リン(V)

108 2.1.6.1 大きな数字の表記

109 数字は連続して表記し、3桁ごとにコンマ（，）等で区切らない。

110 2.1.7 文字及び記号

111 原則として JIS 第一水準及び第二水準の文字、記号などを用いる。

112 また、動植物又は細菌等の学名、物理量を表す記号（例えば、屈折率 n 、比重 d 等）及び数式中の変数（例
113 えば、吸光度 A_1 、ピーク面積比 Q_s など）などは、原則としてイタリック体を用いる。

114 2.1.7.1 変数の代数表記

115 変数の代数表記は下記による。

116 質量： M

117 容量： V
118 吸光度： A
119 ピーク面積： A
120 ピーク高さ： H
121 ピーク面積等の比： Q
122 ピーク面積等の和： S
123 製剤単位の表示量： C

2.1.8 括弧の使い方

125 括弧の使用順は次のとおりとする。

126 括弧の使用順： ({ [()] })

127 [例] 2-[(Z)-(2-Aminothiazol-4-yl)-[(2*S*,3*S*)-2-methyl-
128 4-oxo-1-sulfoazetid-3-ylcarbamoyl]methyleaminoxy]-

129 2-methyl-1-propanoic acid

130 リゾチームの量[mg (力価)]

131 クロラムフェニコール($C_{11}H_{12}Cl_2N_2O_5$)の量[μ g (力価)]

132 ただし、計算式の場合は下記の使用順とする。

133 計算式の場合の括弧の使用順： [{ () }]

134 [例] アセチル基(C_2H_3O)の含量(%)= $\{[100 \times (P - 0.5182B)] / (100 - B)\} - 0.5772C$

2.2 規格値／判定基準及び実測値

2.2.1 規格値及び実測値の定義

137 規格値とは、示性値、純度試験、特殊試験、定量法等で、試験の最終成績に基づいて適否の判定をする際
138 に、基準となる数値をいう。

139 実測値とは、それぞれの項に記載された方法に従って試験して得た測定結果をいう。

2.2.2 規格値

2.2.2.1 規格値の表記

142 規格値は、例えば、 $\bigcirc \sim \bigcirc$ %、 $\Delta \sim \Delta$ °C のように範囲で示すか、又は ∇ % 以下 (以上、未満) のよう
143 に示す。

2.2.2.2 規格値の桁数

145 規格値の桁数は、実測値の有効数字の桁数を考慮し、一定の品質を確保する観点から必要な桁数とする。

146 規格値が 1000 以上の場合で、その有効数字の桁数を明確にする必要がある場合は、規格値をべき数で表記
147 することができる。

148 [例] 10000~12000 単位 $\rightarrow 1.0 \times 10^4 \sim 1.2 \times 10^4$ 単位

149 30000 単位以上 $\rightarrow 3.0 \times 10^4$ 単位以上

150 また、微生物限度の規格値については $10^1, 10^2, 10^3$ と表記する。

151 [例] 本品 1 mL 当たり、総好気性微生物数の許容基準は 10^2 CFU、総真菌数の許容基準は 10^1 CFU であ
152 る。

2.2.3 実測値の丸め方

154 規格値又は規格値の有効数字の桁数が n 桁の場合、通則の規定に従い、実測値を $n+1$ 桁目まで求めた後、 n
155 $+1$ 桁目の数値を四捨五入して、 n 桁の数値とする。

156 実測値が更に多くの桁数まで求められる場合は、 $n+2$ 桁目以下は切り捨て、 $n+1$ 桁目の数値を四捨五入し
157 て、 n 桁の数値とする。

158 [例] 規格値又は規格値の有効数字が 2 桁の場合

159 1.23 \rightarrow 1.2, 1.25 \rightarrow 1.3, 1.249 \rightarrow 1.2

160 2.54×10^3 (2540) $\rightarrow 2.5 \times 10^3$ (2500), 2.56×10^3 (2560) $\rightarrow 2.6 \times 10^3$ (2600),

161 2.549×10^3 (2549) $\rightarrow 2.5 \times 10^3$ (2500)

2.3 単位及び記号

163 通則の規定に従い、SI 単位系に整合した物理的及び化学的な単位を用いる。ただし、エンドトキシン単位
164 のような生物学的単位はこの限りでない。

165 また、w/v%については、製剤の処方又は成分などの濃度を示す場合に限定して用いる。

166	メートル.....	m
167	センチメートル.....	cm
168	ミリメートル.....	mm
169	マイクロメートル.....	μm
170	ナノメートル.....	nm
171	キログラム.....	kg
172	グラム.....	g
173	ミリグラム.....	mg
174	マイクログラム.....	μg
175	ナノグラム.....	ng
176	ピコグラム.....	pg
177	モル.....	mol
178	ミリモル.....	mmol
179	セルシウス度.....	°C
180	平方センチメートル.....	cm ²
181	リットル.....	L
182	ミリリットル.....	mL
183	マイクロリットル.....	μL
184	メガヘルツ.....	MHz
185	ニュートン.....	N
186	毎センチメートル.....	cm ⁻¹
187	キロパスカル.....	kPa
188	パスカル.....	Pa
189	モル毎リットル.....	mol/L
190	ミリモル毎リットル.....	mmol/L
191	パスカル秒.....	Pa·s
192	ミリパスカル秒.....	mPa·s
193	平方ミリメートル毎秒.....	mm ² /s
194	ルクス.....	lx
195	質量百分率.....	%
196	質量百万分率.....	ppm
197	質量十億分率.....	ppb
198	体積百分率.....	vol%
199	体積百万分率.....	vol ppm
200	質量対容量百分率.....	w/v%
201	マイクロジーメンズ毎センチメートル.....	μS·cm ⁻¹
202	ピーエイチ.....	pH
203	エンドトキシン単位.....	EU
204	コロニー形成単位.....	CFU
205	ラジアン.....	rad
206	度（角度）.....	°
207	オスモル.....	Osm
208	ミリオスモル.....	mOsm
209	当量.....	Eq
210	ミリ当量.....	mEq

211 2.4 温度

212 試験又は貯蔵に用いる温度は、原則として具体的な数値で記載する。ただし、以下の記述を用いることが
213 できる。

214 2.4.1 温度に関する定義

215 2.4.1.1 温度に関する用語の定義

216 温度に関する用語に対応する具体的な温度は、次のとおりである。

217	「標準温度」	20 °C
218	「常温」	15 ~ 25 °C
219	「室温」	1 ~ 30 °C
220	「微温」	30 ~ 40 °C

2.4.1.2 「冷所」の定義

222 「冷所」は、別に規定するもののほか、1~15 °Cの場所をいう。

2.4.1.3 水の温度に関する用語の定義

224 水の温度に関する用語に対応する具体的な温度は、次のとおりである。

225	「冷水」	10 °C以下
226	「微温湯」	30 ~ 40 °C
227	「温湯」	60 ~ 70 °C
228	「熱湯」	約 100 °C

2.4.1.4 「加温」の定義など

230 「加温する」とは、通例、60~70 °Cに熱することをいう。

231 なお、「加熱する」又は「強熱する」場合は、できるかぎり具体的な温度を記載する。

2.4.1.5 「加熱した溶媒（熱溶媒）」及び「加温した溶媒（温溶媒）」の定義

233 「加熱した溶媒」又は「熱溶媒」とは、その溶媒の沸点付近の温度に熱した溶媒をいう。

234 「加温した溶媒」又は「温溶媒」とは、通例、60~70 °Cに熱した溶媒をいう。

2.4.1.6 「冷浸」及び「温浸」の定義

236 「冷浸」は、通例、15 ~ 25 °Cで行う。

237 「温浸」は、通例、35 ~ 45 °Cで行う。

2.4.1.7 水浴などを用いての加熱に関する定義

239 「水浴上で加熱する」とは、別に規定するもののほか、沸騰している水浴上で加熱することをいう。

240 ただし、「水浴」の代わりに「約 100 °Cの蒸気浴」を用いることができる。

241 「還流冷却器を付けて加熱する」とは、別に規定するもののほか、その溶媒を沸騰させて、溶媒を還流させることである。

2.4.2 温度の表記

244 温度の表記は、2.3の規定に従い、セルシウス温度を用いて、アラビア数字の後に「°C」を付ける。

2.4.3 温度の表記における許容範囲

246 試験操作法などにおいて、一点で温度を示す場合、その許容範囲は、通例、±3 °Cとする。

247 また、原則として約○ °Cという温度の表記は用いず、試験操作法などの必要に応じ、37±1 °C又は 32~
248 37 °Cのように範囲を記載する。

2.4.4 クロマトグラフィーのカラム温度の表記

250 クロマトグラフィーにおけるカラム温度は、「×× °C付近の一定温度」と記載し、「室温」は用いない。

2.5 圧力

2.5.1 圧力の表記

253 圧力の表記は、2.3の規定に従い、パスカルを基本単位とし、必要に応じて、補助単位と組み合わせて用い
254 る。

2.5.2 圧力の表記における許容範囲

256 試験操作法などにおいて、一点で圧力を示す場合、その許容範囲は、通例、±10 %とする。また、原則と
257 して約○ kPa という圧力の表記は用いず、試験操作法などの必要に応じ、50±2 kPa のように範囲を記載す
258 る。

2.5.3 「減圧」の定義

260 「減圧」とは、別に規定するもののほか、2.0 kPa 以下とする。

2.6 時間

2.6.1 時間の表記

263 時間の表記には、「秒」, 「分」, 「時間」, 「日」, 「箇月」を用いる。

264 また、これらの単位を組み合わせることは避け、整数で小さな数値となる一つの単位を用いること
265 とし、関連する記述の中では原則として共通の単位を用いることとする。

266 [例] 1時間30分は、通例、90分と記載し、1.5時間又は5400秒とは記載しない。

267 2.6.2 時間の表記における許容範囲

268 試験操作法などにおいて、一点で時間を示す場合、その許容範囲は、通例、 $\pm 10\%$ とする。ただし、液体
269 クロマトグラフィー及びガスクロマトグラフィーの保持時間については、本規定の限りではない。

270 2.6.3 「直ちに」の定義

271 医薬品の試験の操作において、「直ちに」とあるのは、通例、前の操作の終了から30秒以内に次の操作を
272 開始することを意味する。

273 2.7 質量百分率及び濃度

274 2.7.1 百分率などによる表記

275 百分率の表記は、2.3の規定に従い、質量百分率は「%」、体積百分率は「vol%」の記号を用いて表す。

276 通則においては、製剤に関する処方又は成分などの濃度を示す場合に限り、「w/v%」を用いることができ
277 ると規定されているが、新たに原案を作成する場合は、製剤総則に「有効成分の濃度を%で示す場合はw/v%
278 を意味する」という規定のある注射剤と点眼剤、腹膜透析用剤、点耳剤以外については、特段の混乱を生じさ
279 せない限り「w/v%」以外の単位（例えば、「%」又は「vol%」など）を用いることが望ましい。

280 また、質量百万分率は「ppm」、質量十億分率は「ppb」、体積百万分率は「vol ppm」の記号を用いる。た
281 だし、一般試験法核磁気共鳴スペクトル測定法で用いるppmは化学シフトを示す。

282 2.7.2 矢印を用いた表記

283 「**の□□溶液(○→△)」とは、固形の試薬においては○g、液状の試薬においては○mLを溶媒に溶か
284 し、全量を△mLとした場合と同じ比率になるように調製した**の□□溶液のことである。

285 「**溶液(○→△)」とは、○gの**を水に溶かし、全量を△mLとした場合と同じ比率になるように調
286 製した**の水溶液のことである。

287 すなわち、○及び△の数値は比率を示すものであって、採取する絶対量を示すものではない。記載に当た
288 っては、最小の整数となるように示す。例えば、(25→100)や(0.25→1)ではなく、(1→4)とする。

289 [例] 「パラオキシ安息香酸メチルのアセトニトリル溶液(3→4000)」とは、パラオキシ安息香酸メチル3g
290 をアセトニトリルに溶かし、4000mLとした場合と同じ比率になるように調製したパラオキシ安息香酸
291 メチルのアセトニトリル溶液のことである。

292 「水酸化ナトリウム溶液(1→25)」とは、水酸化ナトリウム1gを水に溶かし、25mLとした場合と同
293 じ比率になるように調製した水酸化ナトリウム水溶液のことである。

294 2.7.3 モル濃度による表記

295 溶液の濃度の表記に当たっては、2.7.2のほか、モル濃度などによることができる。

296 [例] mol/L**溶液

297 2.7.4 混液の表記

298 混液は、各試薬・試液名の間にはスラッシュ「/」を入れて組成を表記する。

299 ○○○/△△△混液(10:1)又は*** / □□□ / ▽▽▽混液(5:3:1)などは、液状試薬・試液の○○○
300 10容量と△△△1容量の混液又は*** 5容量と□□□3容量と▽▽▽1容量の混液などを意味する。た
301 だし、容量の大きいものから先に記載し、容量が等しい場合は、3.12.7.1溶解性の記載順序の溶解性が同じ場
302 合の記載順に従う。

303 [例] アセトン/ヘキサン混液(3:1) [ヘキサン/アセトン混液(1:3)とは記載しない。]

304 2.7.5 濃度の表記における許容範囲

305 溶液の濃度に関する数値の許容範囲は、通例、 $\pm 10\%$ とする。

306 2.8 長さ

307 2.8.1 長さの表記

308 長さの表記は、2.3の規定に従い、通例、一つの単位の記号を用いて整数で記載する。

309 [例] 2m 10cm は210cm, 2.5cm は25mm

310 2.8.2 長さの表記における許容範囲

311 試験操作法などにおいて、一点で長さを示す場合、通例、その許容範囲は $\pm 10\%$ とする。

312 2.8.3 図における器具などの寸法

313 一般試験法及び医薬品各条の図中の器具等の寸法はmmで示す。概略の数値を示す場合は「約」を付して記

314 載する。

315 2.9 質量

316 2.9.1 質量の表記

317 質量の表記は、2.3の規定に従い、「○ mgをとる」, 「約○ mgを精密に量る」又は「○ mgを正確に量
318 る」のように記載する。「約○ mgを精密に量る」とは、記載された量の±10%の試料につき、化学はかり
319 を用いて0.1 mgまで読みとるか、又はセミマイクロ化学はかりを用いて10 µgまで読みとることを意味する。
320 化学はかり又は、セミマイクロ化学はかりのいずれを用いるかは、規格値の桁数を考慮して定める。

321 ミクロ化学はかり及びウルトラマイクロ化学はかりを用いる場合には、その旨を規定し、それぞれ、1 µg, 0.1
322 µgまで読みとる。

323 2.9.2 「正確に量る」の意味

324 質量を「正確に量る」とは、指示された数値の質量をその桁数まで量ることを意味する。

325 「○ mgを正確に量る」と「○ mgをとる」とは同じ意味であり、指示された数値の次の桁を四捨五入して、
326 ○ mgとなることを意味する。

327 50 mg とは 49.5 ～ 50.4 mg

328 50.0 mg とは 49.95 ～ 50.04 mg

329 0.10 g とは 0.095 ～ 0.104 g

330 2.000 g とは 1.9995 ～ 2.0004 g

331 5 g とは 4.5 ～ 5.4 g

332 を量ることを意味する。

333 試料、試薬などの質量の桁数は、要求される実測値の桁数を考慮して、必要な桁数まで記載する。

334 2.9.3 質量の単位の表記

335 質量の単位は、原則として次のとおりとする。

336 100 ng 未満 ng

337 100 ng 以上 100 µg 未満 µg

338 100 µg 以上 100 mg 未満 mg

339 100 mg 以上 g

340 2.10 容量

341 2.10.1 容量の表記

342 容量の表記は、2.3の規定に従い、「○ mLをとる」, 「○ mLを正確に量る」又は「正確に○ mLとする」
343 のように記載する。

344 試料、試薬などの容量で、特に正確を要する場合には「正確に」という用語を用いるか、メスフラスコなど
345 の化学用体積計を用いる旨明確に記載する。

346 [例]「本品5 mLを正確に量り、…」とは、通例、5 mLの全量ピペットを用いることを意味し、「○○ mL
347 を正確に量り、水を加えて正確に100 mLとする。」とは、○○ mLを正確に100 mLのメスフラスコにとり、
348 水を標線まで加えることを意味する。

349 「水を加えて50 mLとする。」とは、通例、メスシリンダーを用いることを意味する。

350 2.10.2 容量の単位の表記

351 容量の単位は、原則として次のとおりとする。

352 100 µL 未満 µL

353 100 µL 以上 1 mL 未満 mL (必要に応じてµLを使用してもよい)

354 1 mL 以上 5000 mL 未満 mL

355 5000 mL 以上 L

356 2.11 計算式の記載方法

357 計算式の右辺は変数、定数の順に記載し、変数は代数表記とする。なお、計算式においては容量分析用標準
358 液のファクターは記載しない。

359 2.11.1 分数の表記について

360 ① 分数は、原則としてスラッシュ表記とする。

361 ② スラッシュ表記の分数項は括弧でくくらず、分数項の前後に半角スペースを挿入する。

- 362 記載例：○○の量(mg)= $M_s \times A_r / A_s$
363 ③ 例えば下記のような場合であって、スラッシュ表記が誤解や混乱を招きやすくすると考えられる場合は
364 スラッシュ表記としない。
365 1) 分数式の分子又は分母に分数式が含まれる場合
366 2) 三重以上の括弧を含む式であって、計算式右辺に改行が必要となる場合

367 2.11.2 分子量換算係数等の小数となる換算係数の記載桁数

368 吸光度法、クロマトグラフィー等の計算式の分子量換算係数等は、有効数字3桁、又は小数第3位まで記載
369 する。

370 2.11.3 定数の記載

371 定数項の記載順は希釈等補正係数、分子量換算係数の順とする。

372 定量法、含量均一性試験、溶出試験等では分子量換算係数以外の希釈等補正係数は、項を分けることなく、
373 合算結果を一つの定数として記載する。

374 純度試験では分子量換算係数などを別項とする必要がある場合を除き、全ての定数の合算結果を一つの定数
375 として記載する。

376 2.11.4 定数の説明

377 原案においては、計算式の理解を助けるように定数の説明を記載することができる。

378 2.12 一般試験法番号の記載方法

379 2.12.1 一般試験法番号記載方針

380 製剤総則、一般試験法、医薬品各条の適否判定にかかわる試験の実施及び判定等において参照すべき一般試
381 験法の番号を、” 〈 〉 ” で囲んで記載する。

382 適否の判定基準に該当しない医薬品各条の性状の項及び参考情報には、一般試験法番号を記載しない。また、
383 「不溶性微粒子試験を適用しない」のように、試験の実施を伴わない場合及び「別に規定する」場合にも一般
384 試験法番号を記載しない。

385 2.12.2 一般試験法番号の記載方法

386 2.12.2.1 一般試験法名又は一般試験法が適用される名称の場合

387 1) 試験法名が、一般試験法の名称どおりに記載されている場合：一般試験法名の直後に記載する。

388 [例] 紫外可視吸光度測定法〈2.24〉により、…

389 旋光度測定法〈2.49〉により

390 2) 試験項目名が、一般試験法の名称どおりではないが一般試験法が適用される場合：試験項目名の直後に
391 記載する。

392 [例] 酸価〈1.13〉 0.2 以下

393 なお、試験項目名に一般試験法番号を記載した項目中の当該一般試験法の適用を意味する語句には一般試験
394 法番号を記載しない。

395 [例] 旋光度〈2.49〉 エルゴタミン塩基 $[\alpha]_D^{20}$: -155~-165° 本品…とする。この液につき、層長 100 mm
396 で旋光度を測定する。

397 3) 試験項目名に一般試験法番号記載がない項目の本文中に、一般試験法の名称どおりではないが、一般試
398 験法の適用を意味する語句がある場合：一般試験法の適用を意味する「名詞的語句」の直後に該当する
399 一般試験法番号を記載する。

400 [例] …の定性反応〈1.09〉を呈する。

401 …するとき、その融点〈2.60〉は…

402 …水分〈2.48〉を測定しておく

403 …で乾燥減量〈2.41〉を測定しておく

404 また pH については、適否判定以外の操作を意味する場合には一般試験法番号を記載しない。

405 [例] リン酸を加えて pH 3.0 に調整した液

406 4) 試験項目名に一般試験法番号記載がない項目の本文中に同じ一般試験法名又は一般試験法の適用を意
407 味する「名詞的語句」が複数ある場合：必要に応じて、一般試験法番号を記載する。誤解や混乱を招く恐
408 れのある場合を除き、一般試験法番号を重複記載しない。

409 [例] 旋光度測定法〈2.49〉により 20±1 °C、層長 100 mm で $[\alpha]_D^{20}$ を測定する。

410 2.12.2.2 一般試験法の名称に、当該試験法中の特定規定を示す「名詞的語句」が併記されている場合

411 1) 一般試験法の名称と「名詞的語句」が助詞等を介することなく連続して記載されている場合：連続記載

412 された「名詞的語句」の直後に一般試験法番号を記載する。
413 [例] 原子吸光光度法（冷蒸気方式）（2.23）
414 2）一般試験法名称と「名詞的語句」が「の」などを介して記載されている場合：一般試験法名称の直後に
415 一般試験法番号を記載する。
416 [例] 赤外吸収スペクトル測定法（2.25）の臭化カリウム錠剤法により、
417 水分測定法（2.48）の電量滴定法
418 …の定性反応（1.09）の(1)及び(3)を呈する。ただし、定性反応の一つのみを規定する場合は、「…の
419 定性反応(1)（1.09）を呈する」と記載する。
420 抗生物質の微生物学的力価試験法（4.02）の円筒平板法により

2.12.2.3 特殊対応例

421 「滴定（2.50）する」のように記載する。
422 [例] …で滴定（2.50）する（電位差滴定法）。
423 …で滴定（2.50）する（指示薬：○○）。
424 …で滴定（2.50）するとき、…

2.13 国際調和に関する記載方法

2.13.1 国際調和に関する記載方針

426 通則 44 に基づき、日本薬局方、欧州薬局方及び米国薬局方（以下「三薬局方」という。）での調和合意に
427 基づき規定した一般試験法及び医薬品各条については、それぞれの冒頭にその旨を記載し、三薬局方の調和合
428 意文とは異なる部分を「◆ ◆」で囲む。
429
430

2.13.2 記載方法

2.13.2.1 一般試験法の場合

431 1) 一般試験法が三薬局方で完全調和されている場合：当該一般試験法の冒頭に記載する。
432 [例] 本試験法は、三薬局方での調和合意に基づき規定した試験法である。
433 2) 一般試験法が三薬局方で調和されたが、不完全調和である場合：当該一般試験法の冒頭に記載する。
434 [例] 本試験法は、三薬局方での調和合意に基づき規定した試験法である。
435 なお、三薬局方で調和されていない部分は「◆ ◆」で囲むことにより示す。
436

2.13.2.2 医薬品各条の場合

437 1) 医薬品各条が三薬局方で完全調和されている場合：当該医薬品各条の基原の前に記載する。
438 [例] 本医薬品各条は、三薬局方での調和合意に基づき規定した医薬品各条である。
439 2) 医薬品各条が三薬局方で調和されたが、不完全調和である場合：当該医薬品各条の冒頭に記載する。
440 [例] 本医薬品各条は、三薬局方での調和合意に基づき規定した医薬品各条である。
441 なお、三薬局方で調和されていない部分は「◆ ◆」で囲むことにより示す。
442

2.13.3 国際調和に関する参考情報における調和文書との対照表の記載

443 1) 調和年月：当該一般試験法及び医薬品各条が三薬局方間で調和された年月を記載する。
444 2) 薬局方調和事項：薬局方調和合意文書の項目順に英語で調和項目名を記載する。
445 3) 日本薬局方：日本薬局方に収載した当該文書の項目名を記載する。調和文書の項目を日局に規定しな
446 い場合は「規定しない。」と記載する。
447 4) 備考：日本薬局方の規定と薬局方調和合意文書との差違などを必要に応じて記載する。
448
449

2.14 その他

2.14.1 「適合」に関する記載

450 「…に適合しなければならない」という意味の場合は「…に適合する」と記載する。
451

2.14.2 「溶かす」に関する記載

452 「本品 1.0 g に水 20 mL を加えて溶かす」ことを意味する場合には「本品 1.0 g を水 20 mL に溶かす」と記
453 載する。なお、標準溶液及び試料溶液の調製操作など溶解時に「振り混ぜる」など敢えて記載する必要のない
454 操作は記載しない。
455

2.14.3 「乾燥し」の意味

456 試料について単に「乾燥し」とあるのは、その医薬品各条の乾燥減量の項と同じ条件で乾燥することをい
457 う。
458
459

460 **2.14.4 ろ過に関する記載**

461 ろ紙以外を用いてろ過する場合には、用いるろ過器を記載する。ガラスろ過器又はメンブランフィルター
462 を用いる場合は、用いる目のあらさを記載する。また、必要がある場合には、メンブランフィルターなどの
463 材質を記載する。

464 ガラスろ過器の操作は、別に規定するもののほか、吸引ろ過とする。

465 **2.14.5 試験に用いる水**

466 医薬品の試験に用いる水は、別に規定するもののほか、試験を妨害する物質を含まないなど、試験を行う
467 のに適した水を用い、「水」と記載する。

468 **2.14.6 水溶液の表記**

469 溶質名の次に溶液と記載し、特にその溶媒名を示さないものは水溶液を示す。

470 **2.14.7 試料の使用量**

471 試験に用いる試料は、操作上又は精度管理上支障のない範囲で少量化をはかる。

472 **2.14.8 試験を行うにあたり注意すべき操作の記載**

473 試験方法の冒頭に具体的な操作条件を記載する。

474 試験操作中の曝光を制限する必要がある場合は、試験方法の冒頭に次のように記載し、原則として「本操作
475 は直射日光を避け・・・」とは記載しない。

476 [例] 通常の遮光条件下で行う場合

477 本操作は遮光した容器を用いて行う。

478 [例] より厳密な遮光条件下で行う場合

479 本操作は光を避け、遮光した容器を用いて行う（溶出試験など暗室で操作する必要がある場合又は装置全
480 体を遮光して行う必要がある場合）。

481 また、標準溶液、試料溶液が安定でない場合などでは「速やかに行う」とは記載せず、試験時間・温度な
482 どの具体的な条件を記載する。

483 [例] 試験時間を規定して行う場合

484 本操作は試料溶液調製後、2時間以内に行う。（グリクラジドなど）

485 [例] 試料溶液などの保存温度などを規定して行う場合

486 試料溶液及び標準溶液は5℃以下に保存し、2時間以内に使用する。（セフチブテン水和物など）

487 **2.14.9 「薄めた……」による混液の表記**

488 1種類の試液又は液状の試薬と水の混液の場合には、組成比による記載（2.7.4）のほかに「薄めた○○」の
489 表記も用いることができる。

490 薄めた○○(1→△)とは、○○1 mLに水を加えて△ mLに薄めた場合と同じ比率で薄めた○○のことである。

491 [例] 薄めた塩酸(1→5)

492 薄めたメタノール(1→2)

493 薄めた 0.01 mol/L ヨウ素液(9→40)

494 薄めた色の比較液 A (1→5)

495 **2.14.10 飽和した溶液の表記**

496 試薬を試液に飽和した溶液の表記は、「[溶質名] 飽和 [試液名] 溶液」と記載する。

497 [例] クロム酸銀飽和クロム酸カリウム試液溶液

498 水が溶媒の飽和溶液の表記は、「[溶質名] 飽和溶液」、水以外の溶媒の飽和溶液の場合は「[溶質名] の
499 飽和 [溶媒名] 溶液」と記載する。

500 [例] シュウ酸アンモニウム飽和溶液（シュウ酸アンモニウム一水和物を飽和した水溶液）

501 水酸化カリウムの飽和エタノール(95)溶液（水酸化カリウムを飽和したエタノール(95)溶液）

502 **2.14.11 日局で規定する試薬・試液の活用**

503 試薬・試液を設定する場合には安易に試薬・試液の新規設定をせず、既存の試薬・試液が使用可能かを極力
504 検討する。既存の試薬・試液の採用が困難な場合には、新たに設定する。

505 **3. 医薬品各条**

506 **3.1 各条の内容及び記載順**

507 医薬品各条は次の項目の順に記載する。なお、医薬品の性状及び品質の適正を図る観点から設定の必要の
508 ない項目は記載しない。

509 以下については、化学薬品の原薬を中心に記載しているが、生物薬品・生薬等については、特有の項目に
510 ついてその旨注記している。

511	項 目	原薬	製剤	
512	1) 日本名	○	○	
513	2) 英名	○	○	
514	3) ラテン名	△	△	生薬関係品目について記載する
515	4) 日本名別名	△	△	
516	5) 構造式	○	×	
517	6) 分子式及び分子量（組成式及び式量）	○	×	
518	7) 化学名	○	×	
519	8) ケミカル・アブストラクツ・サービス			
520	(CAS) 登録番号	○	×	
521	9) 基原	△	△	
522	10) 成分の含量規定	○	○	
523	11) 表示規定	△	△	
524	12) 製法	×	○	
525	13) 性状	○	△	
526	14) 確認試験	○	○	
527	15) 示性値	△	△	
528	16) 純度試験	○	△	
529	17) 乾燥減量，強熱減量又は水分	○	△	
530	18) 強熱残分，灰分又は酸不溶性灰分	△	×	
531	19) 製剤試験	×	○	
532	20) その他の試験	△	△	
533	21) 定量法	○	○	
534	22) 貯法	○	○	
535	23) 有効期間	△	△	
536	24) その他	△	△	

537

538 (注) ○印は原則として記載する項目，△印は必要に応じて記載する項目，×印は記載する必要がない項目を
539 示す。

540 3.2 日本名

541 3.2.1 原薬の日本名

542 原薬の日本名は、わが国における医薬品の一般的名称（JAN）の日本語名及び国際一般的名称（INN）を参
543 考に命名する。JAN も INN もない場合には、慣用名を参考にする。

544 1) 薬効本体がアミンであり、原薬がその無機酸塩又は有機酸塩の場合は、「○○○***塩」と命名する。

545 [例] アクラルピシシ塩酸塩

546 クロミフェンクエン酸塩

547 2) 薬効本体が第四級アンモニウムであり、原薬がその塩の場合は、「○○○***化物」と命名する。

548 [例] アンベノニウム塩化物

549 エコチオパートヨウ化物

550 3) 薬効本体がアルコールであり、原薬がそのエステル誘導体の場合は、「○○○***エステル」と命名す
551 る。

552 [例] ヒドロコルチゾン酪酸エステル

553 エストラジオール安息香酸エステル

554 4) 薬効本体がカルボン酸であり、原薬がそのエステル誘導体の場合で、エステル置換基名として INN が定め
555 た短縮名を用いる場合には、カルボン酸の名称とエステル置換基の名称をスペースでつないで命名する。た
556 だし、基原以下の項ではスペースを空けずに記載する。

557 [例] セフロキシム アキセチル

558 セフテラム ピボキシル

- 559 5) 原薬が水和物の場合は、「○○○水和物」と記載する。ただし、一水和物でない場合（二水和物や三水和
560 物などの場合）であっても水和物の数は記載しない。
561 [例] アンピシリン水和物
562 ピペミド酸水和物
563 6) 原薬が薬効本体の包接体の場合は、ゲストである薬効本体の名称と INN が定めたホスト化合物の名称を
564 スペースでつないで命名する。
565 [例] アルプロスタジル アルファデクス
566 リマプロスト アルファデクス
567 7) L-アミノ酸及びその誘導体の場合、日本名に「L-」を付ける。
568 [例] L-バリン, L-カルボシステイン
569 8) 遺伝子組換え医薬品の場合、名称の後に（遺伝子組換え）を追加して命名する。
570 9) 細胞培養医薬品の場合、名称の後に、原則として種細胞株を（ ）で追加して命名する。
571 10) インスリン類縁体及びインターフェロン類の場合、インスリン及びインターフェロンの後にスペースを
572 入れ、その後ろにアミノ酸配列の違いを示す語を付けて命名する。
573 11) 糖タンパク質や糖ペプチドで、アミノ酸配列は同じで糖鎖部分が異なる場合、名称の後にスペースを入れ
574 その後にギリシャ文字のカタカナ表記（アルファ、ベータ、ガンマ等）を付けて命名する。
575 12) 生物薬品については、水溶液の場合、基原に水溶液であることを記載し、日本名に液や水溶液を付けない。
576 13) 生薬の日本名はカタカナ書きとする。

577 3.2.2 製剤の日本名

578 製剤の日本名は、通例、有効成分の名称に剤形を示す名称を組み合わせて命名する。

579 剤形を示す名称は、製剤総則の小分類（口腔内崩壊錠、吸入粉末剤など）に該当する場合は、その剤形名を用
580 いる。小分類に該当するものがなく、中分類（錠剤、注射剤など）に該当するものがある場合は、中分類の剤形
581 名を用いる。製剤各条及び生薬関連製剤各条に収載以外の剤形についても、必要に応じて、適切な剤形とする
582 ことができる。例えば、投与経路と製剤各条の剤形名などを組み合わせることにより、性状又は用途などに
583 適した剤形名を使用することができる。有効成分の名称部分は、製剤の有効成分が単一の場合は、その原薬
584 の日本名とし、製剤の有効成分が複数の場合は、これらの原薬の日本名を五十音順に並べるか、又は支障の
585 ない限り、このうちの一つ以上を代表させて五十音順に並べることにより構成する。ただし、原薬として水
586 和物を用いている場合、製剤の日本名には「水和物」を表記しない。また、医療の場において広く使われている
587 製剤の慣用名などで特定の商品名に由来しないものがある場合においては、支障のない限り、慣用名などを
588 用いることは差し支えない。また、倍散製剤はその濃度を%で表記し、倍散の名称は用いない。

- 589 [例] アザチオプリン錠
590 エストラジオール安息香酸エステル注射液
591 カイニン酸・サントニン散
592 イオウ・サリチル酸・チアントール軟膏
593 コデインリン酸塩散 1%

594 3.3 英名

595 原薬の英名は、日本名に対応する英名で命名する。

596 製剤の英名は、支障のない限り、日本名に対応する英名を用いて命名する。また、米国薬局方、欧州薬局
597 方等で使用されている剤形名も参考とする。

598 英名はそれぞれの単語の最初を大文字で始める。

599 漢方処方エキスに用いる漢方処方名の英名は、関連主要学会の統一表記法（漢方処方名ローマ字表記法）に
600 従う。参考資料：日本東洋医学雑誌，56(4)，609-622(2005)；和漢医薬学雑誌，22，綴じ込み別冊(2005)；
601 *Natural Medicines*, 59(3), 129-141(2005).

602 3.4 日本名別名

603 原薬の日本名が、INN の日本語読み、又は、繁用されている名称と異なるときなどは、これらを日本名別
604 名として記載することができる。

605 製剤においても、有効成分の名称部分については、必要があれば日本名別名を記載することができる。ま
606 た、医療の場において広く使われている製剤の慣用名などで特定の商品名に由来しないものがある場合は、
607 これを日本名別名とすることができる。

608 原薬又は製剤の日本名が改正されたときには、改正前の日本名を日本名別名として記載する。

609 日本名が承認書の一般的名称と異なる場合は、承認書の一般的名称を日本名別名として記載する。

610 3.5 ラテン名

611 生薬では、ラテン名を国際名として英名の次に掲げる。ラテン名は、原則として生薬の基原の属名と利用
612 部位を組み合わせたものとする。もし、同属に別な生薬がある場合には、種小名や、生薬の形態学的特徴、
613 別名等を示すラテン語を組み合わせる。なお、生薬の慣用ラテン名がある場合にはそれを用いる。

614 3.6 構造式

615 構造式は、「WHO 化学構造式記載ガイドライン (The graphic representation of chemical formulae in the
616 publications of international nonproprietary names (INN) for pharmaceutical substances
617 (WHO/Pharm/95.579))」, <http://apps.who.int/medicinedocs/pdf/h1807e/h1807e.pdf>」を指針に作成する。な
618 お、幾何異性体、立体異性体及びラセミ化合物である場合においても、当該化合物の化学構造式は異性体で
619 あることを反映した構造式であることを原則とする。

620 ペプチド及びタンパク質性医薬品のアミノ酸配列は、3 文字（概ね 20 アミノ酸残基以下）又は 1 文字（概
621 ね 21 アミノ酸残基以上）で表記する。1 文字表記においては、10 残基ごとにスペースを入れ、50 残基ごとに
622 改行する。また、ジスルフィド結合及び翻訳後修飾等の構造情報も明記する。ペプチド及びタンパク質性医薬
623 品については、通例、次のように記載する。なお、アミノ酸配列は等幅フォントを用いて記載する。また、翻
624 訳後修飾については、アミノ酸と区別するために、異なるフォントを用いる。

625 [例 1] ペプチド性医薬品

626

627 Glu-Ile-Val-Glu-Gln-Cys-Cys-Thr-Ser-Ile-Cys-Ser-Leu-Tyr-Gln-Leu-Glu-Asn

628

629

Glu1, ピログルタミン酸

630 [例 2] ペプチド性医薬品及びタンパク質性医薬品（2 本鎖）

631

632 A 鎖

633

OHC-MIVEQCCTSI CSLYQLENYA CGEAGFFTPE G-NH₂

634

635 B 鎖

636

GIVEQCIYVL LENYIALYQL PVCQHLCGSH LVAAK

637

638

B 鎖 K35, プロセシング（部分的）

639 [例3] ペプチド性医薬品及びタンパク質性医薬品 (ホモダイマー)

640
641 APAERCELAA ALAGLAFPAP RGYS LGNWVC AEPQPGGSQC VEHDCFALYP
642 AAKFESNFNT QATNRNTDGS TDYGILQINS GPATFLNASQ ICDGLRGHLM
643
644 RWWCNDGRTP GSRNLCNIPC SALLSSDITA TVRSSVAADA ISLLLNGDGG
645
646 SVNCAKKIVS DGNGMNAWVA WRNRCKGTDV QLPPGCGDPK RLGPLRGFQW
647 QAWIRGCRLV FPATCRPLAV GAWDESVENG GCEHACNAIP GAPRCQCAGP
648
649 AALQADGRSC TASATQSCND LCEHFVCPNP DQPGSYSCMC ETGYRLAADQ
650
651 HRCEDVDDCI LEPSPCPQRC VNTQGGFECH CYPNYDLVDG ECVEPVDPCF
652 RANCEYQCQP LNQTSYLCVC AEGFAIPHE PHRCQMFCNQ TACPADCDFN
653
654 TQASCSCPEG YILDDGFICT DIDECEGGF CSGVCTNLPG TFECIGPDK
655

656
657 C245, 分子間ジスルフィド結合 ; N322, ヒドロキシアスパラギン

658

659 [例4] 糖タンパク質性医薬品

660

661 タンパク質部分

662 APAERCELAA ALAGLAFPAP RGYS LGNWVC AEPQPGGSQC VEHDCFALYP
663 AAKFESNFNT QATNRNTDGS TDYGILQINS GPATFLNASQ ICDGLRGHLM
664
665 RWWCNDGRTP GSRNLCNIPC SALLSSDITA TVRSSVAADA ISLLLNGDGG
666
667 SVNCAKKIVS DGNGMNAWVA WRNRCKGTDV QLPPGCGDPK RLGPLRGFQW
668 QAWIRGCRLV FPATCRPLAV GAWDESVENG GCEHACNAIP GAPRCQCAGP
669
670 AALQADGRSC TASATQSCND LCEHFVCPNP DQPGSYSCMC ETGYRLAADQ
671
672 HRCEDVDDCI LEPSPCPQRC VNTQGGFECH CYPNYDLVDG ECVEPVDPCF
673 RANCEYQCQP LNQTSYLCVC AEGFAIPHE PHRCQMFCNQ TACPADCDFN
674
675 TQASCSCPEG YILDDGFICT DIDECEGGF CSGVCTNLPG TFECIGPDK
676
677

678 N87, N362, 及び T436, 糖鎖結合 ; N389, 糖鎖結合 (部分的) ;

679 S285, グルコシル化 ; N322, ヒドロキシアスパラギン

680 糖鎖部分 (主な糖鎖構造)

681 N87, N362, N389

682

683

684

685

686

687

688

689

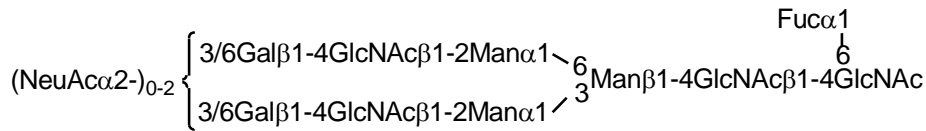
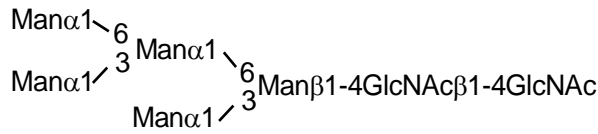
690

691

692

693

694



T436



695 3.7 分子式及び分子量 (組成式及び式量)

696 3.7.1 有機及び無機化合物

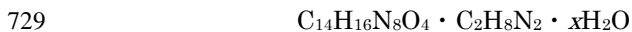
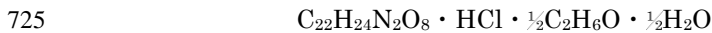
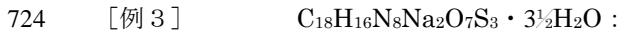
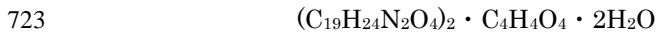
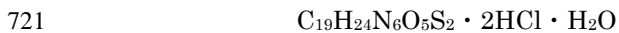
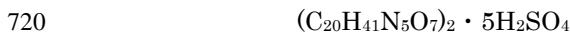
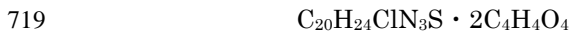
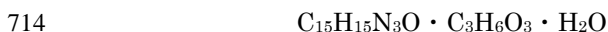
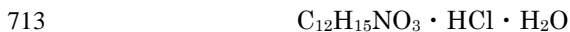
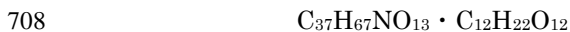
697 有機化合物については分子式及び分子量を, 無機化合物については組成式及び式量を記載する.

698 3.7.2 分子式の記載

699 分子式は構造式の表記と整合したものとする.

700 有機化合物の分子式の元素の記載順は, C, H の順とし, 次いでそれ以外の元素記号を元素記号のアルファ
701 ベット順に記載する. 塩を形成する化合物, 溶媒和物, 包接化合物などは, 分子式と分子式の間には「・」を入
702 れて記載する [例 1]. 分子式の係数は, 原則として整数とする [例 2]. ただし, 溶媒和物の場合は, 溶媒
703 の分子式の係数に分数 (帯分数を含む) を使用することができる [例 3]. 塩や溶媒の数が不明の時は, 係数
704 として x, y などを用いて記載する [例 4].

705 [例 1]



731 $C_{12}H_{30}Al_8O_{51}S_8 \cdot xAl(OH)_3 \cdot yH_2O$

732

733 3.7.3 分子量 (式量) の記載

734 分子量 (式量) は 2010 年国際原子量表により, 各元素の原子量をそのまま集計し, 小数第 3 位を四捨五入
735 し, 小数第 2 位まで求める.

736 3.7.4 分子式と分子量などの区切り

737 分子式 (組成式) と分子量 (式量) の間には「:」を入れる.

738 [例] $C_9H_8O_4 : 180.16$

739 3.7.5 生物薬品の分子式と分子量の記載

740 分子式及び分子量が均一なペプチド性医薬品及びタンパク質性医薬品については, その分子式及び分子量を
741 記載する. 分子式及び分子量が不均一な糖タンパク質性医薬品及び修飾タンパク質については, タンパク質部
742 分の分子式・分子量のみを記載し, 糖鎖や修飾基などを含めた分子量 (概数) は基原に記載する. ペプチド性
743 医薬品, タンパク質性医薬品及び糖タンパク質性医薬品は, 通例, 次のように記載する.

744 [例 1] ペプチド性医薬品 (3.6 例 1 の場合)

745 $C_{86}H_{137}N_{21}O_{31}S_3 : 2057.33$ (注)

746 注 N 末端, C 末端, 及び側鎖は非解離状態で計算する. また, Glu1 はピログルタミン酸として計
747 算する.

748 [例 2] ペプチド性医薬品及びタンパク質性医薬品 (3.6 例 2 の場合)

749 $C_{326}H_{499}N_{79}O_{97}S_8 : 7333.44$ (2 本鎖) (注 1)

750 A 鎖 $C_{148}H_{221}N_{35}O_{49}S_5 : 3434.87$ (注 2)

751 B 鎖 $C_{178}H_{280}N_{44}O_{48}S_3 : 3900.59$

752 注 1 N 末端, C 末端, 及び側鎖は非解離状態で計算する. 分子内及び分子間ジスルフィド結合は結
753 合した状態で計算する. A 鎖 M1 はホルミルメチオニンとして計算する. A 鎖 T31 はグリシンア
754 ミドとして計算する. また, B 鎖 K35 は結合しているものとして計算する.

755 注 2 分子内ジスルフィド結合は結合した状態で計算する. 分子間ジスルフィド結合は還元型として
756 計算する.

757 [例 3] ペプチド性医薬品及びタンパク質性医薬品 (3.6 例 3 の場合)

758 $C_{4078}H_{6216}N_{1186}O_{1314}S_{100} : 96086.65$ (二量体) (注 1)

759 単量体 $C_{2039}H_{3109}N_{593}O_{657}S_{50} : 48044.33$ (注 2)

760 注 1 N 末端, C 末端, 及び側鎖は非解離状態で計算する. N322 はヒドロキシアスパラギンとして
761 計算する. 分子内及び分子間ジスルフィド結合は結合した状態で計算する.

762 注 2 分子内ジスルフィド結合は結合した状態で計算する. 分子間ジスルフィド結合は還元型として
763 計算する.

764 [例 4] 糖タンパク質性医薬品 (3.6 例 4 の場合)

765 $C_{2039}H_{3109}N_{593}O_{657}S_{50} : 48044.33$ (タンパク質部分) (注)

766 注 N 末端, C 末端, 及び側鎖は非解離状態で計算する. N322 はヒドロキシアスパラギンとして計
767 算する. 分子内ジスルフィド結合は結合した状態で計算する. N87, N362, N389, T436 及び
768 S285 には糖が結合していないものとして計算する.

769 3.8 化学名及びケミカル・アブストラクツ・サービス (CAS) 登録番号

770 3.8.1 化学名の記載

771 化学名は, IUPAC 命名法に従って, 英語で命名し, 化学名の最初は大文字で記載する. なお, 幾何異性体,
772 立体異性体及びラセミ化合物である場合においても, 当該化合物の化学名は異性体であることを反映した化
773 学名であることを原則とする.

774 3.8.2 CAS 登録番号の記載

775 CAS 登録番号のあるものについては, 化学名の下に[]を付けてイタリック体で記載する. 化学名を記載し
776 ない場合にあっては, 分子式 (組成式) の下に記載する. なお, 医薬品各条の品目に該当する CAS 登録番号

777 がない場合には、無水物などの CAS 登録番号を、[〇〇-〇〇-〇, 無水物]のように記載する。

778 3.9 基原

779 3.9.1 基原の記載

780 原薬においては、通例、化学合成で製造されたもの以外は、その基原を記載する。

781 製剤においては、通例、化学合成で製造されたもの以外の原薬を有効成分として製造された製剤や天然物
782 由来の製剤などで、原薬が収載されていない場合には、その基原を記載する。

783 なお、高分子化合物については、合成原料などその基原を明記する。

784 抗生物質において、培養により製造される場合は、産生菌の学名（ラテン語）を記載する。

785 [例] 抗生物質（ゲンタマイシン硫酸塩）

786 「本品は、*Micromonospora purpurea* 又は *Micromonospora echinospora* の培養によって得られる抗細
787 菌活性を有するアミノグリコシド系化合物の混合物の硫酸塩である。」

788 生物薬品においては、水溶液の場合は、水溶液であることを明記する。分子量については、3.7.5 に従い必
789 要に応じて基原に記載する。規格試験法に分子量の項がある場合は、その規格値を記載する。分子量には幅
790 があってもよい（例：○～△）。分子量の項がない場合で、不均一性が高いなどの理由により分子量を測定で
791 きない場合は、代表的な分子の各元素の原子量を集計して記載してもよい。遺伝子組換え糖タンパク質性医
792 薬品については、細胞基材の種類を明記する。遺伝子組換え医薬品を含む生物薬品は、次のように記載す
793 る。

794 [例] ペプチド性医薬品（3.6 例 1 の場合）

795 「本品は、〈健康な〉××（種）の△△（細胞、組織又は臓器等）から得られた〈（ホルモン、酵素、サ
796 イトカイン、増殖因子、ワクチン、抗体、血液凝固因子又は阻害剤等）〉であり、18 個のアミノ酸残基か
797 らなるペプチドである。」

798 「本品は、合成〈（ホルモン、酵素、サイトカイン、増殖因子、ワクチン、抗体、血液凝固因子又は阻害
799 剤等）〉であり、18 個のアミノ酸残基からなるペプチドである。本品は、□□等の作用を有する。」

800 [例] ペプチド性医薬品及びタンパク質性医薬品（3.6 例 2 の場合）

801 「本品の本質は、〈健康な〉××（種）の△△（細胞、組織又は臓器等）から得られた〈（ホルモン、酵
802 素、サイトカイン、増殖因子、ワクチン、抗体、血液凝固因子又は阻害剤等）〉であり、31 個のアミノ酸
803 残基からなる A 鎖 1 分子、及び 35 個のアミノ酸残基からなる B 鎖 1 分子から構成される◇◇（ポリペプ
804 チド又はタンパク質）である。本品は、水溶液である。本品は、□□活性を有する。」

805 [例] ペプチド性医薬品及びタンパク質性医薬品（3.6 例 3 の場合）

806 「本品は、〈健康な〉××（種）の△△（細胞、組織又は臓器等）から得られた〈（ホルモン、酵素、サ
807 イトカイン、増殖因子、ワクチン、抗体、血液凝固因子又は阻害剤等）〉であり、449 個のアミノ酸残基か
808 らなるサブユニット 2 分子から構成される◇◇（ポリペプチド又はタンパク質）である。本品は、□□作
809 用を有する。」

810 [例] 糖タンパク質性医薬品（3.6 例 4 の場合）

811 「本品の本質は、〈健康な〉××（種）の△△（細胞、組織又は臓器等）から得られる〈（ホルモン、酵
812 素、サイトカイン、増殖因子、ワクチン、抗体、血液凝固因子又は阻害剤等）〉であり、449 個のアミノ酸
813 残基からなる糖タンパク質(分子量約△△又は○○～△△)である。本品は、水溶液である。本品は、□□活
814 性を有する。」

815 [例] 遺伝子組換えペプチド性医薬品及びタンパク質性医薬品

816 「本品の本質は、遺伝子組換えヒト××であり、○○個のアミノ酸残基からなる◇◇（ポリペプチド又は
817 タンパク質）である。本品は、水溶液である。本品は、□□活性を有する。」

818 [例] 遺伝子組換え糖タンパク質性医薬品

819 「本品の本質は、遺伝子組換えヒト××であり、◇◇細胞で産生される。本品は、○○個のアミノ酸残基
820 からなる糖タンパク質(分子量約△△)である。本品は、水溶液である。本品は、□□作用を有する。」

821 [例] 遺伝子組換えタンパク質性医薬品（アミノ酸置換型）

822 「本品の本質は、遺伝子組換えヒト××の類縁体で、\$鎖#番目が▽（アミノ酸）に、&番目が△に置換
823 されている。本品は◇◇細胞で産生される○○個のアミノ酸残基からなる糖タンパク質(分子量約△△)であ
824 る。本品は、水溶液である。本品は、□□活性を有する。」

825 [例] 多糖類

826 「本品は、〈健康な〉××（種）の△△（細胞、組織、又は臓器等）から〈得た▲▲（例：ヘパリンナト
827 リウム）の◇◇分解によって〉得た○○及び◇◇（単糖）からなる◎◎（例：グリコサミノグリカン、低
828 分子量ヘパリン）(分子量約▽▽)である。本品は、□□活性を有する。」

829 3.9.2 学名の記載

830 生薬の植物学名は、「The International Plant Names Index (IPNI), <http://www.ipni.org/>」を指針に記載
831 する。ただし、学名の命名者名の姓はフルスペルで記載し、基礎異名の命名者名は省略する。

832 [例] ミツバアケビの学名は IPNI では *Akebia trifoliata* (Thunb.) Koidz. となっているが、日局では
833 *Akeiba trifoliata* Koidzumi と記載する。

834 科名は新エングラの分類体系に従う。

835 なお、基原が複数あり、基原により他の項目の規定が異なる場合は、1), 2)・・・と番号を付して基原を記載
836 する。

837 3.9.3 基原の書きだし

838 書きだしは「本品は……」とする。

839 製剤の特性を記載する必要がある場合、次のように記載する。

840 [例] 本品は水性の注射剤である。

841 [例] 本品は用時溶解(懸濁)して用いるシロップ用剤である。

842 3.10 成分の含量規定

843 3.10.1 原薬の記載

844 原薬は、通例、次のように記載する。

845 [例] 化学薬品

846 「本品は定量するとき、××(分子式)○～□%を含む。」

847 [例] 抗生物質

848 「本品は定量するとき、換算した脱水物 1 mg 当たり○～□ μg(力価)を含む。ただし、本品の力価は、×
849 ×(分子式：分子量)としての量を質量(力価)で示す。」

850 [例] タンパク質性医薬品（溶液）

851 「本品は定量するとき、1 mL 当たり○～□ mg のタンパク質を含み、タンパク質 1 mg 当たり×単位以
852 上を含む」

853 [例] タンパク質性医薬品（粉末）

854 「本品は定量するとき、ペプチド 1 mg 当たり○○○△△単位以上を含む。」

855 [例] 生薬

856 生薬関連ではない医薬品各条と同様に、「定量するとき、」と規定する。

857 「本品は定量するとき、○○○○(分子式) ×.× % 以上を含む。」

858 「本品は定量するとき、換算した生薬の乾燥物に対し、○○○○(分子式)として×.× % 以上を含む。」
859 標準品を用いて定量する場合

860 「本品は定量するとき、換算した生薬の乾燥物に対し、××(分子式：分子量) ○ % 以上を含む。」

861 試薬の定量用○○を用いて定量する場合

862 「本品は定量するとき、換算した生薬の乾燥物に対し、×× ○ % 以上を含む。」

863 なお、試験項目名として「成分含量測定法」は使用せず、「定量法」と記載する。

864 3.10.2 製剤の記載

865 製剤は、通例、次のように記載する。

866 [例] 製剤一般

867 「本品は定量するとき、表示量の○～□ % に対応する××(分子式：分子量)を含む。」

868 [例] 注射剤（成分・分量が規定されていない注射剤）及び注射用○○

869 「本品は定量するとき、表示量の○～□ % に対応する××(分子式：分子量)を含む。」

870 [例] 注射剤（成分・分量が規定されている注射剤）

871 「本品は定量するとき、◇◇(分子式：分子量)○～□ w/v%を含む。」
872 なお、確認試験、純度試験、含量均一性、溶出性、定量法のいずれの試験においても、『表示量に従い』と
873 という旨の記載は必要ない。

874 3.10.3 成分の含量の規定における医薬品各条名又は化学的純物質名の記載法

875 成分の含量を規定する際には、通例、次により具体的な医薬品各条名又は化学的純物質名の記載を行う。

876 医薬品各条を示す場合は、医薬品名を「 」で囲んで示す。

877 化学的純物質を示す場合は、医薬品名又は物質名の次に、分子式又は組成式を()で囲んで示す。ただし、
878 その名称に対応する分子量又は式量が当該医薬品各条に記載されていない場合には、分子式又は組成式に続
879 けてそれぞれ分子量又は式量を記載する。

880 [例]

881 ① 医薬品各条を示す場合

882 (各条日本名) (例)

883 アミノフィリン水和物 「アミノフィリン水和物」

884 ② 化学的純物質を示す場合で、当該各条にその分子量又は式量の記載があるもの

885 (各条日本名) (例)

886 レセルピン レセルピン($C_{33}H_{40}N_2O_9$)

887 塩化ナトリウム 塩化ナトリウム(NaCl)

888 ③ 化学的純物質を示す場合で、当該各条にその分子量又は式量の記載がないもの

889 (各条日本名) (例)

890 レセルピン散 0.1% レセルピン($C_{33}H_{40}N_2O_9$: 608.68)

891 生理食塩液 塩化ナトリウム(NaCl : 58.44)

892 3.10.4 含量規格値の記載

893 3.10.4.1 %で規定する場合

894 成分の含量を%で示す場合、原薬又は製剤に関わらず、通例、小数第1位まで規定する。

895 原薬の成分の含量規格値は、通例、幅記載とする。

896 製剤の成分の含量規格値は、通例、表示量に対する%で示し、幅記載とする。

897 なお、液体クロマトグラフィーにより定量を行っている原薬の含量規格の設定については、通例、98.0～
898 102.0 %のように規定する。

899 3.10.4.2 単位又は力価で規定する場合

900 成分の含量を一定の生物学的作用、すなわち力価で表すときは、「単位」で規定する。ただし、抗生物質医
901 薬品にあっては、通例、「質量(力価)」で規定する。日本薬局方における単位とは日本薬局方単位を示す。

902 成分の含量規格値は、通例、幅記載とする。

903 3.10.5 乾燥などを行って定量した場合の含量の記載

904 乾燥減量の条件に従って乾燥したものを定量する場合は、「本品を乾燥したものは定量するとき、…」と、
905 乾燥減量の実測値に従って換算するものは、「本品は定量するとき、換算した乾燥物に対し、…」と記載し、
906 両者のいずれかを任意に選択する。また、水分の実測値に従って換算するものは、「本品は定量するとき、換
907 算した脱水物に対し、…」と記載する。この場合、純度試験として残留溶媒の限度規制が行われ、残留溶媒量
908 が定量値に影響を及ぼすと考えられる場合には脱溶媒物換算を行うことができ、「本品は定量するとき、換算
909 した脱水及び脱溶媒物に対し、…」と記載する。(例：エピルピシン塩酸塩、レナンピシリン塩酸塩、プラバ
910 スタチンナトリウム等) また、残留溶媒が純度試験にエタノールなど具体的に規定されている場合には、「本
911 品は定量するとき、換算した脱水及び脱エタノール物に対し、…」と記載する。(例：セフォジジムナトリウ
912 ムなど)

913 3.10.6 その他

914 有機ハロゲン化合物であって医薬品の定量法が適切に設定されている場合には、含量規定に加えて、ハロ
915 ゲン含量を設定する必要はない。なお、ハロゲン含量を規定する場合は、成分の含量としてではなく、示性
916 値として規定する。

917 また、製剤の含量規格の設定に際しては、原則として増し仕込みに基づく含量規格の設定は行わない。

918 3.11 製法

919 製剤総則の剤形に製法が記載されている場合は、その剤形名を用い、通例、次のように記載する。

920 [例] 本品は「○○○」をとり、錠剤の製法により製する。

921 [例] 本品は「〇〇〇」をとり、シロップ用剤の製法により製する。

922 **3.12 性状**

923 性状は、当該医薬品の物理的、化学的性質及び形態を、参考として記載するものである。

924 **3.12.1 性状の記載**

925 **3.12.1.1 性状の記載事項**

926 原薬の性状は、必要に応じて、色、形状、におい、味、溶解性、液性、物理的及び化学的特性(吸湿性、光
927 による変化など)、示性値(適否の判定基準としないもの)の順に記載する。融点が分解点で、規定する必要がある場合は、原則として性状の項へ記載する。結晶多形のあることが判明している原薬の融点については、特許の有無にかかわらず適否の判定基準となる示性値とはせず、性状の項に参照スペクトルを測定した原薬の融点を物性情報として載せる。

931 製剤の特性は製品毎に異なるので、通例、性状は記載しない。ただし、例えば、注射剤、点眼剤では外観を、薬局製剤では外観、におい、味(原則として内用剤に限る)の順に記載する。更に、製剤化により原薬と異なる安定性、特徴ある示性値(適否の判定基準としないもの)が生じた場合は、これらを順に記載する。

934 なお、示性値の記載の方法は、3.15 に規定した方法による。

935 また、何らかの理由により、原薬の収載のない製剤については、原則として製剤に使用する原薬の性状(溶解性、液性等)を原薬の記載方法に準じて記載する。

937 (例：注射用アセチルコリン塩化物)

938 **3.12.1.2 光学活性を有する医薬品の塩の記載**

939 光学活性を有する医薬品の塩において、「薬理作用を有するが光学活性のない酸又は塩基部分」と「薬理作用はないが光学活性を有する酸又は塩基部分」とでイオン対を構成して旋光性を示すような医薬品の場合は、旋光性を性状における示性値として記載する。

942 (例：イフェンプロジル酒石酸塩)

943 **3.12.2 におい及び味の記載**

944 におい及び味については、原則として記載する必要はないが、参考として試験者に情報提供する必要がある場合は記載する。ただし、毒劇薬、麻薬、向精神薬又は作用の激しいものなど試験者に健康上の影響を与える可能性があるもの又は飛散性のものについては、におい及び味を記載しない。

947 **3.12.3 色**

948 色の表現は、通例、JIS Z 8102-2001 “物体色の色名”による。

949 **3.12.3.1 有彩色の基本名**

950 有彩色の基本名は、赤色、黄赤色、黄色、黄緑色、緑色、青緑色、青色、青紫色、紫色、赤紫色とする。そのほか、褐色、橙色、紅色、黄白色などを用いてもよい。れんが色、さけ色、すみれ色などの色をもものにより例示する表現は、原則として用いない。

953 **3.12.3.2 無彩色の基本名**

954 無彩色の基本名は、白色(ほとんど白色を含む)、明るい灰色、灰色、暗い灰色、黒色とする。

955 **3.12.3.3 有彩色の明度及び彩度**

956 有彩色の明度及び彩度に関する形容詞は、ごくうすい、うすい、灰、暗い(又は暗)、ごく暗い、さえた(鮮)などを用いる。濃(濃い)、淡(うすい)、微(わずか)を使ってもよい。濃淡の順序は濃、淡、微の順とする。

959 [例] ごくうすい赤色、暗赤色

960 色相に関する形容詞は、帯赤(赤みの)、帯黄(黄みの)、帯緑(緑みの)、帯青(青みの)、帯紫(紫みの)を用いる。

962 [例] 帯青紫色(青みの紫色)

963 **3.12.3.4 無色に関する記載**

964 無色は、ほとんど無色を含む。「無色の澄明の液」は「無色澄明の液」と記載する。

965 **3.12.4 形状**

966 **3.12.4.1 結晶、結晶性の粉末及び粉末**

967 結晶及び粉末については、次のような表現を用いる。

968 結晶……………肉眼又はルーペを用いて結晶と認められるもの。

969 粉末……………肉眼やルーペでは結晶と認められないものは「粉末」とする。

970 結晶性の粉末……粉末のうち、粉末X線回折測定法又は光学顕微鏡により結晶の存在が認められるものは、

971 「結晶性の粉末」と記載してもよい。なお、「結晶性粉末」の語は用いない。

972 **3.12.5 におい**

973 **3.12.5.1 においの記載**

974 においは、次のような表現を用いて記載する。

975 アミン臭、刺激臭、特異なにおい、不快なにおい、芳香、〇〇様のにおい

976 **3.12.5.2 においの強弱の記載**

977 においの強弱は、次のような表現を用いて記載する。

978 強、強い、弱、弱い、わずか

979 **3.12.6 味**

980 **3.12.6.1 味の記載**

981 味は、次のような表現を用いて記載する。

982 甘い、えぐい、塩味、辛い、酸味、塩辛い、舌をやくような、渋い、苦い、苦味、温感、冷感、金属味

983 **3.12.6.2 味の強弱の記載**

984 味の強弱は次のような表現を用いて記載する。

985 強、強い、弱、弱い、わずか

986 **3.12.7 溶解性**

987 **3.12.7.1 溶解性の記載順序**

988 溶解性に関する各溶媒の記載順序は、溶けやすい順とする。

989 また、溶解性が同じ場合は、通例、水、ギ酸、アセトニトリル、*N,N*-ジメチルホルムアミド、メタノール、
990 エタノール(99.5) (又はエタノール(95))、無水酢酸、アセトン、2-プロパノール、1-ブタノール、ピリジ
991 ン、テトラヒドロフラン、酢酸(100)、酢酸エチル、ジエチルエーテル、キシレン、シクロヘキサン、ヘキサ
992 ン、石油エーテルの順とする。ただし、上記以外の溶媒については、その極性を考慮して記載する。

993 なお、溶媒の使用に当たっては1.2の規定に、また溶媒の名称などについては6.2.3の規定に留意すること。

994 **3.12.7.2 溶解性を規定する溶媒**

995 溶解性を規定する溶媒は、水及びエタノール(99.5)のほか、原則として試験に使用する全ての溶媒とする。

996 なお、試験にエタノール(95)が溶媒として使用されている場合は、エタノール(99.5)に代えてエタノール(95)
997 に対する溶解性を規定する。また、エタノール(95)及びエタノール(99.5)の両者を試験に使用している場合は、
998 エタノール(99.5)の溶解性を規定する。試験に使用する溶媒とは、試料を直接溶液にする操作に用いる溶媒で、
999 混合溶媒及び混合溶媒の構成成分となっている溶媒は、原則として含まない。

1000 試験に使用しない溶媒でも、当該医薬品の特徴を示す溶解性がある場合はこれを記載する。また、試験に
1001 複数の酸性又はアルカリ性の試液が使用されている場合、代表的な一つずつの酸・アルカリの試液について、
1002 溶媒の溶解性の次に改行して、次のように記載する。

1003 [例] 「本品は希塩酸又はアンモニア試液に溶ける。」

1004 薄層クロマトグラフィーなどの展開溶媒を構成する溶媒及び塩基又は酸として抽出するときの溶媒は溶解
1005 性を規定する溶媒の対象とはしない。

1006 水分の規定などの場合のように、簡略記載のために溶媒について具体的な記載のない場合においても、そ
1007 の試験などにおいて試料を直接溶解するのに用いた溶媒 (例えば、水分測定の際に、試料を溶解するのに用い
1008 たメタノールなどの溶媒) については、その溶解性の記載を行う。

1009 **3.12.7.3 「溶媒に溶ける」又は「混和する」の意味**

1010 医薬品が溶媒に溶けるとは澄明に溶けることを意味し、混和するとは、任意の割合で澄明に混ざり合うこ
1011 とを意味する。

1012 **3.12.7.4 溶解性の試験方法及び溶解性を示す用語の定義**

1013 溶解性を示す用語は次による。

1014 溶解性は、別に規定するもののほか、医薬品を100号(150 μm)ふるいを通過する細末とした後、溶媒中
1015 に入れ、20±5℃で、5分ごとに強く30秒間振り混ぜるとき、30分以内に溶ける度合いをいう。試験で得ら
1016 れた溶媒の量が二段階にまたがるときは、溶媒量の多い方の用語を用いる。

1017 なお、溶解性は、飽和溶液の濃度から算出しても差し支えない。

1018

[用語] [溶質1g又は1mLを溶かすに要する溶媒量]

極めて溶けやすい	1 mL 未満
溶けやすい	1 mL 以上 10 mL 未満

やや溶けやすい	10 mL 以上	30 mL 未満
やや溶けにくい	30 mL 以上	100 mL 未満
溶けにくい	100 mL 以上	1000 mL 未満
極めて溶けにくい	1000 mL 以上	10000 mL 未満
ほとんど溶けない	10000 mL 以上	

1019 **3.12.7.5 ガスの発生や塩の形成などを伴う場合の溶解性の表現**

1020 ガスの発生、塩の形成など医薬品が反応して溶解する場合、一般の溶解性を示す記載の次に別行とし、
1021 「○○は△△に溶ける」と記載する。

1022 **3.12.8 液性**

1023 液性は pH で記載する。通例、「本品○ g を水× mL に溶かした液の pH は…」又は「本品の□□溶液(1
1024 →20)の pH は」のように記載する。

1025 **3.12.9 物理的及び化学的特性**

1026 その医薬品の吸湿性、潮解性、風解性、揮散性、蒸発性、固化性、凝固性、光による変化、色の変化、分
1027 解、又は不溶物の生成など、主として当該医薬品の物理的又は化学的变化に関する特性を記載する。

1028 光による変化の記載は、光により変化する内容をより適切に表すため、分解生成物が検出されるような変
1029 化は「分解する」とし、着色が起こるような変化は「○色となる」とし、「本品は光によって徐々に変化する」
1030 とは記載しない。

1031 [例] 「本品は光によって徐々に褐色となる」

1032 「本品は吸湿性である」

1033 「本品は湿気によって潮解する」

1034 吸湿性について、通例の記載基準(25 °C, 75 %RH, 7 日間, 3 %超の吸湿)に該当しない場合は、性状
1035 の項に記載しないが、試験の実施に影響がある場合には必要に応じて当該試験の欄に記載する。

1036 **3.12.10 性状の項の示性値**

1037 **3.12.10.1 性状における示性値の扱い**

1038 性状の項に記載する示性値は、参考に供するためのもので、適否の判定基準を示すものではない。

1039 また、数値については、概数で示しても差し支えない。

1040 **3.12.10.2 性状における示性値の記載**

1041 記載方法は、原則として 3.15 の規定による。ただし、融点は「約○ °C」の表現を用いても差し支えない。

1042 分解点は、「約× °C(分解). 」と記載し、「○～× °C(分解). 」のような幅記載は行わない。また、融解又
1043 は分解に 10 °C 以上の幅があるものは規定しないが、それらの現象が外観上で確認できる温度に関する情報を
1044 提出する。

1045 **3.12.10.3 不斉炭素有するが旋光性を示さない(ラセミ体など) 場合の扱い**

1046 ラセミ体のように不斉炭素有するが旋光性を示さない医薬品の場合には、性状の項に「本品の水溶液(1→
1047 ××)は旋光性を示さない」(固体の場合)又は「本品は旋光性を示さない」(液体の場合)と記載する。

1048 **3.12.10.4 純度試験に光学異性体の規定がある場合の旋光度の扱い**

1049 純度試験に光学異性体の規定がある場合、旋光度については性状の項に記載する。

1050 **3.13 生薬の性状**

1051 生薬の性状は、必要に応じて、生薬の外部形態、長さ、径、外面の色、外面の特徴的要素、部位ごとの特徴
1052 又はルーペ視、横切、折等で得られる特徴的要素、におい、味、鏡検で得られる特徴的要素、溶解性、液性等
1053 の順で記載する。

1054 なお、試験者に健康上の影響を与える可能性があるものについては、におい及び味を規定しない。

1055 色、におい、味、溶解性、液性は、3.12 性状の項を参考に記載する。なお、基原が複数あり、それぞれの基
1056 原により、生薬の性状が異なる場合は、基原に対応して片括弧で付番し、学名(命名者名含む)を記載し、そ
1057 れぞれに、性状を全文記載する。

1058 **3.14 確認試験**

1059 **3.14.1 確認試験の設定**

1060 確認試験は、医薬品又は医薬品中に含有されている有効成分などを、その特性に基づいて確認するための
1061 試験である。

1062 製剤の確認試験は、原則として全ての製剤に設定する。製剤中で確認が必要な成分については、配合剤や
1063 添加剤の影響に留意して確認試験を設定する。

1064 3.14.2 確認試験の合理化

1065 確認試験以外の項目の試験によっても医薬品の確認が可能な場合には、それらを考慮に入れることができ
1066 る。例えば、定量法に特異性の高いクロマトグラフィーを採用する場合のように、保持時間が一致すること
1067 で有効成分などが十分に確認できる場合には、定量法と重複する内容での確認試験は原則として設定する必
1068 要はない。

1069 なお、保持時間の一致による確認試験は、通例の定性反応、紫外可視吸収スペクトル、赤外吸収スペクト
1070 ル又は核磁気共鳴スペクトルなどによる確認試験に加えて設定することもできる。

1071 3.14.3 確認試験として設定する試験法

1072 確認試験としては、通例、スペクトル分析、化学反応、クロマトグラフィー等による理化学的方法や、生
1073 化学的方法又は生物学的方法などが考えられる。

1074 目的物質の同定・特定を目的としたペプチドマップ法、免疫化学的手法（ELISA、ウェスタンブロット）、
1075 液体クロマトグラフィー、電気泳動等の試験については、確認試験として設定する。構成アミノ酸は、ペプ
1076 チドマップを設定していれば必要ない。

1077 3.14.3.1 スペクトル分析

1078 スペクトル分析としては、原則として赤外吸収スペクトル及び紫外可視吸収スペクトルを設定する。ただ
1079 し、重合高分子化合物などについては赤外吸収スペクトル及び紫外可視吸収スペクトルの適用の意義を慎重
1080 に検討する。必要に応じ、核磁気共鳴スペクトルの設定を検討する。

1081 3.14.3.2 化学反応

1082 化学反応による方法については、化学構造の特徴を確認するのに適切なものがある場合に設定するが、ハ
1083 ロゲン、ニトロ等の官能基が赤外吸収スペクトルで明確に確認できる場合は設定する必要はない。

1084 3.14.3.3 クロマトグラフィー

1085 スペクトル分析や化学反応による試験の設定が困難な場合は、薄層クロマトグラフィー、液体クロマトグ
1086 ラフィー等のクロマトグラフィーによる方法の設定を検討する。

1087 クロマトグラフィーによる確認試験は標準物質との比較によって行う。ただし、生薬等においてはその限
1088 りではない。

1089 3.14.3.4 生化学的方法又は生物学的方法

1090 酵素、ホルモン、サイトカインなどの生物薬品については、その生化学的又は生物学的特性を利用した方
1091 法による確認試験を設定することができる。

1092 3.14.4 確認試験の記載の順序

1093 確認試験の記載の順序は、呈色反応、沈殿反応、分解反応、誘導體、吸収スペクトル（紫外、可視、赤外）、
1094 核磁気共鳴スペクトル、クロマトグラフィー、特殊反応、陽イオン、陰イオンの順とする。分解した後に次
1095 の反応を行うものは分解反応とする。

1096 3.14.5 一般試験法の定性反応を用いる場合の記載

1097 確認試験に一般試験法の定性反応を用いる場合は、次のように記載する。

1098 一般試験法の塩化物の定性反応に規定されている全ての項目を満足する場合は、「本品は塩化物の定性反応
1099 〈1.09〉を呈する」と記載する。

1100 規定されている項目のうち、特定の項目の試験のみを実施する場合には、「…の定性反応(1)〈1.09〉を呈す
1101 る」のように記載する。

1102 なお、定性反応を規定する場合、検液のイオン濃度は、通例、0.2～1%とし、明確な判定のために原則と
1103 して「本品の水溶液(1→100)は…の定性反応〈1.09〉…を呈する」のように濃度を規定する。

1104 また、対象とする塩が異なる場合には（1）ナトリウム塩、（2）リン酸塩のように分けて項立てする。

1105 [例] リン酸水素ナトリウム水和物の例

1106 （1）本品の水溶液(1→10)はナトリウム塩の定性反応〈1.09〉の(1)及び(2)を呈する。

1107 （2）本品の水溶液(1→10)はリン酸塩の定性反応〈1.09〉の(1)及び(3)を呈する。

1108 3.14.6 紫外及び可視吸収スペクトルによる確認試験

1109 参照スペクトル又は標準品のスペクトルとの比較による方法の設定を検討する。参照スペクトルは原則と
1110 して220 nm以上とするが、原案で測定する波長は、短波長での規定の必要性を判断（例えば、長波長側の極
1111 大吸収の吸光度にスケールを合わせたため230 nm付近で振り切れている場合など）するため、原則として
1112 210 nm以上とする。製剤の確認試験に本法を適用する場合、原則として参照スペクトル法は採用せず、吸収

1113 極大の波長により規定する。

1114 参照スペクトル又は標準品のスペクトルと同じ測定条件で紫外可視吸光度測定法により試料のスペクトル
1115 を測定し、両者のスペクトルを比較するとき、同一波長のところに同様の強度の吸収を与える場合に、互い
1116 の同一性が確認される。

1117 通例、「本品のエタノール(95)溶液(1→〇〇)につき、紫外可視吸光度測定法(2.24)により吸収スペクトルを
1118 測定し、本品のスペクトルと本品の参照スペクトル(又は△△標準品について同様に操作して得られたスペク
1119 トル)を比較するとき、両者のスペクトルは同一波長のところに同様の強度の吸収を認める。」と記載する。

1120 参照スペクトルとの比較による方法の設定が困難な場合には、吸収極大の波長について規定する方法を採
1121 用する。規定する波長幅は通例、4 nm を基準とする。また、吸収スペクトルの肩を規定する必要がある場合
1122 は、規定する波長幅は 10 nm 程度で差し支えない。なお、原則として吸収の極小は規定しない。

1123 3.14.7 赤外吸収スペクトルによる確認試験

1124 原則として臭化カリウム錠剤法によることとし、参照スペクトル又は標準品のスペクトルとの比較により
1125 適否を判定する。ただし、塩酸塩については、原則として塩化カリウム錠剤法とする。また、確認試験とし
1126 ての目的が十分に達成される場合にはペースト法などによってもよい。

1127 通例、「本品を乾燥し、赤外吸収スペクトル測定法(2.25)の〇〇法により試験を行い、本品のスペクトルと
1128 本品の参照スペクトル(又は乾燥した△△標準品のスペクトル)を比較するとき、両者のスペクトルは同一波
1129 数のところに同様の強度の吸収を認める。」と記載する。

1130 結晶多形を有するものについては、原薬の結晶形が特定されている場合を除き、通例、上記のような判定
1131 記載の末尾に再測定の前処理法について記載する。具体的な規定が困難な場合に限り「別に規定する方法」
1132 とすることも可能だが、欧州薬局方などを参考に比較的簡単な規定ができる場合には、再処理方法を記載す
1133 る必要がある。

1134 [例] 「もし、これらのスペクトルに差を認めるときは、本品(及び△△標準品)を(それぞれ)□□に溶
1135 かし、□□を蒸発し、残留物を……で乾燥したものにつき、同様の試験を行う。」

1136 製剤では、添加剤の影響により参照スペクトルとの比較が困難な場合は、有効成分に特徴的な吸収帯を選
1137 び波数で規定する。2000 cm⁻¹以上の波数は1位の数値を四捨五入して規定する。

1138 [例] 「…につき、赤外吸収スペクトル測定法(2.25)の液膜法により測定するとき、波数 2940 cm⁻¹、2810
1139 cm⁻¹、2770 cm⁻¹、1589 cm⁻¹、1491 cm⁻¹、1470 cm⁻¹、1434 cm⁻¹、1091 cm⁻¹及び 1015 cm⁻¹付近に吸収
1140 を認める。」(クロルフェニラミンマレイン酸塩散)

1141 なお、規定する吸収帯は、スペクトル中の主要な吸収帯及び有効成分の構造の確認に有用な吸収帯をでき
1142 るだけ広い波数域にわたるように選択する。なお構造上特徴的な官能基は原則として帰属される必要があ
1143 る。

1144 3.14.8 核磁気共鳴スペクトルによる確認試験

1145 原則として内部基準物質に対するシグナルの化学シフト、分裂のパターン及び各シグナルの面積強度比を
1146 規定する。

1147 [例] 「本品の核磁気共鳴スペクトル測定用重水溶液(1→10)につき、核磁気共鳴スペクトル測定用 3-トリ
1148 メチルシリルプロパンスルホン酸ナトリウムを内部基準物質として核磁気共鳴スペクトル測定法(2.21)に
1149 より 1H を測定するとき、 δ 1.2 ppm 付近に三重線のシグナル A を、 δ 6.8 及び δ 7.3 ppm 付近にそれぞ
1150 れ一対の二重線のシグナル B 及び C を示し、各シグナルの面積強度比 A : B : C はほぼ 3 : 2 : 2 である。」
1151 (セフォペラゾンナトリウム)

1152 3.14.9 クロマトグラフィーによる確認試験

1153 通例、薄層クロマトグラフィーの場合は、試料溶液及び標準物質を用いて調製した標準溶液から得た主ス
1154 ポットの R_f 値、色又は形状などが等しいことを規定する。定量用標準物質が「医薬品各条」と同一規格で設
1155 定されている場合には、確認試験での標準物質として、定量用標準物質を使用する。ただし、定量用標準物
1156 質に含量規格を「医薬品各条」より厳しくするような上乗せ規格がある場合には、定量用標準物質は使用せず、
1157 「医薬品各条」を使用することを原則とする。

1158 液体クロマトグラフィーの場合は試料溶液及び標準品又は標準物質を用いて調製した標準溶液から得た有
1159 効成分の保持時間が等しいこと、又は試料に標準被検成分を添加しても試料の試験成分のピークの形状が崩
1160 れないことを規定する。ただし、製剤の場合は原薬を用いて調製した標準溶液との比較でもよい。なお、被
1161 検成分の化学構造に関する知見が同時に得られる検出器が用いられる場合、保持時間の一致に加えて、化学
1162 構造に関する情報が一致することにより、より特異性の高い確認を行うことができる。

1163 [例] 「本品及びアミカシン硫酸塩標準品 0.1 g ずつを水 4 mL に溶かし、試料溶液及び標準溶液とする。
1164 これらの液につき、薄層クロマトグラフィー (2.03) により試験を行う。試料溶液及び標準溶液 2 μ L ずつ
1165 を薄層クロマトグラフィー用シリカゲルを用いて調製した薄層板にスポットする。次に水/アンモニア水
1166 (28)/メタノール/テトラヒドロフラン混液(1:1:1)を展開溶媒として約 10 cm 展開した後、薄層板
1167 を風乾する。これにニンヒドリン・クエン酸・酢酸試液を均等に噴霧した後、100 $^{\circ}$ C で 10 分間加熱する
1168 とき、試料溶液から得た主スポット及び標準溶液から得たスポットは赤紫色を呈し、それらの R_f 値は等
1169 しい。」(アミカシン硫酸塩)

1170 3.14.10 塩の場合の対イオンの確認試験

1171 対象となる医薬品が塩の場合は、薬理作用を持たない対イオンの確認試験も設定する。ただし、製剤には原
1172 則として設定する必要はない。

1173 3.14.11 確認する物質の名称の記載

1174 確認する物質の名称を末尾に () で示すのは、確認する物質を特定する必要がある場合(例えば、ヨード・
1175 サリチル酸・フェノール精)などに限る。

1176 3.15 示性値

1177 3.15.1 示性値の設定

1178 アルコール数、吸光度、凝固点、屈折率、浸透圧比、旋光度、構成アミノ酸、粘度、pH、成分含量比、比
1179 重、沸点、融点、酸価、けん化価、エステル価、水酸基価、ヨウ素価等のうち、適否の判定基準とする必要
1180 があるものを、旋光度、融点のような項目名を用い、設定する。記載順は上記のとおりとする。ただし、確
1181 認試験に紫外可視吸光度測定法による試験を設定した場合は、吸光度を規定する必要はない。原則として注
1182 射剤用原薬には pH を設定するが、非イオン性化合物では設定は不要である。

1183 生物薬品における目的物質関連物質の組成比/含量、糖鎖プロファイル、シアル酸含量、単糖組成分析等
1184 は、示性値として規定する。

1185 各項目は、3.15.2~3.15.13 の規定のように記載するが、試験法が一般試験法と異なる場合は、操作法を記
1186 載する。

1187 3.15.1.1 製剤の示性値

1188 製剤の場合には、必要に応じて、製剤の安定性及び有効性・安全性等にかかわる品質評価に直接関与する
1189 項目を設定する。

1190 原薬の収載がない製剤については、必要に応じて、その原薬の示性値を記載する。

1191 製造販売承認書に規格として設定されている製剤の浸透圧比及び pH を日局に規定する場合は、「別に規定
1192 する。」とする。ただし、抗生物質については局外規第四部で浸透圧比/pH が設定されている場合にのみ設
1193 定する。浸透圧比は、通例、以下のように記載する。用時溶解して使用する注射剤の場合には、試料溶液調製
1194 法を記載する。ただし、筋肉内投与のない場合には原則として設定の必要はない。

1195 浸透圧比 (2.47) 0.9~1.1

1196 浸透圧比 (2.47) 「 $\Delta\Delta$ 」1.0 g に対応する量を注射用水 10 mL に溶かした液の浸透圧比は 1.0~1.2 であ
1197 る。

1198 3.15.2 吸光度の記載

1199 吸光度は、通例、次のように記載するが、確認試験に紫外可視吸光度測定法による参照スペクトル法が規
1200 定されている場合には、吸光度を示性値として設定しなくてもよい。

1201 吸光度 (2.24) $E_{1\text{cm}}^{1\%}$ (247 nm) : 390~410 (乾燥後, 10 mg, メタノール, 1000 mL).

1202 これは「本品を乾燥減量の項に規定する条件で乾燥し、その約 10 mg をマイクロ化学はかりを用いて精密に量
1203 り、メタノールに溶かし、正確に 1000 mL とした場合と同じ比率の溶液とする。この液につき、一般試験法
1204 の紫外可視吸光度測定法 (2.24) により試験を行うとき、波長 247 nm における $E_{1\text{cm}}^{1\%}$ は 390~410 である」を意
1205 味する。

1206 なお、吸光度の記号中の 1 % とは、1 g/100 mL を意味する。

1207 3.15.3 凝固点の記載

1208 凝固点は、通例、次のように記載する。

1209 凝固点 (2.42) 112 $^{\circ}$ C 以上。

1210 これは「本品は、凝固点測定法 (2.42) により試験を行うとき、凝固点は 112 $^{\circ}$ C 以上である」を意味する。

1211 3.15.4 屈折率の記載

1212 屈折率は、通例、次のように記載する。

- 1213 屈折率 (2.45) n_D^{20} : 1.481~1.486
1214 これは「本品は、屈折率測定法 (2.45) により 20 °Cで試験を行うとき、屈折率 n_D^{20} は 1.481~1.486 である」
1215 を意味する。
- 1216 **3.15.5 旋光度の記載**
1217 旋光度は、通例、次のように記載する。
1218 旋光度 (2.49) $[\alpha]_D^{20}$: +48~+57° (乾燥後, 0.25 g, 水, 25 mL, 100 mm).
1219 これは「本品を乾燥減量の項に規定する条件で乾燥し、その約 0.25 g を精密に量り、水に溶かし、正確に
1220 25 mL とする。この液につき、旋光度測定法 (2.49) により試験を行い、20 °C, 層長 100 mm で測定するとき、
1221 比旋光度 $[\alpha]_D^{20}$ は+48~+57°である」を意味する。
- 1222 **3.15.6 粘度の記載**
1223 粘度は、通例、次のように記載する。
1224 粘度 (2.53) 345~445 mm²/s (第 1 法, 25 °C).
1225 これは「本品は、粘度測定法 (2.53) の第 1 法により 25 °Cで試験を行うとき、動粘度は 345~445 mm²/s で
1226 ある」を意味する。
1227 粘度 (2.53) 123~456 mPa·s (第 2 法, 20 °C).
1228 これは「本品は、粘度測定法 (2.53) の第 2 法により 20 °Cで試験を行うとき、粘度は 123~456 mPa·s で
1229 ある」を意味する。
- 1230 **3.15.7 pH の記載**
1231 pH は、通例、次のように記載する。
1232 液体の医薬品の場合：
1233 pH (2.54) 7.1~7.5
1234 これは「本品は、pH 測定法 (2.54) により試験を行うとき、pH は 7.1~7.5 である」を意味する。
1235 固体の医薬品の場合：
1236 pH (2.54) 本品 1.0 g を○○× mL に溶かした液の pH は△~□である。
- 1237 **3.15.8 比重の記載**
1238 比重は、通例、次のように記載する。
1239 比重 (2.56) d_{20}^{20} : 0.718~0.721
1240 これは「本品は、比重及び密度測定法 (2.56) により 20 °Cで試験を行うとき、比重 d_{20}^{20} は 0.718~0.721 で
1241 ある」を意味する。
- 1242 **3.15.9 沸点の記載**
1243 沸点は、通例、次のように記載する。
1244 沸点 (2.57) 118~122 °C
1245 これは「本品は、沸点測定法及び蒸留試験法 (2.57) により試験を行うとき、沸点は 118~122 °Cである」
1246 を意味する。
- 1247 **3.15.10 融点の記載**
1248 融点は、通例、次のように記載する。
1249 融点 (2.60) 110~114 °C
1250 これは「本品は、融点測定法 (2.60) の第 1 法により試験を行うとき、融点は 110~114 °Cである」を意味
1251 する。
1252 第 2 法又は第 3 法を用いるときは、その旨を融点の数値の次に記載する。
1253 [例] 融点 (2.60) 56~72 °C(第 2 法).
- 1254 **3.15.11 酸価の記載**
1255 酸価は、通例、次のように記載する。
1256 酸価 (1.13) 188~203
1257 これは「本品は、油脂試験法 (1.13) により試験を行うとき、酸価は 188~203 である」を意味する。
- 1258 **3.15.12 エステル価 (けん化価, 水酸基価など) の記載**
1259 エステル価は、通例、次のように記載する。
1260 エステル価 (1.13) 72~94
1261 これは「本品は、油脂試験法 (1.13) により試験を行うとき、エステル価は 72~94 である」を意味する。
1262 けん化価, 水酸基価等は、エステル価に準じて記載する。

1263 **3.15.13 ヨウ素価の記載**
1264 ヨウ素価は、通例、次のように記載する。
1265 ヨウ素価 (I.13) 18~36
1266 これは「本品は、油脂試験法 (I.13) により試験を行うとき、ヨウ素価は 18~36 である」を意味する。

1267 3.16 純度試験

1268 3.16.1 純度試験の設定

1269 純度試験は、医薬品各条のほかの試験項目と共に、医薬品の純度を規定するものであり、医薬品中の混在
1270 物の種類、その混在量の限度及び混在量を測定するための試験法を規定する。この試験の対象となる混在物
1271 は、その医薬品の製造工程（原料、溶媒などを含む）に混在し、又は保存の間に生じることが予想されるもの
1272 である。原則として類縁物質を設定する。ただし、合理的理由がある場合は、試験の設定を省略することが
1273 できる。

1274 生物薬品の製造工程由来不純物で、原案作成会社が最終製品試験項目に規定せず、製造工程内で管理して
1275 いる場合であっても、宿主由来タンパク質及び DNA のように管理すべき重要項目と考えられる場合について
1276 は項立てして『別に規定する』とする。

1277 生物薬品の目的物質由来不純物（重合体、分解物、脱アミド体、酸化体等）は純度試験として設定し、目的
1278 物質関連物質は示性値として設定する。なお、目的物質関連物質と目的物質由来不純物を一つの試験法で評
1279 価できる場合には試験項目を無理に分ける必要はなく、「類縁物質」などの項目名を使用する。

1280 用量が微量な医薬品の場合にあつては、試料量の少ない試験方法の設定を検討する。また、品質評価の上で
1281 支障のない場合には、設定を省略しても差し支えない。

1282 3.16.2 純度試験の記載の順序

1283 純度試験の記載の順序は、原則として次による。

1284 色、におい、溶状、液性、酸、アルカリ、塩化物、硫酸塩、亜硫酸塩、硝酸塩、亜硝酸塩、炭酸塩、臭化
1285 物、ヨウ化物、可溶性ハロゲン化物、チオシアン化物、セレン、陽イオンの塩、アンモニウム、重金属、鉄、
1286 マンガン、クロム、ビスマス、スズ、アルミニウム、亜鉛、カドミウム、水銀、銅、鉛、銀、アルカリ土類
1287 金属、ヒ素、遊離リン酸、異物、類縁物質（安全性に懸念のある類縁物質、その他の類縁物質）、異性体、光
1288 学異性体、多量体、残留溶媒、その他の混在物、蒸発残留物、硫酸呈色物。

1289 3.16.3 溶状

1290 溶状は、特に純度に関する情報が得られる場合に、必要に応じて設定する。注射剤に使用する原薬であつ
1291 ても、純度に関する情報が得られない場合には設定する必要はない。

1292 溶媒は水を用いるが、難溶性で十分な試験濃度が確保できない場合、メタノールなど、有機溶媒を用いて
1293 もよい。

1294 溶状を規定する場合は色ではなく、吸光度の数値比較又は色の比較液等との比較により規定する。

1295 溶状の試験における溶液の濃度は、10 g/100 mL、すなわち(1→10)を基準とし、臨床投与での濃度がこれ
1296 より高い場合は、その濃度を基準にして合理的な濃度を設定する。また、当該医薬品の溶解度から(1→10)の
1297 濃度では溶状を試験することが難しいと考えられる場合は、溶ける範囲でなるべく高い濃度とする。

1298 3.16.4 無機塩、重金属、ヒ素など

1299 塩化物、硫酸塩、重金属及びヒ素における%又は ppm への換算は、付表又はそれに準じた方法による。

1300 試料の採取量などは、付表に合わせることにする。

1301 3.16.4.1 無機塩、重金属、ヒ素などの設定

1302 無機塩、重金属、ヒ素などは、製造工程（原料、溶媒などを含む）及び用法・用量などを考慮して設定す
1303 る。

1304 なお、生薬の場合には、基原の動植物及び鉱物中における天然含量なども考慮して設定する。

1305 [例] 重金属 (I.07) 本品 2.0 g をとり、第 4 法により操作し、試験を行う。比較液には鉛標準液 2.0 mL を
1306 加える(10 ppm 以下)。

1307 [例] ヒ素 (I.11) 本品 1.0 g をとり、第 3 法により検液を調製し、試験を行う(2 ppm 以下)。

1308 3.16.4.2 塩化物、硫酸塩

1309 塩化物、硫酸塩の試験では、原則として適当な溶媒を加えて試料を溶解した後、検液を調製する。

1310 [例] 塩化物 (I.03) 本品 2.0 g をとり、試験を行う。比較液には 0.01 mol/L 塩酸 0.40 mL を加える(0.007 %
1311 以下)。

1312 [例] 硫酸塩 (I.14) 本品 2.0 g をとり、試験を行う。比較液には 0.005 mol/L 硫酸 0.40 mL を加える(0.010 %

1313 以下).

1314 3.16.4.3 可溶性ハロゲン化物

1315 可溶性ハロゲン化物は、塩素以外のハロゲンを試験するときに設定する。

1316 3.16.4.4 ヒ素の設定の原則

1317 ヒ素については、原則として次のいずれかに該当する場合に設定する。ただし、生薬等を除き、製造販売
1318 承認書にヒ素が規格として設定されていない場合は、設定の必要はない。

- 1319 ① 製造工程からヒ素混入の可能性が考えられる場合
- 1320 ② リン酸を含む化合物（リン酸塩、リン酸エステル等）
- 1321 ③ 無機化合物

1322 3.16.4.5 重金属、ヒ素の添加回収率の検討

1323 重金属、ヒ素の設定に際して、あらかじめ添加回収率を検討する。

1324 なお、重金属、ヒ素の添加回収率は、原則として規格値レベルの濃度で試験し、70 %以上であることが必
1325 要である。

1326 3.16.5 類縁物質

1327 3.16.5.1 類縁物質試験の設定

1328 安全性に懸念がある類縁物質については、それぞれの混在量を個別に測定しうる特異性の高い試験法を設
1329 定する。

1330 安全性に懸念のない類縁物質については、物質を特定しない類縁物質試験で差し支えない。

1331 3.16.5.2 分解生成物

1332 強制分解生成物に関する知見及び安定性試験の結果などを勘案し、必要に応じて、製造工程及び保存中の
1333 分解に由来する混在物について試験を規定する。

1334 製剤の保存期間中に分解生成物が有意に増加する場合は、類縁物質の設定を考慮する。

1335 3.16.5.3 類縁物質の試験方法

1336 類縁物質の試験方法は、定量性及び検出感度を考慮して設定する。

1337 液体クロマトグラフィーによる場合は、原則として試料溶液を希釈した液を標準溶液とする。ただし、類
1338 縁物質の定量性が 0.1 %付近まで確認できていれば、面積百分率法も用いることができる。類縁物質の標準
1339 物質の溶液を標準溶液とする場合には、一般に入手可能で、試験の目的に適した品質の標準物質を用いる。

1340 薄層クロマトグラフィーによる場合は、標準溶液のスポットと比較する方法によるものとし、「単一スポッ
1341 トである」との判定は用いない。標準溶液には試料溶液を規格限度値まで希釈した溶液、又は類縁物質の標準
1342 物質の溶液を用いる。

1343 3.16.5.4 類縁物質の限度値設定の考え方

1344 安全性に懸念のある類縁物質の限度値は、試料量に対する%又は標準溶液との比較による方法で設定す
1345 る。

1346 物質を特定しない類縁物質の限度値は、個々と総量の両方を規定する。個々の類縁物質の限度値及び類縁
1347 物質の総量は、面積百分率(%)又は標準溶液との比較による方法によって設定する。

1348 ただし、個々の類縁物質の限度値を薄層クロマトグラフィーでは 0.2 %、液体クロマトグラフィーなどで
1349 は 0.1 %以下で規定する場合には、総量規定は設定しなくてもよい場合がある。また、個々の限度値を上記
1350 のように 0.1 %以下で設定した場合にあっても合わせて総量規定を設定する場合には、検出の確認は原則と
1351 して 0.05 %以下で規定する。

1352 [例 1] 標準的な記載例

1353 本品* mg を△△* mL に溶かし、試料溶液とする。この液* mL を正確に量り、移動相を加えて正
1354 確に* mL とし、標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液* μL ずつを正確にとり、次の条件で液体クロ
1355 マトグラフィー (2.01) により試験を行う。それぞれの液の各々のピーク面積を自動積分法により測定する
1356 とき、試料溶液の○○に対する相対保持時間約*の(抗生物質の場合には□□と化合物名を記載すること
1357 ができる)のピーク面積は、標準溶液の○○のピーク面積の*倍より大きくなく、試料溶液の○○に対す
1358 る相対保持時間約*の(抗生物質の場合には◆◆の化合物名を記載することができる)ピーク面積は、標
1359 準溶液の○○のピーク面積の*倍より大きくなく、試料溶液の○○及び上記以外のピークの面積は、標準
1360 溶液の○○のピーク面積より大きくない。また、試料溶液の○○以外のピークの合計面積は、標準溶液の
1361 ○○のピーク面積の*倍より大きくない。

1362 ただし、○○に対する相対保持時間約*及び約*のピーク面積は自動積分法で求めた面積にそれぞれ
1363 感度係数 1.4 及び 1.1 を乗じた値とする(感度係数を記載する場合)。

1364 [例 2] 面積百分率法による記載例

1365 本品* mgを△△* mLに溶かし、試料溶液とする。試料溶液* μLにつき、次の条件で液体クロマト
1366 グラフィー〈2.01〉により試験を行う。試料溶液の各々のピーク面積を自動積分法により測定し、面積百分
1367 率法によりそれらの量を求めるとき、○○に対する相対保持時間約*、約*、約*及び約*のピークの量
1368 はそれぞれ× %以下、相対保持時間約*のピークの量は× %以下、相対保持時間約*のピークの量は× %
1369 以下であり、○○及び上記以外のピークの量は× %以下である。また、○○及び○○に対する相対保持時
1370 間約*以外のピークの合計量は× %以下である。

1371 3.16.5.5 類縁物質での感度係数の使用

1372 感度係数が0.7~1.3を超える場合には補正する。なお、0.7~1.3を超えない場合であっても、補正すること
1373 が望ましいと判断される場合には感度係数を設定することができる。桁数については、原則小数第1位までと
1374 する。

1375 3.16.5.6 類縁物質の表記順

1376 類縁物質での規格表記の順序は、原則として相対保持時間の小さい順に記載する。

1377 3.16.6 残留溶媒

1378 製造工程で有機溶媒を使用している場合は、残留溶媒についての情報（試験方法、実測値など）を提供する
1379 こと。なお、残留溶媒を日局に規定する場合は、製造工程において有機溶媒を使用する可能性のある全ての
1380 医薬品について、一律に、「別に規定する。」と規定するが、医薬品中の残留溶媒量を規定する必要がある場
1381 合には、個別の混在物として残留溶媒を設定する。

1382 3.16.7 残留モノマー

1383 重合高分子化合物については、原則として純度試験に残留モノマーを規定する。

1384 3.16.8 試料の採取

1385 3.16.8.1 試料の乾燥

1386 純度試験においては、通例、試料を乾燥しないでそのまま用いる。

1387 3.16.8.2 試料の採取量

1388 純度試験の試料の採取量は、通例、次のようにする。

1389 質量の場合は、0.10, 0.20, 0.30, 0.40, 0.5~3.0 gなどとする。

1390 容量の場合は、1.0, 2.0, 3.0, 4.0, 5~10 mLなどとする。

1391 なお、質量において、絶対量で最終判定を行う場合のように、精密に量る場合もあり、それぞれの場合で
1392 有効数字を考慮する。

1393 3.16.9 純度試験において定量法を準用する場合の記載

1394 純度試験と定量法に共通した試験条件の液体クロマトグラフィーを設定する場合は、試験条件は定量法の
1395 項に記載し、純度試験の項の試験条件は準用記載とする。

1396 [例] 試験条件

1397 検出器、カラム、カラム温度。移動相及び流量は定量法の試験条件を準用する。

1398 面積測定範囲：溶媒のピークの後から□□□の保持時間の約×倍の範囲

1399 システム適合性

1400 システムの性能は定量法のシステム適合性を準用する。

1401 検出の確認：標準溶液 1 mL を正確に量り、移動相を加えて正確に 10 mL とする。この液× μL から得た
1402 □□□のピーク面積が、標準溶液の□□□のピーク面積の 7~13 % になることを確認する。

1403 システムの再現性：標準溶液× μL につき、上記の条件で試験を 6 回繰り返すとき、□□□のピーク面積
1404 の相対標準偏差は 2.0 % 以下である。

1405 3.16.10 製剤の純度試験

1406 製剤の純度試験は、特に規定することが望ましいと考えられる混在物について設定する。

1407 製剤化の過程や製剤の保存中に分解などの変化が起こる場合に、製剤の用法・用量と当該混在物の毒性や
1408 薬理作用等を考慮に入れて、安定性試験の結果などを基に安全性確保の上で規制すべき分解生成物の種類及
1409 びその混在量の限度又は混在量を規定するための試験法を設定する。分解物が生成する場合は、規格設定の
1410 根拠を示すデータを添付すること。

1411 3.17 乾燥減量、水分又は強熱減量

1412 3.17.1 乾燥減量又は水分の設定

1413 乾燥減量を設定する場合は、乾燥条件下で試料が分解しないことを確認する（乾燥した試料をほかの試験に
1414 用いることができる乾燥条件を設定する）。また、乾燥したものの吸湿性が著しい場合は、各試験操作の中で

- 1415 吸湿を避けるなどの記載を行う。
- 1416 乾燥条件で医薬品が分解する場合には、原則として水分を設定する。
- 1417 水和物の場合は、原則として水分を設定し、規格値は幅で規定する。
- 1418 用量が微量な医薬品の場合にあっては、試料量の少ない試験方法の設定を検討する。また、品質評価の上
- 1419 で支障のない場合には、設定を省略しても差し支えない。
- 1420 **3.17.2 乾燥減量**
- 1421 **3.17.2.1 乾燥減量試験**
- 1422 乾燥減量試験は、乾燥することによって失われる医薬品中の水分、結晶水の全部又は一部及び揮発性物質
- 1423 などの量を測定するものであり、乾燥減量試験法又は熱分析法の第2法により試験を行う。ただし、生薬等
- 1424 については、生薬試験法の乾燥減量により試験を行う。
- 1425 **3.17.2.2 乾燥減量試験法による場合の記載**
- 1426 乾燥減量試験法により規定する場合は、次のように記載する。乾燥減量の規格値の記載は付表（乾燥減量及
- 1427 び強熱残分の%記載法）による。
- 1428 [例] 乾燥減量 (2.41) 0.5 %以下(1 g, 105 °C, 3時間)。
- 1429 これは「本品約 1g を精密に量り、乾燥器に入れ、105 °C で、3 時間乾燥するとき、その減量は 0.5 % 以
- 1430 下である」を意味する。
- 1431 [例] 乾燥減量 (2.41) 4.0 %以下(0.5 g, 減圧, 酸化リン(V), 110 °C, 4時間)。
- 1432 これは「本品約 0.5 g を精密に量り、酸化リン(V)を乾燥剤とした乾燥器に入れ、2.0 kPa 以下の減圧で、
- 1433 110 °C, 4 時間乾燥するとき、その減量は 4.0 %以下である」を意味する。
- 1434 **3.17.2.3 熱分析法第2法による場合の記載**
- 1435 熱分析法第2法により規定する場合は、次のように記載する。
- 1436 [例] 乾燥減量 本品約○ mg につき、次の操作条件で熱分析法 (2.52) の第2法により試験を行うとき、
- 1437 △ %以下である。
- 1438 操作条件
- 1439 加熱速度：毎分 5 °C
- 1440 測定温度範囲：室温～200 °C
- 1441 雰囲気ガス：乾燥窒素
- 1442 雰囲気ガスの流量：毎分 40 mL
- 1443 なお、規格値は小数第1位まで規定する。
- 1444 **3.17.3 水分**
- 1445 **3.17.3.1 水分測定**
- 1446 水分測定は、医薬品中に含まれる水分の量を測定するものであり、水分測定法（カールフィッシャー法）に
- 1447 より行う。容量滴定法に比較して、電量滴定法の定量限界がより小さいことから、試料の量に制約がある場
- 1448 合、電量滴定法の採用を検討する。
- 1449 **3.17.3.2 水分の記載**
- 1450 水分は、次のように記載し、容量滴定法（直接滴定、逆滴定）又は電量滴定法のいずれの測定法によるかを
- 1451 記載する。
- 1452 [例] 水分 (2.48) 4.0～5.5 %(0.2 g, 容量滴定法, 直接滴定)。
- 1453 これは「本品約 0.2 g を精密に量り、容量滴定法の直接滴定により測定するとき、水分は 4.0～5.5 % で
- 1454 ある」を意味する。
- 1455 なお、水分を簡略記載した場合には、試料を溶かすのに用いた溶媒に対する溶解性について、性状の項に
- 1456 記載する。
- 1457 **3.17.4 強熱減量**
- 1458 **3.17.4.1 強熱減量試験**
- 1459 強熱減量試験は、強熱することによって、その構成成分の一部又は混在物を失う無機薬品において、強熱
- 1460 した場合の減量を測定するものであり、強熱減量試験法により行う。
- 1461 **3.17.4.2 強熱減量の記載**
- 1462 強熱減量は、次のように記載する。
- 1463 [例] 強熱減量 (2.43) 12.0 %以下(1 g, 850～900 °C, 恒量)。
- 1464 これは「本品約 1g を精密に量り、850～900 °C で恒量になるまで強熱するとき、その減量は 12.0 % 以
- 1465 下である」を意味する。

1466 **3.17.5 製剤の乾燥減量、水分又は強熱減量の設定**

1467 製剤の乾燥減量、水分又は強熱減量は、特に必要のある場合、例えば、製剤の水分含量がその製剤の品質
1468 に影響を及ぼす場合に原薬に準じて設定する。

1469 **3.18 強熱残分、灰分又は酸不溶性灰分**

1470 **3.18.1 強熱残分、灰分又は酸不溶性灰分の設定**

1471 強熱残分は、有機物中に不純物として含まれる無機物の量、有機物中に構成成分として含まれる無機物の
1472 量又は強熱時に揮散する無機物中に含まれる不純物の量を規定する必要がある場合に設定する。ただし、金
1473 属塩の場合は、原則として設定する必要はない。

1474 用量が微量な医薬品の場合にあっては、試料量の少ない試験方法の設定を検討する。また、品質評価の上
1475 で支障のない場合には、設定を省略しても差し支えない。

1476 灰分は、生薬をそのまま強熱して灰化したときの残分であり、酸不溶性灰分は、生薬を希塩酸と煮沸した
1477 ときの不溶物を強熱して得た残分であり、必要に応じて、生薬に設定する。

1478 **3.18.2 強熱残分、灰分又は酸不溶性灰分の記載**

1479 強熱残分、灰分、酸不溶性灰分は、それぞれ次のように記載する。強熱残分の%記載は付表（乾燥減量及び
1480 強熱残分の%記載法）による。強熱温度を記載する場合は、「×℃」ではなく「○～×℃」のように温度幅
1481 で記載する。

1482 [例] 強熱残分 (2.44) 0.1 %以下(1 g).

1483 これは「本品約 1 g を精密に量り、強熱残分試験法 (2.44) により試験を行うとき、強熱残分は 0.1 % 以下
1484 である」を意味する。

1485 [例] 灰分 (5.01) 5.0 %以下.

1486 これは「本品は、生薬試験法 (5.01) により試験を行うとき、灰分は 5.0 % 以下である」を意味する。

1487 [例] 酸不溶性灰分 (5.01) 3.0 %以下.

1488 これは「本品は、生薬試験法 (5.01) により試験を行うとき、酸不溶性灰分は 3.0 % 以下である」を意味
1489 する。

1490 **3.19 製剤試験**

1491 **3.19.1 製剤試験の設定**

1492 製剤総則において規定された試験及びその製剤の特性又は機能の特徴づける試験項目を設定する。以下に
1493 製剤試験設定の基本的な考え方を示す。

1494 **3.19.1.1 製剤総則に規定された試験の設定**

1495 製剤総則の各条に一般試験法に適合すると規定されている場合はその一般試験法を規定する。

1496 吸入剤などのように「適切な○○性を有する。」と規定されている場合は、「新医薬品の規格及び試験方法
1497 の設定について」（平成 13 年 5 月 1 日、医薬審査発第 568 号）や承認の規格・試験法などを参考に試験の設
1498 定を検討する。ただし、「適切な○○性」とした製剤特性においては、製造販売承認書に規定されていないも
1499 のは設定する必要はない。

1500 製剤総則に規定された製剤特性（例示）

剤形名	製剤試験項目	
	一般試験法 (原則設定する項目)	「適切な○○性」とした製剤特性など設定 を検討すべき項目例
錠剤, カプセル剤	<ul style="list-style-type: none"> ・製剤均一性 ・溶出性 (有効成分を溶解させる発泡錠及び溶解錠は除く。溶出性の設定が困難な場合は崩壊性を規定する) 	<ul style="list-style-type: none"> ・崩壊性 (口腔内崩壊錠)
顆粒剤, 散剤	<ul style="list-style-type: none"> ・製剤均一性 (分包品に規定する) ・溶出性 (溶解して投与する製剤は除く。溶出性の設定が困難な場合は崩壊性を規定する。ただし、30号ふるいに残留するものが10%以下の場合には崩壊性は規定しない) 	

経口液剤	<ul style="list-style-type: none"> ・製剤均一性（分包品に規定する） ・溶出性（懸濁剤に規定する） 	
シロップ剤	<ul style="list-style-type: none"> ・製剤均一性（分包品に規定する） ・溶出性（懸濁した製剤，シロップ用剤に規定する．用時溶解して用いることに限定されている製剤は除く．溶出性の設定が困難な場合は崩壊性を規定する．ただし，30号ふるいに残留するものが10%以下の場合には崩壊性は規定しない） 	
経口ゼリー剤	<ul style="list-style-type: none"> ・製剤均一性 ・溶出性（溶出性の設定が困難な場合は適切な崩壊性を規定する） 	<ul style="list-style-type: none"> ・崩壊性
口腔用錠剤	<ul style="list-style-type: none"> ・製剤均一性 	<ul style="list-style-type: none"> ・溶出性又は崩壊性
口腔用スプレー剤		<ul style="list-style-type: none"> ・噴霧量の均一性（定量噴霧式製剤）
含嗽剤	<ul style="list-style-type: none"> ・製剤均一性（分包品に規定する） 	
注射剤	<ul style="list-style-type: none"> ・エンドトキシン（皮内，皮下及び筋肉内のみに用いるものは除く．エンドトキシン試験の適用が困難な場合は発熱性物質を規定する） ・無菌 ・不溶性異物（埋め込み注射剤は除く） ・不溶性微粒子（埋め込み注射剤を除く） ・採取容量（埋め込み注射剤は除く） ・製剤均一性（用時溶解又は用時懸濁して用いるもの及び埋め込み注射剤に規定する） 	<ul style="list-style-type: none"> ・放出特性（埋め込み注射剤及び持続性注射剤） ・粒子径（懸濁，乳濁した製剤）
透析用剤	<ul style="list-style-type: none"> ・エンドトキシン ・無菌（腹膜透析用剤に規定する） ・採取容量（腹膜透析用剤に規定する） ・不溶性異物（腹膜透析用剤に規定する） ・不溶性微粒子（腹膜透析用剤に規定する） 	<ul style="list-style-type: none"> ・製剤の均一性（用時溶解して用いるもの）
吸入剤		<ul style="list-style-type: none"> ・送達量の均一性（吸入液剤は除く） ・空気力学的粒子径（吸入液剤は除く）
点眼剤	<ul style="list-style-type: none"> ・無菌 ・不溶性異物 ・不溶性微粒子 	<ul style="list-style-type: none"> ・粒子径（懸濁した製剤の最大粒子径）
眼軟膏剤	<ul style="list-style-type: none"> ・無菌 ・金属性異物 	<ul style="list-style-type: none"> ・粒子径（製剤に分散した固体の最大粒子径）
点耳剤	<ul style="list-style-type: none"> ・無菌（無菌に製する場合に規定する） 	
点鼻剤		<ul style="list-style-type: none"> ・噴霧量の均一性（定量噴霧式製剤）
坐剤	<ul style="list-style-type: none"> ・製剤均一性 	<ul style="list-style-type: none"> ・放出性
腔錠，腔用坐剤	<ul style="list-style-type: none"> ・製剤均一性 	<ul style="list-style-type: none"> ・放出性
外用固形剤	<ul style="list-style-type: none"> ・製剤均一性（分包品に規定する） 	
外用液剤	<ul style="list-style-type: none"> ・製剤均一性（分包品に規定する．乳化又は懸濁したものを除く．） 	
スプレー剤		<ul style="list-style-type: none"> ・噴霧量の均一性（定量噴霧式製剤）
貼付剤	<ul style="list-style-type: none"> ・製剤均一性（経皮吸収型製剤に規定する） 	<ul style="list-style-type: none"> ・粘着性 ・放出性

丸剤	・崩壊性
----	------

1501 なお、注射剤の採取容量は、粉末注射剤及び凍結乾燥注射剤には設定しない。「適切な〇〇性」の製剤特性に
1502 関する試験として提示された試験法については、その内容を委員会で検討した上で、「別に規定する。」とす
1503 る場合もある。また、エキス剤、流エキス剤については、原則として重金属を規定する。

1504 3.19.1.2 エンドトキシン試験の設定

1505 製剤総則の規定によりエンドトキシン試験法に適合することとされている製剤には、エンドトキシン試験
1506 を設定する。なお、ゲル化法、比濁法及び比色法についての反応干渉因子試験成績及び3法による実測値を添
1507 付資料に記載する。

1508 エンドトキシン規格値は、日本薬局方参考情報「エンドトキシン規格値の設定」に基づいて設定する。た
1509 だし、生物薬品の原薬のうち、出発原料として大腸菌等を用いて製されるもの又は生体由来試料から製されるも
1510 ので、エンドトキシン試験の設定が必要と思われるものについては、実測値や参考情報も考慮してエンドトキ
1511 シン試験を設定する。

1512 3.19.1.3 製剤均一性試験の設定

1513 製剤総則の規定により製剤均一性試験法に適合することとされている製剤には、含量均一性試験又は質量偏
1514 差試験を設定する。ただし、顆粒剤、散剤、経口服液剤、シロップ剤、含嗽剤、外用固形剤、外用液剤の分包品
1515 の製剤均一性試験は、含量均一性試験を設定する。

1516 1錠、1カプセル等の1投与単位中の有効成分量が200 mg以上であり、かつ製剤中の有効成分の割合が質
1517 量比で70%以上である場合には、質量偏差試験を設定することができる。また、1錠、1カプセル等の1投
1518 与単位中の有効成分量が25 mg以上であり、かつ製剤中の有効成分の割合が質量比で25%以上である場合に
1519 は、「製剤均一性(6.02)質量偏差試験又は次の方法による含量均一性試験のいずれかを行うとき、適合する。」
1520 とし、含量均一性試験を「次の方法」として設定する。成分が完全に溶解した液を最終容器内で凍結乾燥する
1521 ことにより製した用時溶解の注射剤などの固形製剤で、その調製法がラベル又は添付文書に記載されているも
1522 のについては、質量偏差試験を設定できる。

1523 なお、質量偏差試験を設定する場合であっても、3ロットについて、個々の定量値、平均含量、標準偏差及
1524 び判定値を含む含量均一性試験の実測データを添付資料に記載する。

1525 3.19.1.4 溶出試験の設定

1526 製剤総則の規定により溶出試験法又は崩壊試験法に適合することとされている製剤には、溶出性又は崩壊性
1527 を設定する。溶出性の規格設定では、パドル法の回転数50 rpmを基本とし、試験液は提出された4液でのプ
1528 ロファイルから判断して水及び溶出試験第2液を優先し、規格値は標準製剤の平均溶出率がプラトーに達した
1529 時点で、15%下位で設定する。また、治療濃度域が狭い薬物などでは、必要に応じ上限値及び下限値を2時
1530 点以上で設定する。判定値としては、承認でQ値が規定されている場合を除き、Q値での規定は行わない。な
1531 お、作用が緩和で水溶性が高く、15分/85%以上と速やかな溶出を示す水溶性ビタミンのような散剤につい
1532 ては、溶出規格の設定は要しない。また、シロップ用剤のうち使用が用時溶解して用いることに限定されてい
1533 る製剤については溶出規格の設定は要しない。

1534 3.19.2 その他の製剤試験

1535 アルコール数は、エリキシル剤、酒精剤、チンキ剤、流エキス剤で設定を検討すべき項目である。また、
1536 特定の製剤機能を試験するなど特に規定することが望ましいと考えられるその他の試験があればその試験を
1537 設定する。

1538 3.19.3 製剤試験の記載順

1539 記載の順は、エンドトキシン(発熱性物質)、金属性異物、採取容量、重金属、製剤均一性、微生物限度、
1540 不溶性異物、不溶性微粒子、崩壊性、無菌、溶出性、及びその他の製剤試験とする。

1541 3.19.4 製剤試験の記載方法

1542 製剤試験の各試験項目は、次のように記載する。

1543 **エンドトキシン** エンドトキシン規格値は、次のように記載する。

1544 [例] 1) 最大投与量が容量(mL)で規定されている場合

1545 エンドトキシン〈4.01〉 ×EU/mL 未満。

1546 2) 最大投与量が質量(mg)で規定されている場合

1547 エンドトキシン〈4.01〉 ×EU/mg 未満。

1548 3) 最大投与量が当量(mEq)で規定されている場合

1549 エンドトキシン〈4.01〉 ×EU/mEq 未満。

- 1550 4) 最大投与量が生物学的単位で規定されている場合
 1551 エンドトキシン (4.01) ×EU/単位未満.
 1552 5) 投与経路 (例えば脊髄腔内投与) に限定して規定が必要な場合
 1553 エンドトキシン (4.01) ×EU 未満. ただし, 脊髄腔内に投与する製品に適用する.
- 1554 **金属性異物** 眼軟膏の金属性異物試験法に従い試験を行う場合, 次のように記載する.
 1555 [例] 金属性異物 (6.01) 試験を行うとき, 適合する.
- 1556 **採取容量** 注射剤の採取容量試験法に従い試験を行う場合, 次のように記載する.
 1557 [例] 採取容量 (6.05) 試験を行うとき, 適合する.
- 1558 **製剤均一性** 製剤均一性試験法に従い試験を行う場合, 次のように記載する.
 1559 [例] 製剤均一性 (6.02) 次の方法により含量均一性試験を行うとき, 適合する.
 1560 本品 1 個をとり, $\Delta\Delta$ mL を加えて錠剤が完全に崩壊するまでよく振り混ぜる. 次に, $\Delta\Delta$ mL
 1561 を加えて $\bigcirc\bigcirc$ 分間激しく振り混ぜた後, $\Delta\Delta$ を加えて正確に $\bigcirc\bigcirc$ mL とし, ろ過する. 初めのろ液 $\bigcirc\bigcirc$ mL
 1562 を除き, 次のろ液 V mL を正確に量り, 1 mL 中に $\bigcirc\bigcirc$ (分子式) 約 $\bigcirc\bigcirc$ μg を含む液となるように $\Delta\Delta$ を加
 1563 えて正確に V mL とし, 試料溶液とする. (以下定量操作と同様.)
 1564 [例] 製剤均一性 (6.02) 分包品は, 次の方法により含量均一性試験を行うとき, 適合する.
 1565 本品 1 包をとり, 内容物の全量を取り出し, $\Delta\Delta$ mL を加えて \dots 試料溶液とする. (分包品
 1566 の場合)
 1567 [例] 製剤均一性 (6.02) 質量偏差試験を行うとき, 適合する.
 1568 [例] 製剤均一性 (6.02) 質量偏差試験又は次の方法による含量均一性試験のいずれかを行うとき, 適合
 1569 する.
 1570 本品 1 個をとり, $\Delta\Delta$ mL を加えて錠剤が完全に崩壊するまでよく振り混ぜる. 次に, $\Delta\Delta$ mL
 1571 を加えて $\bigcirc\bigcirc$ 分間激しく振り混ぜた後, $\Delta\Delta$ を加えて正確に $\bigcirc\bigcirc$ mL とし, ろ過する. 初めのろ液 $\bigcirc\bigcirc$ mL
 1572 を除き, 次のろ液 V mL を正確に量り, 1 mL 中に $\bigcirc\bigcirc$ (分子式) 約 $\bigcirc\bigcirc$ μg を含む液となるように $\Delta\Delta$ を加
 1573 えて正確に V mL とし, 試料溶液とする. (以下定量操作と同様.)
 1574 ただし, T 値はやむを得ない場合には設定することができるが, 設定した場合には, それぞれ次のように記
 1575 載する.
 1576 [例] 製剤均一性 (6.02) 次の方法により含量均一性試験を行うとき, 適合する. (T : $\bigcirc\bigcirc$)
 1577 [例] 製剤均一性 (6.02) 質量偏差試験を行うとき, 適合する. (T : $\bigcirc\bigcirc$)
- 1578 **微生物限度** 微生物限度試験法に従い試験を行う場合, 次のように記載する.
 1579 [例] 微生物限度 (4.05) 本品 1 mL 当たり, 総好気性微生物数の許容基準は 10^2 CFU, 総真菌数の許容基
 1580 準は 10^1 CFU である. また, 大腸菌を認めない.
- 1581 **不溶性異物** 注射剤について, 注射剤の不溶性異物検査法に従い試験を行う場合, 次のように記載する.
 1582 [例] 不溶性異物 (6.06) 第 1 法により試験を行うとき, 適合する.
 1583 点眼剤について, 水溶液のものにつき, 点眼剤の不溶性異物検査法に従い試験を行う場合, 次のように記
 1584 載する.
 1585 [例] 不溶性異物 (6.11) 試験を行うとき, 適合する.
 1586 懸濁製剤について不溶性異物検査法に従い試験を行う場合, 次のように記載する.
 1587 [例] 不溶性異物 (6.11) 試験を行うとき, たやすく検出される異物を認めない.
- 1588 **不溶性微粒子**
 1589 注射剤について, 注射剤の不溶性微粒子試験法に従い試験を行う場合, 次のように記載する.
 1590 [例] 不溶性微粒子 (6.07) 試験を行うとき, 適合する.
 1591 [例] 不溶性微粒子 (6.07) 第 2 法により試験を行うとき, 適合する.
 1592 点眼剤について, 点眼剤の不溶性微粒子試験法に従い試験を行う場合, 次のように記載する.
 1593 [例] 不溶性微粒子 (6.08) 試験を行うとき, 適合する.
- 1594 **崩壊性** 崩壊試験法に従い試験を行う場合, 次のように記載する.
 1595 [例] 崩壊性 (6.09) 試験を行うとき, 適合する.
 1596 [例] 崩壊性 (6.09) 補助盤を使用して試験を行うとき, 適合する.
- 1597 **無菌** 無菌試験法に従い試験を行う場合, 次のように記載する.

- 1598 [例] 無菌 (4.06) メンブランフィルター法により試験を行うとき、適合する。
- 1599 **溶出性** 溶出試験法に従い試験を行う場合、通例、試験条件及び規格値、並びに試験操作法を記載する。
- 1600 試験液は、試験条件に関する規定中に、試液名又は試験液組成を具体的に規定し、試験操作法においては
- 1601 「試験液」と記載する。ただし、試験液が「水」である場合は、「試験液」ではなく、「水」と記載する。
- 1602 溶出液採取時間は、規格値に関する規定中に具体的な時間を規定し、試験操作法においては「規定時間」
- 1603 と記載する。
- 1604 溶出試験法に従い試験を行う場合、次のように記載する。
- 1605 [例] 溶出性 (6.10) 試験液に○○ × mL を用い、パドル法により、毎分×回転で試験を行うとき、本品
- 1606 の×分間の溶出率は× %以上である。
- 1607 本品 1 個をとり、試験を開始し、規定された時間に溶出液× mL 以上をとり、孔径× μm 以下のメンブ
- 1608 ランフィルターでろ過する。初めのろ液× mL を除き、次のろ液を試料溶液とする。別に……とし、標準溶
- 1609 液とする。試料溶液及び標準溶液につき、……を測定する。
- 1610 [例] 溶出性 (6.10) 試験液に○○を用い、フロースルーセル法により、大型 (又は小型) フロースルーセル
- 1611 を用い、脈流のある (又は無い) 送液ポンプで毎分×× mL で送液して試験を行うとき、本品の×分間の溶
- 1612 出率は×× %以上である。
- 1613 含量により試験条件及び規格値が異なる場合、及び判定値として Q 値を設定する場合の規格値は、それぞ
- 1614 れ次のように記載する。
- 1615 [例] 溶出性 (6.10) 試験液に○○ × mL を用い、○○法により、毎分×回転で試験を行うとき、× mg
- 1616 錠の×分間の溶出率は× %以上であり、× mg 錠の×分間の溶出率は× %以上である。
- 1617 [例] 溶出性 (6.10) 試験液に○○ × mL を用い、パドル法により、毎分×回転で試験を行うとき、本品
- 1618 の×分間の Q 値は× %である。
- 1619 なお、顆粒剤や散剤のように、試験に供する試料の量が表示量により異なる場合の試験操作法の冒頭は、
- 1620 次のように記載する。
- 1621 [例] 本品の○○ (分子式) 約× mg に対応する量を精密に量り、試験を開始し、規定された時間に…
- 1622 シンカーを使用する場合は次のように記載する。ただし、使用するシンカーが一般試験法に規定されてい
- 1623 ないもの場合にはその形状を規定する。
- 1624 [例] 溶出性 (6.10) 試験液に溶出試験第×液 × mL を用い、シンカーを使用して、パドル法により、毎
- 1625 分×回転で試験を行うとき、本品の×分間の溶出率は× %以上である。
- 1626 また、試料溶液の調製法で、更に希釈を要する場合、試料溶液の調製法部分は、次のように記載する。
- 1627 [例] 本品 1 個をとり、試験を開始し、規定された時間に溶出液 × mL 以上をとり、孔径× μm 以下のメ
- 1628 ンブランフィルターでろ過する。初めのろ液 × mL を除き、次のろ液 V mL を正確に量り、1 mL 中に○
- 1629 ○ (分子式) 約 × μg を含む液となるように試験液を加えて正確に V' mL とし、試料溶液とする。
- 1630 また、計算式は次のように記載する。
- 1631 [例] 抗生物質
- 1632 セフテラム ($C_{16}H_{17}N_9O_5S_2$) の表示量に対する溶出率 (%)
- 1633 $= M_s \times A_T / A_s \times V' / V \times 1 / C \times 90$
- 1634 M_s : セフテラムピボキシルメシチレンスルホン酸塩標準品の秤取量 [mg (力価)]
- 1635 C : 1 錠中のセフテラム ($C_{16}H_{17}N_9O_5S_2$) の表示量 [mg (力価)]
- 1636 腸溶性製剤の場合:
- 1637 [例] 溶出性 (6.10) 試験液に溶出試験第 1 液及び溶出試験第 2 液 900 mL ずつを用い、パドル法により、
- 1638 毎分×回転で試験を行うとき、試験液に溶出試験第 1 液を用いた場合の×分間の溶出率は× %以下であり、
- 1639 試験液に溶出試験第 2 液を用いた場合の 90 分間の溶出率は 80 %以上である。
- 1640 本品 1 個をとり、試験を開始し、規定された時間に溶出液 20 mL 以上をとり、孔径 0.5 μm 以下のメンブ
- 1641 ランフィルターでろ過する。初めのろ液 10 mL を除き、……
- 1642 徐放性製剤の場合:
- 1643 [例] 溶出性 (6.10) 試験液に○○× mL を用い、パドル法により、毎分×回転で試験を行うとき、本品の
- 1644 ×時間、×時間及び×時間の溶出率はそれぞれ××× %、××× %及び× %以上であり、判定法 1 に従う。

1645 **3.20 その他の試験**

1646 **3.20.1 その他の試験の設定**

1647 消化力，制酸力，抗原性試験，異常毒性否定試験，チモール量，沈降試験，分子量，分子量分布，窒素含
1648 量，タンパク質量，比活性，異性体比，生化学的性能，生物学的性能等，品質評価や有効性及び安全性確保
1649 に直接関与する試験項目であって，ほかの項目の対象とならないものを規定するものであり，必要な場合に
1650 設定する．

1651 **3.20.2 その他の試験の記載順**

1652 記載の順は項目名の五十音順とする．

1653 **3.21 定量又は成分の含量**

1654 **3.21.1 定量法**

1655 定量法は，成分の含量，力価などを物理的，化学的又は生物学的方法によって測定する試験法である．

1656 **3.21.2 定量法の設定**

1657 定量法は，真度，精度及び再現性を重視し，迅速性を考慮して，試験方法を設定することが必要である．
1658 特異性の高いクロマトグラフィー又は紫外可視吸光度測定法による相対試験法の採用が考えられる．

1659 また，適切な純度試験により，混在物の限度が規制されている場合には，特異性の低い方法であっても，
1660 再現性のよい絶対量を測定しうる試験方法を設定することができる．

1661 例えば，滴定法のような絶対定量法を採用する場合には，特異性に欠ける部分について，純度試験などに
1662 特異性の高い方法を用いることにより，相互に補完しあうことが望ましい．

1663 **3.21.2.1 製剤の定量法**

1664 製剤の定量法には，ほかの配合成分の影響を受けない，特異性の高い試験方法を設定する．

1665 原則として試料 20 個以上を取って粉末にする試験方法とする．ただし，吸着性があるもの，均一に粉碎でき
1666 ないもの，吸湿性が著しいもの又は健康被害を引き起こす可能性があるものなどは，その合理的理由，科学的
1667 根拠資料（吸着及び吸湿，ばらつきなど）を提出した上で試料の全量を溶解させる試験方法で設定してもよい
1668 が，試料の量は，原則として 20 個以上とする．

1669 また，計算式の立て方は，粉末とする場合には，秤取した量中の定量成分の量を算出する式とし，粉碎せ
1670 ずに全量溶解させる場合には，本品 1 個中（1 錠又は 1 カプセル）の定量成分の量を算出する式とする．

1671 生物薬品の製剤において，凍乾乾燥製剤の定量法で得られた含量を算出する際，1 個（バイアルなど）当
1672 りの含量を求めることを明確にするため，試験方法並びに計算式を検討する．また，用法用量が物質
1673 量で設定されている場合には物質含量（タンパク質含量）を，単位で設定されている場合（物理化学的方法により含量
1674 を測定し，力価との相関係数を用いて力価を表示する場合を含む）には力価（生物活性）を，製剤の定量法とし
1675 て設定する．

1676 **3.21.3 タンパク質性医薬品の定量法**

1677 タンパク質性医薬品において含量規格をタンパク質当たりの力価で規定する場合，定量法は，通例，（1）
1678 タンパク質含量，（2）力価 として設定する．力価は単位で表示し，国際単位等とは表示しない．タンパク
1679 質定量法を設定する場合には，参考情報「タンパク質定量法」を参考にすること．

1680 **3.21.4 試験溶液の分割採取又は逆滴定の場合の記載**

1681 定量法において，試験溶液を分割して採取する場合又は逆滴定において初めに加える容量分析用標準液の
1682 場合は「正確に」という言葉を付ける．

1683 [例] 「10 mL を正確に量り，0.01 mol/L 硝酸銀液 10 mL を正確に加え…」

1684 **3.21.5 試験に関する記載**

1685 滴定法の空試験については，次のように記載する．

1686 直接滴定の場合 「同様の方法で空試験を行い，補正する」

1687 逆滴定の場合 「空試験を行う」

1688 **3.21.6 滴定における対応量の記載**

1689 滴定において，対応する量を示す数値は mg 数で記載し，その桁数は 4 桁とする．

1690 対応する量は，3.7.3 に従って規定した分子量又は式量から求める．

1691 **3.21.7 滴定の終点に関する記載**

1692 滴定の終点が一般試験法の容量分析用標準液の標定時の終点と同じ場合には，単に「…滴定する」と記載す
1693 る．

1694 滴定の終点が容量分析用標準液の標定時の終点と異なる場合には、例えば、クリスタルバイオレット試液
1695 を用いる指示薬法の場合、「ただし、滴定の終点は液の紫色が青緑色を経て黄緑色になるときとする。」と
1696 記載する。

1697 3.21.8 滴定において用いる無水酢酸／酢酸(100)混液の比率

1698 滴定において用いる無水酢酸／酢酸(100)混液は、7：3 の比率を基本とする。なお、非水滴定用酢酸を使用
1699 する場合には、事前に酢酸(100)の使用が可能か否か検討すること。

1700 3.22 貯法

1701 通例、容器を設定する。安定性に関して特記すべき事項がある場合は、あわせて保存条件を設定する。

1702 [例] 貯法

1703 保存条件 遮光して保存する。

1704 容器 密封容器。本品は着色容器を使用することができる。

1705 本品は、プラスチック製水性注射剤容器を使用することができる。

1706 3.23 有効期間

1707 原則として設定しないが、有効期間が3年未満であるものについては設定することができる。

1708 [例] 有効期間 製造後24箇月。

1709 3.24 その他

1710 3.24.1 記載の準用における原則

1711 医薬品各条間における準用は、原則として原薬の記載をその原薬を直接用いる製剤に準用する場合及び同
1712 一各条内で準用する場合以外は行わない。また準用記載の準用（二段準用）は行わない。

1713 4. 液体クロマトグラフィー又はガスクロマトグラフィーを用いる場合の表記

1714 液体クロマトグラフィー〈2.01〉又はガスクロマトグラフィー〈2.02〉を用いる場合、その試験条件などの記
1715 載は下記による。

1716 4.1 記載事項

1717 「試験条件」及び「システム適合性」の2項に分割して記載する。

1718 「試験条件」の項には、液体クロマトグラフ及びガスクロマトグラフシステムの設定条件などを記載する。

1719 「システム適合性」の項には、試験に用いるシステムが満たすべき要件とその判定基準を記載する。

1720 4.2 試験条件の記載事項及び表記例

1721 「試験条件」の項には、以下の項目を記載する。一般試験法 2.01 液体クロマトグラフィー及び 2.02 ガスク
1722 ロマトグラフィーに記載されているように、カラムの内径及び長さ等は、システム適合性の規定に適合する範
1723 囲内で一部変更できることから、試験実施時における参考としての数値を記載するものとし、試験方法の設定
1724 根拠の作成に用いたシステムから得た数値を記載する。

1725 4.2.1 液体クロマトグラフィーの表記例

1726 1) 検出器

1727 [例 1] 検出器：紫外吸光光度計(測定波長：226 nm)

1728 [例 2] 検出器：可視吸光光度計(測定波長：440 nm 及び 570 nm)

1729 [例 3] 検出器：蛍光光度計(励起波長：281 nm, 蛍光波長：305 nm)

1730 2) カラム：分析に使用したカラムの内径、長さ及びクロマトグラフィー管の材質、並びに充填剤の粒径及び
1731 種類を記載する。

1732 [例 1] カラム：内径 8 mm、長さ 15 cm のステンレス管に 5 µm の液体クロマトグラフィー用オクタデシ
1733 ルシリル化シリカゲルを充填する。

1734 [例 2] カラム：内径 4.6 mm、長さ 50 cm のステンレス管に 11 µm の液体クロマトグラフィー用ゲル型強
1735 酸性イオン交換樹脂(架橋度 6 %)を充填する。

1736 3) カラム温度

1737 [例] カラム温度：40 °C 付近の一定温度

1738 4) 反応コイル

- 1739 [例] 反応コイル：内径 0.5 mm，長さ 20 m のポリテトラフルオロエチレンチューブ
 1740 5) 冷却コイル
 1741 [例] 冷却コイル：内径 0.3 mm，長さ 2 m のポリテトラフルオロエチレンチューブ
 1742 6) 移動相：混液の表記は 2.7.4 による。試薬・試液の項に記載されていない緩衝液・試液を使用する場合，そ
 1743 の調製法は原則として本項に記載する。グラジエント法など複数の移動相を用いる場合はアルファベット番
 1744 号 (A, B, C・・・) を付す。
 1745 [例 1] 移動相：薄めたリン酸(1→1000)/アセトニトリル混液(3：2)
 1746 [例 2] 移動相：1-ペンタンスルホン酸ナトリウム 8.70 g 及び無水硫酸ナトリウム 8.52 g を水 980 mL に
 1747 溶かし，酢酸(100)を加えて pH 4.0 に調整した後，水を加えて 1000 mL とする。この液 230 mL にメタノ
 1748 ール 20 mL を加える。
 1749 [例 3] 移動相 A：リン酸二水素ナトリウム二水和物 15.6 g を水 1000 mL に溶かす。
 1750 移動相 B：水/アセトニトリル混液(1：1)
 1751 7) 移動相の送液：グラジエント条件を表形式で記載する。再平衡化時間は，通例，記載しない。
 1752 [例] 移動相の送液：移動相 A 及び移動相 B の混合比を次のように変えて濃度勾配制御する。

注入後の時間 (分)	移動相 A (vol%)	移動相 B (vol%)
0 ~ 5	70	30
5 ~ 35	70 → 40	30 → 60
35 ~ 65	40	60

- 1753
 1754 8) 反応温度：カラム温度と同様，実際に分析した際の反応温度を記載する。
 1755 [例] 反応温度：100 °C 付近の一定温度
 1756 9) 冷却温度：カラム温度と同様，実際に分析した際の冷却温度を記載する。
 1757 [例] 冷却温度：15 °C 付近の一定温度
 1758 10) 流量：試験法設定根拠となるデータを得たときの流量を分析対象物質の保持時間又は流量で記載する。保
 1759 持時間と流量を併記するか又は流量のみの記載でもよい。
 1760 ポストラベル誘導体化を行う場合など，反応液も使用する場合は本項の名称は「移動相流量」とする。
 1761 グラジエント法においては原則として設定流量を記載する。
 1762 [例 1] 流量：○○の保持時間が約×分になるように調整する。
 1763 [例 2] 流量：毎分 1.0 mL (○○の保持時間約×分)
 1764 11) 反応液流量：試験法設定根拠となるデータを得たときの流量を記載する。移動相流量と同じ場合は「移動
 1765 相流量と同じ」と記載できる。
 1766 [例] 反応液流量：毎分 1.0 mL
 1767 12) 面積測定範囲：分析対象物質の保持時間の倍数で記載する。グラジエント法においては時間を記載する。
 1768 [例 1] 面積測定範囲：溶媒のピークの後から○○の保持時間の約×倍の範囲
 1769 [例 2] 面積測定範囲：試料溶液注入後 40 分間
 1770 [例 3] 面積測定範囲：溶媒のピークの後から注入後×分まで

1771 4.2.2 ガスクロマトグラフィーの表記例

- 1772 1) 検出器
 1773 [例 1] 検出器：水素炎イオン化検出器
 1774 [例 2] 検出器：熱伝導度検出器
 1775 2) カラム：分析に使用したカラムの内径，長さ及びクロマトグラフィー管の材質，充填剤の名称及び粒径，
 1776 固定相液体の名称，固定相の厚さなどを記載する。
 1777 [例 1] カラム：内径 3 mm，長さ 1.5 m のガラス管に 150~180 μm のガスクロマトグラフィー用多孔性エ
 1778 チルビニルベンゼン-ジビニルベンゼン共重合体(平均孔径 0.0075 μm，500~600 m²/g)を充填する。
 1779 [例 2] カラム：内径 3 mm，長さ 1.5 m のガラス管にガスクロマトグラフィー用 50 %フェニルーメチル
 1780 シリコーンポリマーを 180~250 μm のガスクロマトグラフィー用ケイソウ土に 1~3 %の割合で被覆した
 1781 ものを充填する。
 1782 [例 3] カラム：内径 0.53 mm，長さ 30 m のフューズドシリカ管の内面にガスクロマトグラフィー用ポリ
 1783 エチレングリコール 20M を厚さ 0.25 μm で被覆する。なお，必要ならば，ガードカラムを使用する。
 1784 3) カラム温度

- 1785 [例 1] カラム温度：210 °C付近の一定温度
1786 [例 2] カラム温度：40 °Cを 20 分間、その後、毎分 10 °Cで 240 °Cまで昇温し、240 °Cを 20 分間保持す
1787 る。
1788 4) 注入口温度：温度管理が重要な場合に記載する。
1789 [例] 注入口温度：140 °C
1790 5) 検出器温度：温度管理が重要な場合に記載する。
1791 [例] 検出器温度：250 °C
1792 6) キャリヤーガス
1793 [例] キャリヤーガス：ヘリウム
1794 7) 流量：原則として線速度を記載する。線速度を求めることが難しい場合、分析対象物質の保持時間を記載
1795 しても良い。
1796 [例 1] 流量：35 cm/秒
1797 [例 2] 流量：〇〇の保持時間が約×分になるように調整する。
1798 8) スプリット比
1799 スプリット比はカラムに流れるキャリヤーガスの流量割合を通例 1 として表示する。
1800 [例 1] スプリット比：スプリットレス
1801 [例 2] スプリット比：1 : 5
1802 9) 面積測定範囲：分析対象物質の保持時間の倍数で記載する。
1803 [例] 面積測定範囲：空気のピークの後から〇〇の保持時間の約×倍の範囲

1804 4.3 システム適合性

1805 4.3.1 目的

1806 システム適合性は、医薬品の試験に使用する分析システムが、当該医薬品の試験を行うのに適切な性能で稼
1807 動していることを一連の品質試験ごとに確かめることを目的としている。システム適合性の試験方法及び適合
1808 要件は、医薬品の品質規格に設定した試験法の中に規定されている必要がある。規定された適合要件を満たさ
1809 ない場合には、その分析システムを用いて行った品質試験の結果を採用してはならない。

1810 システム適合性は一連の分析ごとに実施されるルーチン試験としての性格をもつことから、多くの時間と労
1811 力を費やすことなく確認できる方法を設定することが望ましい。4.3.2 は化学薬品を例にとって記載したもので
1812 あり、製品の特性や試験の目的によって、品質試験を行うのに適切な状態を維持しているかどうかを評価する
1813 ために必要な項目を設定する。

1814 4.3.2 システム適合性の記載事項

1815 別に規定するもののほか、「システムの性能」及び「システムの再現性」を規定する。純度試験においては
1816 これらに加えて「検出の確認」が求められる場合がある。

1817 4.3.2.1 検出の確認

1818 「検出の確認」は、純度試験において、対象とする類縁物質等のピークがその規格限度値レベルの濃度で確
1819 実に検出されることを確認することにより、使用するシステムが試験の目的を達成するために必要な性能を備
1820 えていることを検証する。

1821 類縁物質の総量を求める場合などの定量的な試験では、規格限度値レベルの溶液を注入したときのレスポ
1822 ンスの幅を規定し、限度値付近でレスポンスが直線性をもつことを示す。レスポンスの許容範囲は「7~13 %」
1823 等、原則として理論値の±30 %の幅で規定する。

1824 限度試験のように、規格限度値と同じ濃度の標準溶液を用いて、それとの比較で試験を行う場合や、限度値
1825 レベルでの精度が「システムの再現性」などで確認できる場合には「検出の確認」の項は設けなくてもよい。

1826 4.3.2.2 システムの性能

1827 「システムの性能」は、被検成分に対する特異性が担保されていることを確認することによって、使用する
1828 システムが試験の目的を達成するために必要な性能を備えていることを検証する。

1829 定量法では、原則として被検成分と分離確認用物質（隣接するピークが望ましいが、内標準法の場合は内標
1830 準物質）との分離度、及び必要な場合には溶出順を規定する。純度試験では、原則として被検成分と分離確認
1831 用物質（基本的には、隣接するピークが望ましい）との分離度及び溶出順で規定する。また、必要な場合には
1832 シンメトリー係数を併せて規定する。ただし、適当な分離確認用物質がない場合には、被検成分の理論段数及
1833 びシンメトリー係数で規定しても差し支えない。なお、分離度は 3 未満の場合は有効数字 2 桁で、3 以上の場
1834 合は有効数字 1 桁で規定する。また、ピークにリーディングが認められる場合のピークのシンメトリー係数は、
1835 幅で規定する。

1836
1837
1838
1839
1840
1841
1842
1843
1844
1845
1846
1847
1848
1849
1850
1851
1852
1853
1854
1855
1856
1857
1858
1859
1860
1861
1862
1863
1864
1865
1866
1867
1868
1869
1870
1871
1872
1873
1874
1875
1876
1877
1878
1879
1880
1881
1882
1883
1884
1885
1886

「システムの性能」において、分離度に代わるピークパレー比の使用は個別に判断する。

「システムの性能」の項のために新たに標準品を秤取して溶液を調製するような方法とはせず、標準溶液を用いて設定することが望ましい。原薬を分解させて分解産物との分離度を規定する場合は、分解物の生成量が十分大きいこと、また分解条件をなるべく詳細に示すことが必要である。また、既収載試薬などを添加してシステム適合性試験用溶液を調製しても差し支えないが、この場合にあっても安全性に懸念のある類縁物質の標準物質など、市販されていない特殊な試薬は原則として使用しない。

4.3.2.3 システムの再現性

「システムの再現性」は、標準溶液又はシステム適合性試験用溶液を繰り返し注入したときの被検成分のレスポンスのばらつき（精度）が、試験の目的にかなうレベルにあることを確認することによって、使用するシステムが試験の目的を達成するために必要な性能を備えていることを検証する。

通例、標準溶液又はシステム適合性試験用溶液を繰り返し注入して得られる被検成分のレスポンスの相対標準偏差（RSD）で規定する。純度試験に定量法のシステム適合性を準用する場合、システムの再現性は定量法のシステムの再現性を準用せず、原則として純度試験における標準溶液又はシステム適合性試験用溶液を用いて規定する。試料溶液の注入を始める前に標準溶液の注入を繰り返す形だけでなく、標準溶液の注入を試料溶液の注入の前後に分けて行う形や試料溶液の注入の間に組み込んだ形でシステムの再現性を確認しても良い。

繰り返し注入の回数は6回を原則とするが、グラジエント法を用いる場合や試料中に溶出が遅い成分が混在する場合など、1回の分析に時間がかかる場合には、6回注入時とほぼ同等のシステムの再現性が担保されるように、達成すべきばらつき（許容限度値）を厳しく規定することにより、繰り返し注入の回数を減らしてもよい。

ばらつき（許容限度）は、当該分析法の適用を検討した際のバリデーションデータに基づき、適切なレベルに設定する。

4.3.3 システム適合性の表記例

4.3.3.1 一般的な表記例

[例1] 定量法

システムの性能：標準溶液× μLにつき、上記の条件で操作するとき、○○、内標準物質の順に溶出し、その分離度は×.×以上である。

システムの再現性：標準溶液× μLにつき、上記の条件で試験を6回繰り返すとき、内標準物質のピーク面積に対する□□□のピーク面積の比の相対標準偏差は1.0%以下である。

[例2] 定量法

システムの性能：□□□× g及び△△△× gを○○○× mLに溶かす。この液× μLにつき、上記の条件で操作するとき、□□□、△△△の順に溶出し、その分離度は×以上である。

システムの再現性：標準溶液× μLにつき、上記の条件で試験を6回繰り返すとき、□□□のピーク面積の相対標準偏差は1.0%以下である。

[例3] 純度試験

検出の確認：標準溶液× mLを正確に量り、○○○を加えて正確に× mLとする。この液× μLから得た□□□のピーク面積が、標準溶液の□□□のピーク面積の×～×%になることを確認する。

システムの性能：□□□× g及び△△△× gを○○○× mLに溶かす。この液× μLにつき、上記の条件で操作するとき、□□□、△△△の順に溶出し、その分離度は×以上である。

システムの再現性：標準溶液× μLにつき、上記の条件で試験を6回繰り返すとき、□□□のピーク面積の相対標準偏差は2.0%以下である。

[例4] 純度試験

検出の確認：試料溶液× mLに○○○を加えて× mLとし、システム適合性試験用溶液とする。システム適合性試験用溶液× mLを正確に量り、○○○を加えて正確に× mLとする。この液× μLから得た□□□のピーク面積が、システム適合性試験用溶液の□□□のピーク面積の×～×%になることを確認する。

システムの性能：システム適合性試験用溶液× μLにつき、上記の条件で操作するとき、□□□のピークの理論段数及びシンメトリー係数は、それぞれ×段以上、×.×以下である。

システムの再現性：システム適合性試験用溶液× μLにつき、上記の条件で試験を6回繰り返すとき、□□□のピーク面積の相対標準偏差は2.0%以下である。

4.3.3.2 「システムの性能」に関する他の表記例

1) 溶出順、分離度及びシンメトリー係数を規定する場合

- 1887 [例] □□□× g 及び△△△× g を○○○× mL に溶かす。この液× μL につき、上記の条件で操作する
 1888 とき、□□□、△△△の順に溶出し、その分離度は×以上であり、□□□のピークのシメトリー係数は
 1889 ×.×以下である。
- 1890 2) 溶出順、分離度、理論段数及びシメトリー係数を規定する場合
 1891 [例] □□□× g 及び△△△× g を○○○× mL に溶かす。この液× μL につき、上記の条件で操作する
 1892 とき、□□□、△△△の順に溶出し、その分離度は×以上であり、□□□のピークの理論段数及びシメ
 1893 トリー係数は、それぞれ×段以上、×.×以下である。
- 1894 3) 適当な分離対象物質がないため理論段数及びシメトリー係数を規定する場合
 1895 [例] □□□× g を○○○× mL に溶かす。この液× μL につき、上記の条件で操作するとき、□□□の
 1896 ピークの理論段数及びシメトリー係数は、それぞれ×段以上、×.×以下である。
- 1897 4) 試料溶液を強制劣化させ、被検成分と分解物の溶出順及び分離度を規定する場合
 1898 [例] 標準溶液を× °Cの水浴中で×分間加熱後、冷却する。この液× mL に○○○を加えて× mL とした
 1899 液× μL につき、上記の条件で操作するとき、□□□に対する相対保持時間約×.×のピークと□□□の
 1900 分離度は×以上であり、□□□のシメトリー係数は×.×以下である。

1901 **4.4 その他の記載例**

1902 **4.4.1 グラジエント法**

1903 [例]

1904 試験条件

- 1905 検出器：紫外吸光光度計(測定波長：215 nm)
 1906 カラム：内径 4.6 mm、長さ 15 cm のステンレス管に 5 μm の液体クロマトグラフィー用オクタデシルシ
 1907 リル化シリカゲルを充填する。
 1908 カラム温度：× °C付近の一定温度
 1909 移動相 A：水/液体クロマトグラフィー用アセトニトリル混液(4：1)
 1910 移動相 B：液体クロマトグラフィー用アセトニトリル/水混液(3：2)
 1911 移動相の送液：移動相 A 及び移動相 B の混合比を次のように変えて濃度勾配制御する。

注入後の時間 (分)	移動相 A (vol%)	移動相 B (vol%)
0 ~ ×	×	×
× ~ ×	× → ×	× → ×
× ~ ×	×	×

- 1912 流量：毎分 1.0 mL
 1913 面積測定範囲：溶媒のピークの後から□□□の保持時間の約×倍の範囲
 1914 : 溶媒のピークの後から注入後×分まで

1915 システム適合性

- 1916 検出の確認：標準溶液× mL を正確に量り、○○○を加えて正確に× mL とする。この液× μL から得
 1917 た□□□のピーク面積が、標準溶液の□□□のピーク面積の×~× %になることを確認する。
 1918 システムの性能：□□□× g 及び△△△× g を○○○× mL に溶かす。この液× μL につき、上記の条
 1919 件で操作するとき、□□□、△△△の順に溶出し、その分離度は×以上である。
 1920 システムの再現性：標準溶液× μL につき、上記の条件で試験を 6 回繰り返すとき、□□□のピーク面積
 1921 の相対標準偏差は 2.0 %以下である。

1922 **4.4.2 構成アミノ酸**

- 1923 一般試験法のタンパク質のアミノ酸分析法を用いる場合は、加水分解の方法、アミノ酸分析の方法、規格
 1924 値並びに操作法として加水分解(複数の方法を組み合わせたり、変法を用いている例があるため、詳細な方
 1925 法を規定する)及びアミノ酸分析の方法の順に記載する。
 1926 なお、発色液等は分析装置と一体となっている場合が多いので、詳細な組成比、調製法について必ずしも
 1927 規定する必要はない。
 1928 [例] セルモロイキン(遺伝子組換え)確認試験(2)
 1929 タンパク質のアミノ酸分析法(2.04)「1.タンパク質及びペプチドの加水分解」の方法 1 及び方法 4 に
 1930 より加水分解し、「2.アミノ酸分析方法」の方法 1 により試験を行うとき、グルタミン酸(又はグルタミ

1931 ン)は 17 又は 18, トレオニンは 11~13, アスパラギン酸(又はアスパラギン)は 11 又は 12, リシンは 11,
1932 イソロイシンは 7 又は 8, セリンは 6~9, フェニルアラニンは 6, アラニンは 5, プロリンは 5 又は 6,
1933 アルギニン及びメチオニンはそれぞれ 4, システイン及びバリンはそれぞれ 3 又は 4, チロシン及びヒス
1934 チジンはそれぞれ 3, グリシンは 2 及びトリプトファンは 1 である.

1935 操作法

1936 (i) 加水分解 定量法(1)で得た結果に従い, 総タンパク質として約 50 µg に対応する量を 2本の加水分解管
1937 にそれぞれとり, 減圧で蒸発乾固する. 一方に薄めた塩酸(59→125)/メルカプト酢酸/フェノール混液
1938 (100 : 10 : 1) 100 µLを加えて振り混ぜる. この加水分解管をバイアルに入れ, バイアル内を薄めた塩酸
1939 (59→125)/メルカプト酢酸/フェノール混液(100 : 10 : 1) 200 µLを加えて湿らせる. バイアル内部を不
1940 活性ガスで置換又は減圧して, 約 115 °Cで 24時間加熱する. 減圧乾燥した後, 0.02 mol/L塩酸試液 0.5 mL
1941 に溶かし, 試料溶液(1)とする. もう一方の加水分解管に氷冷した過ギ酸 100 µLを加え, 1.5時間氷冷下で
1942 酸化した後, 臭化水素酸 50 µLを加えて減圧乾固する. 水 200 µLを加えて減圧乾固する操作を 2回繰り返
1943 した後, この加水分解管をバイアルに入れ, バイアル内を薄めた塩酸(59→125) 200 µLを加えて湿らせる.
1944 バイアル内部を不活性ガスで置換又は減圧して, 約 115 °Cで 24時間加熱する. 減圧乾燥した後, 0.02 mol/L
1945 塩酸試液 0.5 mLに溶かし, 試料溶液(2)とする. 別に L-アスパラギン酸 60 mg, L-グルタミン酸 100 mg,
1946 L-アラニン 17 mg, L-メチオニン 23 mg, L-チロシン 21 mg, L-ヒスチジン塩酸塩一水和物 24 mg, L-
1947 トレオニン 58 mg, L-プロリン 22 mg, L-シスチン 14 mg, L-イソロイシン 45 mg, L-フェニルア
1948 ラニン 37 mg, L-アルギニン塩酸塩 32 mg, L-セリン 32 mg, グリシン 6 mg, L-バリン 18 mg, L-ロ
1949 イシン 109 mg, L-リシン塩酸塩 76 mg及び L-トリプトファン 8 mgを正確に量り, 0.1 mol/L塩酸試液に
1950 溶かし, 正確に 500 mLとする. この液 40 µLをそれぞれ 2本の加水分解管にとり, 減圧で蒸発乾固した後,
1951 試料溶液(1)及び試料溶液(2)と同様に操作し, 標準溶液(1)及び標準溶液(2)とする.

1952 (ii) アミノ酸分析 試料溶液(1), 試料溶液(2), 標準溶液(1)及び標準溶液(2) 250 µL ずつを正確にとり,
1953 次の条件で液体クロマトグラフィー (2.01) により試験を行い, 試料溶液(1), 試料溶液(2), 標準溶液(1)
1954 及び標準溶液(2)から得た各アミノ酸のピーク面積から, それぞれの試料溶液 1 mL 中に含まれる構成アミ
1955 ノ酸のモル数を求め, 更にセルモロイキン 1 mol 中に含まれるロイシンを 22 としたときの構成アミノ酸
1956 の個数を求める.

1957 [例]

1958 試験条件

1959 検出器: 可視吸光度計 [測定波長: 440 nm(プロリン)及び 570 nm(プロリン以外のアミノ酸)]
1960 カラム: 内径 4 mm, 長さ 25 cm のステンレス管に 5 µm のポリスチレンにスルホン酸基を結合した液体
1961 クロマトグラフィー用強酸性イオン交換樹脂 (Na 型) を充填する.

1962 カラム温度: 試料注入時は 57 °Cの一定温度. 一定時間後に昇温し, 62 °C付近の一定温度

1963 反応槽温度: 98 °C付近の一定温度

1964 発色時間: 約 2 分

1965 移動相: 移動相 A, 移動相 B 及び移動相 C を次の表に従って調製後, それぞれにカプリル酸 0.1 mL を加
1966 える.

1967 (表省略)

1968 移動相の送液: 移動相 A, 移動相 B 及び移動相 C の混合比を次のように変えて濃度勾配制御する.

1969 (表省略)

1970 移動相及びカラム温度の切り替え: アミノ酸標準溶液 0.25 mL につき, 上記の条件で操作するとき, アス
1971 パラギン酸, トレオニン, セリン, . . . , アルギニンの順に溶出し, シスチンとバリンの分離度が 2.0
1972 以上, アンモニアとヒスチジンの分離度が 1.5 以上になるように, 移動相 A, 移動相 B, 移動相 C を順
1973 次切り替える. また, グルタミン酸とプロリンの分離度が 2.0 以上になるように, 一定時間後に昇温す
1974 る.

1975 反応試薬: 酢酸リチウム二水和物 408 g を水に溶かし, 酢酸(100) 100 mL 及び水を加えて 1000 mL とす
1976 る, この液にジメチルスルホキシド 1200 mL 及び 2-メトキシエタノール 800 mL を加えて(I)液とす
1977 る. 別にジメチルスルホキシド 600 mL 及び, 2-メトキシエタノール 400 mL を混和した後, ニンヒ
1978 ドリン 80 g 及び水素化ホウ素ナトリウム 0.15 g を加えて(II)液とする. (I)液 3000 mL に, 20 分間窒素
1979 を通じた後, (II)液 1000 mL を速やかに加え, 10 分間窒素を通じ混和する.

1980 移動相流量: 毎分約 0.275 mL

1981 反応試薬流量: 毎分約 0.3 mL

1982 システム適合性

1983 システムの性能：アミノ酸標準溶液 0.25 mLにつき、上記の条件で操作するとき、トレオニンとセリンの
1984 分離度は1.5以上である。

1985 4.4.3 昇温ガスクロマトグラフィー

1986 試験条件

1987 検出器：水素炎イオン化検出器

1988 カラム：内径0.32 mm(又は0.53 mm)、長さ30 mのフューズドシリカ管の内面にガスクロマトグラフィー
1989 用ポリエチレングリコール20Mを厚さ0.25 µmで被覆する。なお、必要ならば、ガードカラムを使用す
1990 る。

1991 カラム温度：50 °Cを20分間保持した後、毎分6 °Cで165 °Cまで昇温し、165 °Cを20分間保持する。

1992 注入口温度：140 °C付近の一定温度

1993 検出器温度：250 °C付近の一定温度

1994 キャリヤーガス：ヘリウム

1995 流量：35 cm/秒

1996 スプリット比：1：5

1997 システム適合性

1998 システムの性能：標準溶液○ µLにつき、上記の条件で試験するとき、それぞれのピークの分離度は1.5以
1999 上である。(注：被検物質が複数の場合)

2000 システムの再現性：標準溶液○µLにつき、上記の条件で試験を3回繰り返すとき、被検物質のピーク面積
2001 の相対標準偏差は15 %以下である。

2002 5. ICP 発光分光分析法及び ICP 質量分析法を用いる場合の記載例

2003 5.1 ICP 発光分光分析法

2004 [例]

2005 1) 定量法 本品約○○ mgを精密に量り、○酸△ mLを加え、加熱して溶かし、冷後、水を加えて正確に○
2006 △ mLとする。この液□ mLを正確に量り、○酸△mL及び水を加えて正確に○× mLとし、試料溶液とする。
2007 ○酸△ mLに水を加えて正確に○× mLとし、ブランク溶液とする。元素#標準液(× ppm)○ mL、△ mL、
2008 × mL及び□ mLずつを正確に量り、それぞれに水を加えて正確に○× mLとし、元素#標準溶液(1)、元素#
2009 標準溶液(2)、元素#標準溶液(3)及び元素#標準溶液(4)とする。試料溶液、ブランク溶液及び元素#標準溶液
2010 (1)、元素#標準溶液(2)、元素#標準溶液(3)及び元素#標準溶液(4)につき、次の条件で誘導結合プラズマ発光
2011 分光分析法(2.63)により試験を行い、ブランク溶液及び元素#標準溶液の発光強度から得た検量線を用いて元
2012 素#の含量を求める。

2013 試験条件

2014 波長：元素# ○○○.○○○ nm

2015 システム適合性

2016 システムの再現性：元素#標準溶液(1)につき、上記の条件で試験を6回繰り返すとき、元素#の発光強
2017 度の相対標準偏差は○ %以下である。

2018 2) 純度試験 元素# 本品○○ mgを精密に量り、○酸△ mLを加え、マイクロ波分解装置により加熱、分
2019 解する。冷後、分解容器を水で数回洗い込み、さらに、水を加えて正確に○× mLとし、試料溶液とする。○
2020 酸△ mLに水を加えて正確に○× mLとしブランク溶液とする。元素#標準液(× ppm)○ mLを正確に量り、
2021 ○酸×mLを加えた後、水を加えて正確に○× mLとし、元素#標準原液とする。元素#標準原液○ mL、△ mL、
2022 × mL及び□ mLずつを正確に量り、それぞれに○酸△ mL及び水を加えて正確に○× mLとし、元素#標準
2023 溶液(1)、元素#標準溶液(2)、元素#標準溶液(3)及び元素#標準溶液(4)とする。試料溶液、ブランク溶液及び
2024 元素#標準溶液(1)、元素#標準溶液(2)、元素#標準溶液(3)及び元素#標準溶液(4)につき、次の条件で誘導結
2025 合プラズマ発光分光分析法(2.63)により試験を行い、ブランク溶液及び元素#標準溶液(1)、元素#標準溶液(2)、
2026 元素#標準溶液(3)及び元素#標準溶液(4)の発光強度から得た検量線を用いて元素#の含量を求めるとき、○
2027 ○ ppm以下である。

2028 試験条件

2029 波長：元素# ○○○.○○○ nm

2030 システム適合性

2031 システムの再現性：元素#標準溶液(1)につき、上記の条件で試験を6回繰り返すとき、元素#の発光強
2032 度の相対標準偏差は○ %以下である。

2034

5.2 ICP 質量分析法

2035

[例]

2036

1) 元素#定量法 本品約○○ mgを精密に量り、○酸△ mL及び□酸× mLを加え、ホットプレート上で徐々に加熱する。褐色ガスの発生がなくなり、反応液が淡黄色澄明になった後、放冷する。冷後、この液に内標準溶液□ mLを正確に加えた後、水を加えて正確に○× mLとし、試料溶液とする。○酸△ mLに、□酸× mL及び内標準溶液□ mLを正確に加えた後、水を加えて正確に○× mLとし、ブランク溶液とする。元素#標準液(×ppm)○ mL、△ mL、□ mL及び× mLずつを正確に量り、○酸△ mL、□酸× mL及び内標準溶液□ mLをそれぞれ正確に加えた後、水を加えて正確に○× mLとし、元素#標準溶液(1)、元素#標準溶液(2)、元素#標準溶液(3)及び元素#標準溶液(4)とする。試料溶液、ブランク溶液及び元素#標準溶液(1)、元素#標準溶液(2)、元素#標準溶液(3)及び元素#標準溶液(4)につき、次の条件で誘導結合プラズマ質量分析法(2.63)により試験を行い、内標準物質のイオンカウント数に対するブランク溶液及び元素#標準溶液(1)、元素#標準溶液(2)、元素#標準溶液(3)及び元素#標準溶液(4)のイオンカウント数の比から元素#の含量を求める。

2046

内標準溶液 元素\$標準液(×ppm)△ mLを正確に量り、水を加えて正確に△× mLとする。

2047

試験条件

2048

測定 m/z : 元素# m/z ○, 元素\$ m/z △

2049

システム適合性

2050

システムの再現性: 元素#標準溶液(1)につき、上記の条件で試験を6回繰り返すとき、内標準物質に対する元素#のイオンカウント数比の相対標準偏差は○%以下である。

2051

2052

2) 純度試験 元素#1, #2 及び #3 本品○○ mgを精密に量り、○酸△ mLを加え、マイクロ波分解装置により加熱、分解する。冷後、分解容器を水で数回洗い込み、内標準溶液○ mLを正確に加え、水を加えて正確に○× mLとし、試料溶液とする。○酸△ mLに内標準溶液○ mLを正確に加え、水を加えて正確に○× mLとしブランク溶液とする。各元素#1, #2及び#3の標準液(×ppm)○ mLずつを正確に量り、○酸× mLを加えた後、水を加えて正確に○△ mLとし、元素#1, #2及び#3標準原液とする。各元素#1, #2, #3標準原液○ mL、△ mL、× mL及び□ mLをそれぞれ正確に量り、○酸△ mL、内標準溶液○ mLを正確に加え、水を加えて正確に○× mLとし、元素#1, #2及び#3の標準溶液(1)、標準溶液(2)、標準溶液(3)及び標準溶液(4)とする。ただし、各元素標準液は、互いに干渉がない限り、混合して用いることができる。試料溶液、ブランク溶液及び各標準溶液(1)、標準溶液(2)、標準溶液(3)及び標準溶液(4)につき、次の条件で誘導結合プラズマ質量分析法(2.63)により試験を行い、内標準物質のイオンカウント数に対するブランク溶液及び元素#1, #2及び#3の標準溶液(1)、標準溶液(2)、標準溶液(3)及び標準溶液(4)のイオンカウント数の比から各元素#1, #2 及び #3の含量を求めるとき、各々○.○ ppb以下である。

2064

内標準溶液 元素\$標準液(×ppm)○ µLを正確に量り、水を加えて正確に△× mLとする。

2066

試験条件

2067

測定 m/z : 元素#1 m/z ○, 元素#2 m/z △, 及び元素#3 m/z ×, 元素\$ m/z □

2068

コリジョン・リアクションセル導入ガスを使用(必要に応じて、ガスの名前)

2069

システム適合性

2070

システムの再現性: 元素#1, #2及び#3標準溶液(1)につき、上記の条件で試験を6回繰り返すとき、内標準物質に対する元素#のイオンカウント数比の相対標準偏差は○%以下である。

2071

2072

6.その他

2073

6.1 標準品及び標準物質

2074

6.1.1 標準品及び標準物質の定義

2075

標準物質とは医薬品の試験に標準として用いる物質の総称で、試験の目的や用途に相応しい品質であることが保証されたものである。標準物質のうち、公的に供給される標準物質を標準品という。

2076

2077

6.1.2 標準品の名称

2078

標準品の名称は、「3.2.1 原薬の日本名」に準じた成分名に“標準品”の用語を付して「○○○標準品」とする。ただし、標準品原料物質が水和物であっても原則として成分名に“水和物”の用語は付さない。

2079

一般的名称において、スペースを入れて名称を付与した場合でも標準品の名称はスペースを入れない。

2080

[例] エストラジオール安息香酸エステル標準品

2081

アスポキシリン標準品(各条名はアスポキシリン水和物)

2082

2083
2084
2085
2086
2087
2088
2089
2090
2091
2092
2093
2094
2095
2096
2097
2098
2099
2100
2101
2102
2103
2104

2105
2106
2107
2108
2109
2110
2111
2112
2113
2114
2115
2116
2117
2118
2119
2120
2121
2122
2123
2124
2125
2126
2127
2128
2129
2130
2131

セフロキシムアキセチル標準品（各条名はセフロキシム アキセチル）

6.1.3 標準品の使用量

標準品の使用に当たっては、試験の目的を損なわない範囲でその使用量の低減を図る。なお、化学薬品の場合、その使用量の目安は 20～50 mg が一般的である。

6.1.4 標準品の設定

標準品は定量法での使用を目的として設定する。確認試験、溶出試験又は製剤均一性試験の含量均一性試験のみを使用目的とする標準品は、原則として設定しない。類縁物質試験に用いる標準品も原則として設定しない。

6.1.5 標準品の設定に関する資料の作成

標準品を新たに設定する場合、化学薬品及び生薬成分等に関する標準品では別添 1 に従って様式-標 1～標 6 の資料を作成し、生物薬品に関する標準品では別添 2 に従って様式-標生 1～標生 4 の資料を作成する。

6.1.6 標準品の用途

標準品は定量法での使用を第一義とし、定量的試験を行う溶出試験や含量均一性試験にも用いることができる。ただし、これらにおけるシステム適合性試験では標準溶液を用いる。

また、確認試験での使用も考慮することができる。

6.1.7 標準品以外の標準物質（定量用試薬等）

化学薬品については、製剤の定量法、溶出試験又は製剤均一性試験の含量均一性試験など、製剤の定量的試験にのみ使用する標準物質は、定量用試薬として設定することができる。この場合、“○○○，定量用”として一般試験法「9.41 試薬・試液」に規定し、医薬品各条においては“定量用○○○”と記載する。

製剤のクロマトグラフィーによる確認試験で使用する標準物質は、試薬として設定することができる。この場合には、一般試験法「9.41 試薬・試液」に規定する。試薬の名称には必要に応じて“薄層クロマトグラフィー用”などの語を冠することができる。

6.2 試薬・試液等

6.2.1 試薬

試薬は日本薬局方における試験に用いるものである。日本薬局方において、日本工業規格（JIS）に記載されている試薬を用いるときは、原則として JIS 名を用い、容量分析用標準試薬、特級、1 級、水分測定用などと記載したもの、又は単に試薬名を記載したものは、それぞれ JIS 試薬の容量分析用標準物質、特級、1 級、水分測定用など、又は級別のないものの規格及び試験方法に適合する。日本薬局方の試薬名が JIS と相違する場合は、JIS 名を併記する。

各条医薬品を定量用標準物質などの試薬に用いるときは、原則として医薬品各条名を試薬名とする。ただし、水和数の異なる物質が存在する場合は、水和数も記載する。医薬品各条と記載したものは、医薬品各条で定める規格に適合するものである。単に試験方法を記載してある試薬については、日本薬局方の試験方法を準用する。また、各条医薬品を標準品以外の一般的な試薬として用いるときは、JIS 試薬などに各条医薬品に代えて試薬として使用できるものがないことを確認して用いる。

6.2.2 試液

試液は日本薬局方における試験に用いるために試薬を用いて調製した液である。

6.2.3 試薬・試液の記載

試薬・試液及び容量分析用標準液の記載方法は「第十六改正日本薬局方」及び下記による。

6.2.3.1 試薬及び試液の名称の原則

- 1) 各条医薬品を定量用標準物質などの試薬に用いるときは、医薬品各条名を試薬名とする。
- 2) JIS 規格に適合する試薬を用いるときは、JIS 名を試薬名とする。
- 3) 上記 1)、2) に該当しない試薬を用いるときには、原則として IUPAC の化合物命名法に準拠した名称を試薬名とする。その際、試薬名は、日本化学会制定の化合物命名法に準拠した日本語名とする。
- 4) 上記 1)、2) に該当しない試薬を用いるときには、上記 3) の規定にかかわらず、広く一般に用いられている慣用名や旧 JIS 試薬名を試薬名として用いることができる。
- 5) 試液の名称は、溶質名及び溶媒名から命名する。ただし、溶媒が水のときは、原則として名称に含めない。また、溶質の溶解後、その使用に影響がない「N 水和物」、「無水」などの表記を除いて命名する。
- 6) エタノール(99.5)のように濃度を付して表記するものを溶媒とする試液の名称は、濃度を付さないことによる混乱が予測される場合を除き、「○○○・エタノール試液」のように濃度を付さない名称とする。

2132 6.2.3.2 試薬の名称の記載例

- 2133 1) 試薬・試液名は、カタカナと漢字で表示する。(JIS 試薬では、日本語はひらがな表示、例えば、りん酸、
2134 くえん酸、ひ素などと表記することに定められているが、日本薬局方には取り入れない)
- 2135 2) 試薬名「○○」の後にカッコを付けて「○○(100)」のように示すとき、カッコの数字は分子式で示されて
2136 いる物質の含量(%)を示す。
[例] エタノール(95), エタノール(99.5), 酢酸(31), 酢酸(100), 過酸化水素(30), アンモニア水(28)
- 2138 3) 定量用などの標準物質として医薬品各条の医薬品を用いる場合には、各条名を試薬名とする。標準品以外
2139 の試薬として用いるときは、原則として試薬の命名による。ただし、広く一般的に用いられている慣用名
2140 はこれを用いてもよい。
2141 4) 特殊な用途の試薬は、「○○用××」とする。
2142 [例] 液体クロマトグラフィー用ヘキサン
- 2143 5) 1, 2, 3 級アミン類の塩酸塩は、「○○塩酸塩」とし、「塩化○○」とはしない。無機塩については陽イ
2144 オンと陰イオンの数に誤解を生じない場合には数を記載しない。有機化合物においては塩の数をできるだけ
2145 だけ記載する。
[例] *N,N*-ジメチル-*p*-フェニレンジアンモニウム二塩酸塩
- 2146 6) D, L-符号などを用いる。
2147 [例] L-アスコルビン酸
- 2148 7) 水和物は「○○N 水和物」とし、(Nは漢数字)水の数不明なときは「○○*n* 水和物」とする。無水の
2149 試薬は単に「○○」とする。ただし、混乱を防止するため「無水○○」も必要に応じて用いる。各条品で
2150 はない試薬の水和物については、可能な範囲で水と水の数を特定する。
2151 [例] リン酸水素二ナトリウム十二水和物, リンモリブデン酸 *n* 水和物
- 2152 8) 無機の化合物は必要に応じてローマ数字で価数表示する。
2153 [例] 酸化鉛(II), 酸化鉛(IV)

2155 6.2.4 試薬・試液の新規設定

- 2156 日本薬局方に既記載の試薬・試液をなるべく使用する。単純な溶液及びある各条でのみ用いる溶液は、可
2157 能であればその調製方法を各条中に記載する。
- 2158 試薬・試液を新規に設定する場合は、目的・用途に応じ適切な品質規格とする。既記載の試薬とは品質水
2159 準が異なる場合などは「○○用」などとし、名前と内容を区別する。
- 2160 試薬・試液として規定する培地については組成を規定する。ただし、一般的に広く使用され培地構成成分が
2161 公知の場合には単に培地名のみを記載する。また、培地に用いられている成分の規格は、必ずしも設定する必
2162 要はない。

2163 6.2.5 「定量用○○」の新規設定

- 2164 原薬各条の試験に日本薬局方標準品を使用しないが、製剤各条の試験(確認試験, 定量的試験)に各条医薬
2165 品を定量用標準物質として使用する場合には、「定量用○○○(医薬品各条名)」を試薬に設定する。
2166 規格は原則として医薬品各条を準用するか、必要に応じて含量などの規定をより厳しく設定する。
2167 「定量用○○○」を液体クロマトグラフィーによる定量的試験に用いるとき、原薬各条での純度試験が薄層
2168 クロマトグラフィーにより規定されている場合には、液体クロマトグラフィーによる方法に変更するなど、
2169 用途に応じた試験方法を必要に応じて設定する。

2170 6.2.6 容量分析用標準液, 標準液の新規設定

- 2171 容量分析用標準液, 標準液を新規に設定する場合は、一次標準へのトレーサビリティを確立する。
2172

2173 **第二部**

2174 **医薬品各条原案の提出資料とその作成方法**

2175 日本薬局方医薬品各条の原案（以下、原案という）提出にあたっては、以下の1.から7.の資料を、それぞれ
2176 の作成方法に留意し、所定の様式に従って作成し提出すること。ただし、既記載各条の改正の場合は、様式
2177 2, 5, 6の提出は必要ない。

2178 **1. 様式1：日本薬局方医薬品各条原案総括表**

2179 各項目について正確に記載する。

2180 公定書名とは日本薬局方外医薬品規格（局外規）、米国薬局方、欧州薬局方、英国薬局方、又は食品添加物
2181 公定書などをいう。これらに記載されていない場合は「記載なし」と記載する。

2182 担当者連絡先には、本件に関する問い合わせなどへの対応を行う担当者の会社名、氏名、連絡先住所、電話
2183 番号、FAX番号、電子メールアドレスを必ず記入すること。

2184 なお、希少疾病用医薬品（オーファンドラッグ）として承認された医薬品の場合は、備考欄に「オーファン
2185 ドラッグ」と明記すること。

2186 **2. 様式2：原案と局外規等との項目ごとの比較表**

2187 原案について、局外規に記載の場合は原案と局外規における規格及び試験方法を、局外規に未記載の場合
2188 は原案と当該品目の製造（輸入）販売承認における規格及び試験方法を、項目ごとに比較した表を様式2によ
2189 り作成する。

2190 作成にあたっては、各項目の概要ではなく、局外規、又は製造（輸入）販売承認書の規定どおりに全文を正
2191 確に記載すること。ただし、縮小したコピー等を貼付することで差し支えない。

2192 **3. 様式3：医薬品各条案**

2193 「第一部 第十七改正日本薬局方原案の作成に関する細則」に基づき、原案を様式3により作成する。ただ
2194 し、既記載各条の改正の場合は、改正する項目についてのみ様式3に記載すること（改正しない項目は記載し
2195 ないこと）。

2196 **4. 様式4：実測値**

2197 新医薬品の承認申請に際して添付すべき資料に関するガイドラインなどを参考に、様式4により作成する。

2198 **【記載するデータについて】**

2199 原案設定の根拠となった資料として、3ロット各3回以上のデータ及び試験方法の分析法バリデーションデ
2200 ータを提出すること。なお、含量違いや容器違い（注射剤におけるプラスチック製水性注射剤容器など）があ
2201 る製剤については、原則としてそれぞれの実測値の提出が必要である。なお、長期安定性試験の成績及び貯法
2202 に保存条件の規定が必要な場合には苛酷試験の成績も提出すること。溶出性に関しては基本4液性での溶出
2203 プロファイル、溶解性、分析法バリデーション（品質再評価終了品目については不要）並びに6ベッセルの個々
2204 のデータを提出すること。基本4液性とは、溶出試験第1液、pH4.0の0.05mol/L酢酸・酢酸ナトリウム緩衝
2205 液、溶出試験第2液、水を用いた場合をいう。

2206 ただし、局外規、又は製造（輸入）販売承認内容と同一の試験方法を採用する場合は、あらためて実測値を
2207 とる必要はなく、過去に測定されたデータ及び分析法バリデーションデータを提出することで差し支えない。
2208 この場合にあっては、各ロットにつき必ずしも3回繰り返し測定したデータである必要はない。

2209 **5. 様式5：原案と外国薬局方等の他の公定書との比較表**

2210 米国薬局方、欧州薬局方、英国薬局方、又は食品添加物公定書などの公定書に当該医薬品が記載されてい
2211 る場合は、各項目ごとに比較した表を様式5により作成する。作成にあたっては、各項目の概要ではなく、
2212 他の公定書の規格及び試験方法の全文を記載する。ただし、縮小したコピー等を貼付することで差し支えな
2213 い。なお、英語については翻訳する必要はないが、英語以外の言語については日本語訳で比較表を作成する
2214 こと。

2215 様式2において、局外規と比較した場合にあっては、局外規の欄の右側に欄を追加して記載することで様
2216 式5を省略できる。この場合は、様式1の備考欄に「様式5は様式2に包括」と記入すること。局外規以外の
2217 公定書に記載されていないため様式5を省略する場合は、様式1の備考欄に「様式5を省略」と記載するこ
2218 と。

2219 **6. 様式 6 : 名称及び化学名等**

2220 原薬の原案については、JAN, INN 及び他の公定書等の名称などを様式 6 に記載する。

2221 化学名及び構造式に関しては、それらの選択理由及び簡単な解説を、また CAS 登録番号に関しては、塩基、
2222 塩、無水物など関連のものを含めて、記載する。

2223 なお、日本薬局方に製剤のみが収載される場合は、その原薬に関する様式 6 を作成すること。

2224 **7. 標準品に関する資料**

2225 新たに日本薬局方標準品を設定する必要がある場合は、別添 1 (生物薬品標準品を除く標準品の場合) 又は
2226 別添 2 (生物薬品標準品の場合) に従って、「標準品品質標準」原案を作成する。

2227 **8. 資料の提出方法**

2228 資料は様式 1 から様式 6 をその順に綴じ、標準品を設定する場合は別添 1 又は別添 2 の様式を同様に綴じ
2229 て、正本 1 部及び副本 1 部 (正本の写しで差し支えない) を書面で提出すること。

2230 なお、様式 3、様式 6 及び様式-標 2 の電子ファイル (例えば、MS-Word) を品目毎に作成し、適当な電子
2231 媒体に記録したものを添付すること。また、上記以外の各様式についても適当な電子媒体に記録したものを
2232 添付することが望ましい。

2233

2234 (様式1)

2235

2236

2237

2238

廠重管理

平成 年 月 日

日本薬局方医薬品各条原案総括表

整理番号		*
日本名		
英名		
日本名別名		
標準品の使用		有 () ・無
収載公定書名		
担当者連絡先	会社名	
	氏名	
	連絡先住所	〒
	電話・FAX番号	電話 FAX
	電子メールアドレス	
備考		

2239 (備考)

2240 1. 用紙は、日本工業規格 A4 縦とすること。

2241 2. *印の箇所は記入しないこと。

2242 3. 標準品については、有又は無を○で囲み、有の場合は純度試験、定量法等の試験項目を括弧内に記入すること。

2243

2244

2245 (様式 2)
2246

項 目	規格及び試験方法 (案)	局外規, 又は製造 (輸入) 販売承認規格
日本名 英名 日本名別名 構造式 分子式及び分子量 化学名 (CAS 番号) 基原及び含量規格 性状 (以下略)		

2247 (備考)

- 2248 1. 用紙は, 日本工業規格 A4 縦又は横とすること.
- 2249 2. 用紙が 2 枚以上となる場合は, それぞれの用紙の下に, 当該品目名とページ数を記入すること.
- 2250 3. 局外規又は製造 (輸入) 販売承認規格に標準品の規定がある場合には, 項目の一つとして記載すること.
- 2251 4. 試薬・試液も項目の一つとして記載すること.

2252 (様式 3)
2253

	[日本名]
	[英名]
	[日本名別名]
	[構造式]
	[分子式及び分子量]
	[化学名, CAS 番号]
	基原・含量規定
	性状
	確認試験
	示性値
	純度試験
	乾燥減量又は水分
	強熱残分
	製剤試験
	その他の試験
	定量法
	貯法
	標準品
	試薬・試液

2254 (備考)

- 2255 1. 用紙は, 日本工業規格 A4 縦とすること.
- 2256 2. 用紙が 2 枚以上となる場合は, それぞれの用紙の下に, 当該品目名とページ数を記入すること.
- 2257 3. 作成にあつては, 書式の外枠を設定する必要はないこと.
- 2258

2259 (様式4)
2260

原案番号	品名	担当者
項目	原案によるデータ	
試料明細	I, II, III (ロット番号等)	(解説)
性状	色 溶解性 その他の特性	
確認試験		
(示性値)		
旋光度		
融点		
その他		
純度試験	(1)溶 状 (2)塩化物 (3)硫酸塩 (4)重金属 (5)ヒ 素 (6)類縁物質 その他	
乾燥減量 又は水分		
強熱残分		
製剤試験		
その他の試験		
定量法		
貯法		
標準品		
試薬・試液		
カラム情報		

2261 (備考)

- 2262 1. 用紙は、日本工業規格 A4 縦とすること。
2263 2. 用紙が 2 枚以上となる場合は、それぞれの用紙の下に、当該品目名とページ数を記入すること。
2264 3. カラム情報の開示は、要望した者が検討データを提出した時に限る。
2265

2266
2267

(様式 5)

項 目	規格及び試験方法 (案)	他の公定書 (名称)
日本名		
英名		
日本名別名		
構造式		
分子式及び 分子量		
化学名 (CAS 番号)		
基原及び 含量規定		
性状		
確認試験		
以下略		

2268
2269
2270
2271
2272
2273
2274

(備考)

1. 用紙は、日本工業規格 A4 縦又は横とすること。
2. 用紙が 2 枚以上となる場合は、それぞれの用紙の下に、当該品目名とページ数を記入すること。
3. 他の公定書の名称欄には、例えば米国薬局方など、具体的な名称を記載するとともに、複数の公定書がある場合には、適宜欄を設けること。
4. 試薬・試液も項目の一つとして記載すること。

2275 (様式6)
2276

項 目	採用案及び関係情報
名 称	採用案 日本名 英名 日本名別名 関係情報 JAN, INN 等 採用理由など
化学名	採用案 関係情報 JAN, INN 等 採用理由など
C A S 番号	採用案 関係情報 (塩基, 塩, 無水物等関連するものの番号など)
構造式	採用案 関係情報 JAN, INN 等 採用理由など

2277 (備考)

- 2278 1. 用紙は, 日本工業規格 A4 縦とすること.
- 2279 2. 用紙が 2 枚以上となる場合は, それぞれの用紙の下に, 当該品目名とページ数を記入すること.
- 2280 3. 作成にあつては, 書式の外枠を設定する必要はないこと.
- 2281

2282 別添 1

2283

「標準品品質標準」原案の提出資料とその作成方法

2284 日本薬局方標準品品質標準の原案提出にあたっては、以下の 1) から 6) の資料を様式-標 1 ～標 6 に従って
2285 作成して提出すること。

2286 資料の提出にあたっては、様式-標 1 から様式-標 6 の紙媒体と電子媒体の両方の資料を医薬品各条原案と同
2287 様に提出すること。

2288 1) 「日本薬局方標準品品質標準」原案の総括表

2289 作成方法：「様式-標 1」を用いて作成する。

2290 作成上の留意事項

2291 ① 省略した様式がある場合は、備考欄にその理由を記載すること。

2292 ② 「適用医薬品各条名」欄には、当該標準品の使用を規定する全ての医薬品各条について網羅的に記載す
2293 ること。

2294 ③ 「適用規格項目」欄には、当該標準品の使用が規定される全ての規格項目を記載すること。

2295 ④ 「試験方法」欄には、当該標準品の使用が規定される規格項目の試験方法を簡略記載すること。

2296 ⑤ 「使用量」欄には、医薬品各条の記載に従って試験を 1 回実施するのに必要な量を記載すること。使用
2297 量が各条に記載されていない場合は、大略の使用量を括弧書きで示すこと。乾燥後秤量の場合は、「乾
2298 燥後」と記載すること。また、別途水分を測定する場合などでは、別途測定に必要な量を付記すること。

2299 2) 「日本薬局方標準品品質標準」原案に関する資料

2300 作成方法：「様式-標 2」を用いて作成する。

2301 作成上の留意事項

2302 ① 標準品原料候補の品質評価に必要なデータを得るために実施すべき品質試験項目とその試験方法を記載
2303 すること。

2304 ② 医薬品各条とは目的を異にするものであるため、試験方法等の記載は日局原案作成要領に従う必要はない。

2305 ③ 試験方法には、品質試験を支障なく実施するのに必要な事項を洩れなく記載すること。

2306 ④ 試験方法の記載においては、日局の記載方法に拘束されることなく、特殊な試薬、カラム等を銘柄名で記
2307 載しても差し支えない。

2308 3) 標準品品質標準に基づいた実測値に関する資料

2309 作成方法：「様式-標 3」を用いて作成する。

2310 作成上の留意事項

2311 ① 標準品相当品又は現在使用している自家標準物質の品質試験実測値を記載する。

2312 ② 数値結果で評価する試験については、適否の評価結果ではなく、各試験の測定値などを記載すること。

2313 ③ 代表的なスペクトルデータやクロマトグラム、液体クロマトグラフィーの試験条件やシステム適合性デ
2314 ータなども記載すること。なお、赤外吸収スペクトル、核磁気共鳴スペクトル等のスペクトルでは吸収
2315 の帰属も記載し、液体クロマトグラフィーなどにおいては分析法バリデーションも提出すること。

2316 ④ 試験に用いた機器など（測定機器、カラム、薄層板、特殊試薬等を含む）の具体的名称（銘柄名等）も
2317 記載すること。特に、水分測定用試液（容量滴定法）又は水分測定用陽極液及び陰極液（電量滴定法）
2318 についてはその銘柄名を必ず記載すること。

2319 ⑤ 不純物の本質が特定されている場合には、不純物の化学名、構造式等を記載すること。

2320 ⑥ 本資料のために新たに試験を実施することなく、自家標準物質確立時のデータを提出しても差し支えない。
2321

2322 4) 日本薬局方標準品の保存方法及び安定性に関する資料

2323 作成方法：「様式-標 4」を用いて作成する。

2324 作成上の留意事項

- 2325 ① 標準品原料提供者における自家標準物質の実際の保存方法による保存条件及び保存容器を記載する。
2326 ② 安定性のデータは標準品原料提供者の実際の保存方法におけるデータを記載すること。
2327 ③ 安定性データには、試験方法（試験条件を含む）を明示し、クロマトグラムなどのデータも添付すること。
2328
2329 ④ 密封容器を使用する場合や冷蔵又は冷凍保存である場合には、保存方法の設定理由を記載すること。なお、安定性試験に基づいて設定した場合はその根拠となったデータ（適切な時点におけるクロマトグラム等を含む）を別に添付すること。
2330
2331 ⑤ 標準品の取扱いにおいて留意すべき性質を洩れなく記載すること。
2332 ⑥ その他の項には、「酸化を受けやすいので不活性ガス置換して保存する必要がある」などの標準品の取扱い及び保存上留意すべき性質について記載すること。
2333
2334

2335 5) 日本薬局方標準品原料の精製法に関する資料

2336 作成方法：「様式-標5」を用いて作成する。

2337 作成上の留意事項

- 2338 ① 入手した原料の品質が標準品としての品質に相応しくないと判断された場合に、標準品製造機関は精製などを行うことがあるので、その参考としての精製法を記載すること。
2339 ② 当該標準品原料の精製法が極めて特殊な技術を要する場合、精製法が知的財産権の範疇にある場合、又は精製の必要がある場合に原料提供者が精製することを確約できる場合などにあつては、その旨を備考欄に記載することによって、「精製法」欄の記載を省略することができる。
2340
2341
2342

2343 6) 日本薬局方標準品原料の供給に関する資料

2344 作成方法：「様式-標6」を用いて作成する。

2345 作成上の留意事項

- 2346 ① 標準品に相応しい品質の原料を供給可能な提供者及び提供要件について記載すること。
2347 ② 供給可能量は、「〇〇～〇〇g」、「〇〇g以下」のような記載でも差し支えない。
2348 ③ 価格は、「〇〇円/g程度」などの概数でも差し支えない。無償の場合は「無償」と記載すること。
2349 ④ 納期の項には、受注から納品までに要する標準的期間を記載すること。
2350 ⑤ その他の項には、供給予定の標準品原料に関するその他の情報（例：約〇〇mg ずつをアンプル充填して供給する）や、継続的な供給が見込めない場合にはその旨を記載すること。
2351

2352 (注) 提出方法は、**第二部 8. 資料の提出方法**を参照すること。

2353 (備考)

2354 1. 用紙は、日本工業規格 A4 縦とすること。

2355 2. 用紙が2枚以上となる場合は、様式ごとに用紙の下に、当該標準品名とページ数を記入すること。

2356 3. 各用紙の欄外に記載された（備考）及び「記載上の留意点」は提出資料の作成においては記載する必要はない。
2357
2358

2359
2360
2361
2362

「日本薬局方標準品質標準」原案総括表

(様式-標1)

平成 年 月 日

原案整理番号		*	
標準品名称		標準品	
担当者連絡先	会社名		
	氏名		
	所属部署		
	連絡先住所	〒	
	電話・FAX番号	電話	FAX
	電子メールアドレス		
適用医薬品各条名*1	適用規格項目*2	試験方法*3	使用量*4
備考*5			

2363 (備考) *印の箇所は記入しないこと。

2364 記載上の留意点

2365 *1: 当該標準品の使用が規定されることになる全ての医薬品各条名を網羅的に記載すること。

2366 *2: 当該標準品の使用が規定されることになる全ての規格項目を記載すること。

2367 *3: 当該標準品の使用が規定されることになる規格項目での試験方法名を記載すること。

2368 *4: 使用量は局方記載に従って試験を1回実施するのに必要な量を記載すること。

2369 使用量が各条に記載されていない場合は、大略の使用量を括弧書きで示すこと。

2370 乾燥後秤量の場合は、「乾燥後」と記載すること

2371 別途水分測定などの場合には別途測定に必要な量を付記すること

2372 *5: 省略した様式がある場合は、その理由を記載すること。

2373

2374
2375
2376

「日本薬局方標準品品質標準」原案に関する資料

(様式-標2)

[標準品の名称]
標準品の構造式
[分子式及び分子量] [化学名, CAS 番号]
性状：外観 (色, 形状を記載する.)
確認試験 1. 紫外可視吸収スペクトルによる確認試験法 2. 赤外吸収スペクトルによる確認試験法 3. 核磁気共鳴スペクトルによる確認試験法 4. 薄層クロマトグラフィーによる確認試験法 5. 対イオンの確認試験法 (原則として1, 2及び3の試験法を設定し, 必要に応じて5の試験法を設定し, 用途試験法に応じて4の試験法を設定する.)
示性値 1. 融点 2. 旋光度 3. その他 (必要に応じて1, 2, 又は3を設定する.)
純度試験 1. 類縁物質 (原則として液体クロマトグラフィーによる試験法を設定し, 用途試験法に応じて薄層クロマトグラフィーによる試験法も設定する.) 2. 残留溶媒 (必要に応じて, ガスクロマトグラフィー又は液体クロマトグラフィーによる試験法を設定する.)
乾燥減量又は水分 (医薬品各条での用途に応じていずれかを設定する.)
定量法 (滴定法などによる絶対定量法を設定する. 自家標準物質をマスバランス法で評価している場合であっても, 絶対定量法がある場合はその方法を設定する.)
貯法 保存条件 容器 (自家標準物質の実際の保存条件及び容器を記載することで差し支えないが, 安定性試験に基づいて設定する場合は貯法の根拠となったデータを様式-標4に添付すること.)

2377 (備考) 作成にあつては, 書式の外枠を設定する必要はない。

2378 記載上の留意点

- 2379 ① 標準品原料候補の品質評価に必要なデータを得るために実施すべき品質試験項目とその試験方法を記載
2380 すること。
2381 ② 試験方法には, 品質試験を支障なく実施するのに必要な事項を洩れなく記載すること。
2382 ③ 試験方法の記載においては, 日局の記載方法に拘束されることなく, 特殊な試薬などを銘柄名により指
2383 定しても差し支えない。
2384

2385

標準品品質標準に基づいた実測値に関する資料

2386 (様式-標3)

2387

原案整理番号	*	標準品名		担当者	
試料明細	試料番号 (ロット番号) :				
項 目		原案によるデータ			
性状	色 形状				(解説)
確認試験	(1) UV 法 (2) IR 法 (3) NMR 法 (4) TLC 法 (5) 対イオン				
旋光度 融点 その他					
純度試験	(7)類縁物質 (8)残留溶媒 (9)その他				
乾燥減量 又は 水分					
定量法	滴定法				

2388 (備考) *印の箇所は記入しないこと。

2389 記載上の留意点

- 2390 ① 標準品相当品又は現在使用している自家標準物質の品質試験実測値を記載する。
- 2391 ② 数値結果で評価する試験については、適否の評価結果ではなく、実測データなどを記載すること。
- 2392 ③ HPLC の試験条件やシステム適合性データ、スペクトル、クロマトグラム等も記載すること。
- 2393 ④ 試験に用いた機器等 (測定機器、カラム、薄層板、特殊試薬等を含む) の具体的名称 (銘柄名など) も記載すること。特に、水分測定用試液 (容量滴定法) 又は水分測定用陽極液及び陰極液 (電量滴定法) についてはその銘柄名を必ず記載すること。
- 2396 ⑤ 不純物の本質が特定されている場合には、不純物の化学名、構造式等を記載すること。
- 2397 ⑥ 本資料のために新たに試験を実施することなく、自家標準物質確立時のデータを提出しても差し支えない。
- 2398
- 2399

2400

日本薬局方標準品の保存方法及び安定性に関する資料

2401 (様式-標4)

原案整理番号	*
標準品名称	標準品

2402

保存容器*1				
保存条件*1				
上記の保存容器，保存条件における安定性（不純物量などの経時変化）*2				
不純物総量*3（%）	初期値	月（年）	月（年）	月（年）
	試験方法：			
水分／乾燥減量（%）	初期値	月（年）	月（年）	月（年）
保存方法の設定理由*4				
その他のコメント				

2403

吸湿性	有	無
	根拠データ：	
光安定性		
その他*5		

2404 (備考) *印の箇所は記入しないこと。

2405 記載上の留意点

2406 *1：標準品原料提供者における自家標準物質の実際の保存方法による保存条件及び保存容器を記載する。

2407 *2：安定性のデータは標準品原料提供者の実際の保存方法におけるデータを記載すること。クロマトグラム等は別に添付する。

2408 *3：不純物のデータには，試験方法を明示すること。

2409 *4：密封容器を使用する場合や冷蔵又は冷凍保存である場合には，保存方法の設定理由を記載すること。なお，安定性試験に基づいて設定した場合は貯法の根拠となったデータ（適切な時期におけるクロマトグラムなどを含む）を別に添付すること。

2410 *5：その他の項には，「酸化を受けやすいので不活性ガス置換して保存する必要がある」などの標準品の取り扱い及び保存において留意すべき性質について記載すること

2411

2412

2413

2414

2415

2416

日本薬局方標準品原料の精製法に関する資料

2417 (様式-標5)

2418

標準品名称	標準品
精製法	
備考	

2419 記載上の留意点

2420 「精製法」を記載しない場合は、備考欄にその理由を記載すること。

2421

2422

日本薬局方標準品原料の供給に関する資料

2423 (様式-標6)

2424

原 案 整 理 番 号	*		
標 準 品 名 称	標準品		
標準品原料提供者及び連絡先 *1	会 社 名		
	担当者氏名		
	所属部署		
	連絡先住所	〒	
	電 話 ・ F A X 番 号	電話	FAX
	電 子 メ ー ル ア ド レ ス		
供 給 可 能 量 *2			
価 格 *3			
納 期 *4			
そ の 他 *5			
備 考			

2425 (備考) *印の箇所は記入しないこと。

2426 記載上の留意点

2427 *1: 標準品としての品質に相応しい原料の供給可能な提供者について記載し、標準品原料の品質や入手等に関する問い合わせに対応できる担当者及び連絡先を記入する。

2428 *2: 供給可能量は、1回の供給依頼に対して対応できる量の概数を記載し、「〇〇～〇〇g」、「〇〇kg以下」のような記載でも差し支えない。

2430 *3: 価格は「〇〇円/g程度」などの概数でも差し支えない。無償の場合は「無償」と記載すること。

2431 *4: 受注から納品までに要する標準的期間を記載すること。

2432 *5: その他の項には、供給予定の標準品原料に関するその他の情報(例: 約〇〇mg ずつをアンプル充填して供給する)や、継続的な供給が見込めない場合にはその旨を記載すること。

2433

2434

2435

2436 別添 2

2437

2438

「標準品品質標準」原案の提出資料とその作成方法

(生物薬品 (バイオテクノロジー応用医薬品/生物起源由来医薬品) 標準品)

2439 日本薬局方 (生物薬品 (バイオテクノロジー応用医薬品/生物起源由来医薬品)) 標準品品質標準の原案提出にあたっては、以下の 1) から 4) の資料を様式-標生 1 ~ 標生 4 に従って作成し提出すること。

2441 資料の提出にあたっては、様式-標生 1 から様式-標生 4 の紙媒体と電子媒体の両方の資料を医薬品各条原案と同様に提出すること。

2443 1) 「日本薬局方標準品品質標準」原案の総括表

2444 作成方法: 「様式-標生 1」を用いて作成する。

2445 作成上の留意事項

- 2446 ① 省略した様式がある場合は、備考欄にその理由を記載すること。
- 2447 ② 「適用医薬品各条名」欄には、当該標準品の使用を規定する全ての医薬品各条について網羅的に記載すること。
- 2448
- 2449 ③ 「適用規格項目」欄には、当該標準品の使用が規定される全ての規格項目を記載すること。
- 2450 ④ 「試験方法」欄には、当該標準品の使用が規定される規格項目の試験方法を簡略記載すること。
- 2451 ⑤ 「使用量」欄には、医薬品各条の記載に従って試験を 1 回実施するのに必要な量を記載すること。使用量が各条に記載されていない場合は、大略の使用量を括弧書きで示すこと。使用量が医薬品各条に記載されていない場合は、大略の使用量を括弧書きで示すこと。乾燥後秤量の場合は、「乾燥後」と記載すること。また、別途水分を測定する場合などでは、別途測定に必要な量を付記すること。
- 2452
- 2453
- 2454

2455 2) 「日本薬局方標準品品質標準」原案に関する資料

2456 作成方法: 「様式-標生 2」を用いて作成する。

2457 作成上の留意事項

- 2458 ① 標準品確立時に標準品原料候補の品質評価に必要なデータを得るために実施すべき品質試験項目とその試験方法を記載すること。
- 2459
- 2460 ② 標準品の単位の値付けの方法 (単位の定義設定の経緯も含む) 及び標準品の更新の方法について記載すること。
- 2461
- 2462 ③ 貯法の保存条件及び保存期間に関する情報を記載すること。
- 2463 ④ 適切な国際標準品がある場合については、国際標準品を基準に品質標準の設定を行う。
- 2464 ⑤ 適切な国際標準品などがない場合については、承認書に規定されている標準物質の規格に基づき、品質標準を設定する。
- 2465
- 2466 ⑥ 医薬品各条とは目的を異にするものであるため、試験方法などの記載は日局原案作成要領に従う必要はない。
- 2467
- 2468 ⑦ 試験方法には、品質試験を支障なく実施するのに必要な事項を洩れなく記載すること。
- 2469 ⑧ 試験方法の記載においては、日局の記載方法に拘束されることなく、特殊な試薬、カラム等を銘柄名で記載しても差し支えない。
- 2470

2471 3) 標準品品質標準に基づいた実測値に関する資料

2472 作成方法: 「様式-標生 3」を用いて作成する。

2473 作成上の留意事項

- 2474 ① 標準品相当品又は現在使用している自家標準物質の品質試験実測値を記載すること。
- 2475 ② 数値結果で評価する試験については、適否の評価結果ではなく、各試験の測定値などを記載すること。
- 2476 ③ 液体クロマトグラフィーを用いた場合、代表的なクロマトグラム、試験条件やシステム適合性データなども記載すること。
- 2477
- 2478 ④ 試験に用いた機器など (測定機器、カラム、特殊試薬などを含む) の具体的名称 (銘柄名など) も記載すること。
- 2479
- 2480 ⑤ 不純物が特定されている場合、関係データを記載すること。

2481 ⑥ 本資料のために新たに試験を実施することなく、自家標準物質確立時のデータを提出しても差し支え
2482 ない。自家標準物質確立時と異なる新規の品質標準を設定する場合には新規の品質標準に基づくデー
2483 タも提出すること。

2484 4) 日本薬局方標準品原料の供給に関する資料

2485 作成方法：「様式-標生4」を用いて作成する。

2486 作成上の留意事項

- 2487 ① 標準品に相応しい品質の原料を供給可能な提供者及び提供要件について記載すること。
2488 ② 供給可能量は、「〇〇～〇〇g」、「〇〇g以下」のような記載でも差し支えない。
2489 ③ 価格は、「〇〇円/g程度」などの概数でも差し支えありません。無償の場合は「無償」と記載する
2490 こと。
2491 ④ 納期の項には、受注から納品までに要する標準的期間を記載すること。
2492 ⑤ その他の項には、供給予定の標準品原料に関するその他の情報（例：約〇〇mgずつをアンプル充填
2493 して供給する）や、継続的な供給が見込めない場合にはその旨を記載すること。

2494 (注) 提出方法は、**第二部 8. 資料の提出方法**を参照すること。

2495 (備考)

- 2496 1. 用紙は、日本工業規格 A4 縦とすること。
2497 2. 用紙が2枚以上となる場合は、様式ごとに用紙の下に、当該標準品名とページ数を記入すること。
2498 3. 各用紙の欄外に記載された（備考）及び「記載上の留意点」は提出資料の作成においては記載する必要は
2499 ない。
2500

2501
2502
2503
2504

「日本薬局方標準品質標準」原案総括表

(様式-標生1)

平成 年 月 日

原案整理番号		*	
標準品名称		標準品	
担当者連絡先	会社名		
	担当者氏名		
	所属部署		
	連絡先住所	〒	
	電話・FAX番号	電話	FAX
	電子メールアドレス		
適用医薬品各条名*1	適用規格項目*2	試験方法*3	使用量*4
備考*5			

2505 (備考) *印の箇所は記入しないこと。

2506 記載上の留意点

2507 *1: 当該標準品の使用が規定されることになる全ての医薬品各条名を網羅的に記載する。

2508 *2: 当該標準品の使用が規定されることになる全ての規格項目を記載すること。

2509 *3: 当該標準品の使用が規定されることになる規格項目での試験方法名を記載すること。

2510 *4: 使用量は局方記載に従って試験を1回実施するのに必要な量を記載すること。

2511 使用量が各条に記載されていない場合は、大略の使用量を括弧書きで示すること。

2512 乾燥後秤量の場合は、「乾燥後」と記載すること

2513 別途水分測定などの場合には別途測定に必要な量を付記すること

2514 *5: 省略した様式がある場合は、その理由を記載すること。

2515

2516 「日本薬局方標準品品質標準」原案に関する資料
2517 [生物薬品（バイオテクノロジー応用医薬品／生物起源由来医薬品）力価標準品]

2518 (様式-標生2(1))
2519

[標準品の名称]
標準品の構造式
[分子式及び分子量（標準品の本質に応じて記載する）] [CAS 番号（標準品の本質に応じて記載する）]
本質，由来
性状：外観 (色，形状を記載する.)
力価定量法 (力価の単位の由来・定義，力価検定に用いた国際標準品等，力価試験法 を記載する)
物質質量 (必要に応じて設定する.)
貯法 保存条件 容器 (自家標準物質の実際の保存条件及び容器を記載することで差し支えないが，安定性試験に基づいて設定する場合は貯法の根拠となったデータを添付する.)

2520 (備考) 作成にあつては，書式の外枠を設定する必要はない。

2521 記載上の留意点

- 2522 ① 標準品確立時に標準品原料候補の品質評価に必要なデータを得るために実施すべき品質試験項目とその
2523 試験方法を記載する。
2524 ② 試験方法には，品質試験を支障なく実施するのに必要な事項を洩れなく記載すること。
2525 ③ 試験方法の記載においては，日局の記載方法に拘束されることなく，特殊な試薬などを銘柄名により指
2526 定しても差し支えない。
2527

2528

「日本薬局方標準品品質標準」原案に関する資料

2529

[生物薬品（バイオテクノロジー応用医薬品／生物起源由来医薬品）理化学試験用標準品]

2530

(様式-標生2(2))

2531

[標準品の名称]
標準品の構造式
[分子式及び分子量（標準品の本質に応じて記載する）] [CAS 番号（標準品の本質に応じて記載する）]
本質，由来
性状：外観 (色，形状を記載する.)
構造確認あるいは純度試験に用いる標準品の場合：①構造に関して得られている情報，②純度（例えばクロマトグラムの純度）に関するデータ，③試験項目と試験方法を記載する
定量用標準品の場合： 物質量を定めた経緯及び試験方法を記載する
貯法 保存条件 容器 (自家標準物質の実際の保存条件及び容器を記載することで差し支えないが，安定性試験に基づいて設定する場合は貯法の根拠となったデータを添付する.)

2532

(備考) 作成にあつては，書式の外枠を設定する必要はない。

2533

記載上の留意点

2534

① 標準品確立時に標準品原料候補の品質評価に必要なデータを得るために実施すべき品質試験項目とその試験方法を記載する。

2535

2536

② 試験方法には，品質試験を支障なく実施するのに必要な事項を洩れなく記載すること。

2537

③ 試験方法の記載においては，日局の記載方法に拘束されることなく，特殊な試薬などを銘柄名により指定しても差し支えない。

2538

2539

2540
2541

標準品品質標準に基づいた実測値に関する資料
[生物薬品（バイオテクノロジー応用医薬品／生物起源由来医薬品）力価標準品]

2542 (様式-標生3(1))
2543

原案整理番号	*	標準品名	担当者
試料明細	試料番号（ロット番号）：		
項目	原案によるデータ		
本質・由来			(解説)
性状・外観	色 形状		
力価定量法			
(物質量)			

2544 (備考) *印の箇所は記入しないこと.

2545 記載上の留意点

- 2546 ① 標準品相当品又は現在使用している自家標準物質の品質試験実測値を記載する.
2547 ② 数値結果で評価する試験については, 適否の評価結果ではなく, 実測データなどを記載すること.
2548 ③ 試験条件なども記載すること.
2549 ④ 試験に用いた機器などの具体的名称(銘柄名など)も記載すること.
2550 ⑤ 本資料のために新たに試験を実施することなく, 自家標準物質確立時のデータを提出しても差し支えない.
2551
2552

2553
2554

標準品品質標準に基づいた実測値に関する資料
[生物薬品（バイオテクノロジー応用医薬品／生物起源由来医薬品）理化学試験用標準品]

2555 (様式-標生3(2))
2556

原案整理番号	*	標準品名		担当者	
試料明細	試料番号（ロット番号）：				
項 目		原案によるデータ			
本質・由来					(解説)
性状・外観	色 形状				
(以下必要な項目を記載)					

2557 (備考) *印の箇所は記入しないこと。

2558 記載上の留意点

- 2559 ① 標準品相当品又は現在使用している自家標準物質の品質試験実測値を記載する。
 2560 ② 数値結果で評価する試験については、適否の評価結果ではなく、実測データなどを記載すること。
 2561 ③ HPLC の試験条件やシステム適合性データ、クロマトグラム等も記載すること。
 2562 ④ 試験に用いた機器などの具体的名称（銘柄名など）も記載すること。
 2563 ⑤ 不純物の本質が特定されている場合には、不純物の名称などを記載すること。
 2564 ⑥ 本資料のために新たに試験を実施することなく、自家標準物質確立時のデータを提出しても差し支えない。
 2565
 2566

2567

日本薬局方標準品原料の供給に関する資料

2568 (様式-標生4)

2569

原 案 整 理 番 号	*		
標 準 品 名 称	標準品		
標準品原料提供者及び連絡先 *1	会 社 名		
	担当者氏名		
	所属部署		
	連絡先住所	〒	
	電 話 ・ F A X 番 号	電話	FAX
	電 子 メ ー ル ア ド レ ス		
供 給 可 能 量 *2			
価 格 *3			
納 期 *4			
そ の 他 *5			
備 考			

2570 (備考) *印の箇所は記入しないこと。

2571 記載上の留意点

2572 *1: 標準品としての品質に相応しい原料の供給可能な提供者について記載し、標準品原料の品質や入手等に関する問い合わせに対応できる担当者及び連絡先を記入する。

2574 *2: 供給可能量は、1回の供給依頼に対して対応できる量の概数を記載し、「〇〇～〇〇g」、「〇〇kg以下」のような記載でも差し支えない。

2576 *3: 価格は「〇〇円/g程度」などの概数でも差し支えない。無償の場合は「無償」と記載すること。

2577 *4: 受注から納品までに要する標準的期間を記載すること。

2578 *5: その他の項には、供給予定の標準品原料に関するその他の情報(例: 約〇〇mg ずつをアンプル充填して供給する)や、継続的な供給が見込めない場合にはその旨を記載すること。

2579

2580

2581

付表及び用字例

2582

付表

2583

塩化物の%換算表

2584 0.01 mol/L 塩酸 0.25~0.30~0.45 mL (88.6~106~160 µg/50 mL Cl) (上方)

2585 0.01 mol/L 塩酸 0.70~0.85~1.0 mL (248~302~355 µg/50 mL Cl) (側方)

試料(g) 0.01 mol/L塩酸(mL)	0.10	0.20	0.30	0.40	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5	5.0
0.25	089	044	030	022	018	015	013	011	010	009	006	004	004	003	002	002	002	002
0.30	106	053	035	026	021	018	015	013	012	011	007	005	004	004	003	003	002	002
0.35	124	062	041	031	025	021	018	016	014	012	008	006	005	004	004	003	003	002
0.40	142	071	047	036	028	024	020	018	016	014	009	007	006	005	004	004	003	003
0.45	160	080	053	040	032	027	023	020	018	016	011	008	006	005	004	004	004	003
0.70	248	124	083	062	050	041	035	031	028	025	016	012	010	008	007	006	006	005
0.80	284	142	095	071	057	047	040	036	032	028	019	014	011	009	008	007	006	006
0.90	320	160	107	080	064	054	046	040	036	032	021	016	013	011	009	008	007	006
1.0	335	178	119	089	071	059	051	044	039	036	024	018	014	012	010	009	008	007

2586 %の値は小数点以下の数値を示す。

2587

硫酸塩の%換算表

2588 0.005 mol/L 硫酸 0.35~0.40~0.50 mL (168~192~240 µg/50 mL SO₄) (上方)2589 0.005 mol/L 硫酸 1.0~1.25~1.5 mL (480~600~720 µg/50 mL SO₄) (側方)

試料(g) 0.005 mol/L硫酸(mL)	0.10	0.20	0.30	0.40	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5	5.0
0.35	168	084	056	042	034	028	024	021	019	017	011	008	007	006	005	004	004	003
0.40	192	096	064	048	038	032	027	024	021	019	013	010	008	006	005	005	004	004
0.45	216	108	072	054	043	036	031	027	024	022	014	011	009	007	006	005	005	004
0.50	240	120	080	060	048	040	034	030	027	024	016	012	010	008	007	006	005	005
1.0	480	240	160	120	096	080	068	060	053	048	032	024	019	016	014	012	011	010
1.1	528	264	176	132	106	088	075	066	059	053	035	026	021	018	015	013	012	010
1.2	576	288	192	144	115	096	082	072	064	058	038	028	023	019	016	014	013	012
1.3	624	312	208	156	125	104	089	078	069	062	042	031	025	021	018	016	014	012
1.4	672	336	224	168	134	112	096	084	075	067	045	034	026	022	019	017	015	013
1.5	720	360	240	180	144	120	103	090	080	072	048	036	029	026	020	018	016	014

2590 %の値は小数点以下の数値を示す。

2591

2592

重金属の ppm 及び%換算表

2593

鉛標準液 1.0~3.0 mL (10~30 µg/50 mL Pb) (上方)

2594

鉛標準液 3.0~4.5 mL (30~45 µg/50 mL Pb) (側方)

試料(g) 鉛標準液(mL)	0.10	0.20	0.30	0.40	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5	5.0
1.0	0100	0050	0033	0025	0020	0017	0014	0012	0011	0010	0007	0005	0004	0003	0003	0002	0002	0002
2.0	0200	0100	0067	0050	0040	0033	0028	0025	0022	0020	0013	0010	0008	0007	0006	0005	0004	0004
2.5	0250	0125	0083	0062	0050	0042	0036	0031	0028	0025	0017	0012	0010	0008	0007	0006	0006	0005
3.0	0300	0150	0100	0075	0060	0050	0043	0038	0033	0030	0020	0015	0012	0010	0008	0008	0007	0006
3.5	0350	0175	0117	0088	0070	0058	0050	0044	0038	0035	0023	0018	0014	0012	0010	0009	0008	0007
4.0	0400	0200	0133	0100	0080	0067	0057	0050	0044	0040	0027	0020	0016	0013	0011	0010	0009	0008
4.5	0450	0225	0150	0112	0090	0075	0064	0056	0050	0045	0030	0022	0018	0015	0013	0011	0010	0009

2595 [例] 0020 とは 20 ppm, 0.0020%を示す.

2596

ヒ素の ppm 換算表

2597

ヒ素標準液 2.0 mL (2 µg As₂O₃)

試料(g) ヒ素標準液(mL)	0.10	0.15	0.20	0.25	0.30	0.35	0.40	0.45	0.5	0.55	0.6	0.65	0.7	0.75	0.8	0.85	0.9	1.0	1.2	1.5	2.0
2.0	20	13.3	10	8	6.6	5.7	5	4.4	4	3.6	3.3	3.1	2.8	2.6	2.5	2.4	2.2	2	1.6	1.3	1

2598

2599

乾燥減量及び強熱残分の%記載法

試料(g) %	0.05	0.1	0.5	1	5	10	20
0.05				(1)	(5)	(10)	(20)
0.1		(0.1)	(0.5)	(1.0)	(5.0)	10	20
0.5		(0.1)	(0.5)	(1.0)	(5.0)	10	20
1	(0.05)	(0.1)	0.5	1.0	5.0	10.0	20.0
5	(0.05)	(0.10)	0.5	1.0	5.0	10.0	20.0
10	0.05	(0.10)	0.50	1.00	5.00	10.00	20.00

2600

() を付したものはセミマイクロ化学はかりを用いる.

原子量表 (2010)

(元素の原子量は、質量数 12 の炭素 (¹²C) を 12 とし、これに対する相対値とする、ただし、¹²C は核及び電子が基底状態にある中性原子である。)

多くの元素の原子量は一定ではなく、物質の起源や処理の仕方に依存する。原子量とその不確かさは地球上に起源をもち、天然に存在する物質中の元素に適用される。この表の脚注には、個々の元素に起こりうるもので、原子量に付随する不確かさを越える可能性のある変動の様式が示されている。原子番号 112 から 118 までの元素名は暫定的なものである。

元素名	元素記号	原子番号	原子量	脚注
アインスタイニウム*	Es	99		
亜鉛	Zn	30	65.38(2)	r
アクチニウム*	Ac	89		
アスタチン*	At	85		
アメリカシウム*	Am	95		
アルゴン	Ar	18	39.948(1)	g r
アルミニウム	Al	13	26.9815386(8)	
アンチモン	Sb	51	121.760(1)	g
硫黄	S	16	32.065(5)	g r
イッテルビウム	Yb	70	173.054(5)	g
イットリウム	Y	39	88.90585(2)	
イリジウム	Ir	77	192.217(3)	
インジウム	In	49	114.818(3)	
ウラン*	U	92	238.02891(3)	g m
ウンウンオクテチウム*	Uuo	118		
ウンウンクアジウム*	Uuq	114		
ウンウントリウム*	Uut	113		
ウンウンヘキシウム*	Uuh	116		
ウンウンペンチウム*	Uup	115		
エルビウム	Er	68	167.259(3)	g
塩素	Cl	17	35.453(2)	g m r
オスミウム	Os	76	190.23(3)	g
カドミウム	Cd	48	112.411(8)	g
ガドリニウム	Gd	64	157.25(3)	g
カリウム	K	19	39.0983(1)	
ガリウム	Ga	31	69.723(1)	
カリホルニウム*	Cf	98		
カルシウム	Ca	20	40.078(4)	g
キセノン	Xe	54	131.293(6)	g m
キュリウム*	Cm	96		
金	Au	79	196.966569(4)	
銀	Ag	47	107.8682(2)	g
クリプトン	Kr	36	83.798(2)	g m
クロム	Cr	24	51.9961(6)	
ケイ素	Si	14	28.0855(3)	r
ゲルマニウム	Ge	32	72.64(1)	

元素名	元素記号	原子番号	原子量	脚注
コバルト	Co	27	58.933195(5)	
コペルニシウム*	Cn	112		
サマリウム	Sm	62	150.36(2)	g
酸素	O	8	15.9994(3)	g r
ジスプロシウム	Dy	66	162.500(1)	g
シーボーギウム*	Sg	106		
臭素	Br	35	79.904(1)	
ジルコニウム	Zr	40	91.224(2)	g
水銀	Hg	80	200.59(2)	
水素	H	1	1.00794(7)	g m r
スカンジウム	Sc	21	44.955912(6)	
スズ	Sn	50	118.710(7)	g
ストロンチウム	Sr	38	87.62(1)	g r
セシウム	Cs	55	132.9054519(2)	
セリウム	Ce	58	140.116(1)	g
セレン	Se	34	78.96(3)	r
ダームスタチウム*	Ds	110		
タリウム	Tl	81	204.3833(2)	
タングステン	W	74	183.84(1)	
炭素	C	6	12.0107(8)	g r
タンタル	Ta	73	180.94788(2)	
チタン	Ti	22	47.867(1)	
窒素	N	7	14.0067(2)	g r
ツリウム	Tm	69	168.93421(2)	
テクネチウム*	Tc	43		
鉄	Fe	26	55.845(2)	
テルビウム	Tb	65	158.92535(2)	
テルル	Te	52	127.60(3)	g
銅	Cu	29	63.546(3)	r
ドブニウム*	Db	105		
トリウム*	Th	90	232.03806(2)	g
ナトリウム	Na	11	22.98976928(2)	
鉛	Pb	82	207.2(1)	g r
ニオブ	Nb	41	92.90638(2)	
ニッケル	Ni	28	58.6934(4)	r
ネオジウム	Nd	60	144.242(3)	g
ネオン	Ne	10	20.1797(6)	g m
ネプツニウム*	Np	93		
ノーベリウム*	No	102		
バークリウム*	Bk	97		
白金	Pt	78	195.084(9)	
ハッシウム*	Hs	108		
バナジウム	V	23	50.9415(1)	
ハフニウム	Hf	72	178.49(2)	
パラジウム	Pd	46	106.42(1)	g
バリウム	Ba	56	137.327(7)	
ビスマス*	Bi	83	208.98040(1)	
ヒ素	As	33	74.92160(2)	
フェルミウム*	Fm	100		
フッ素	F	9	18.9984032(5)	

元素名	元素記号	原子番号	原子量	脚注
プラセオジウム	Pr	59	140.90765(2)	
フランシウム*	Fr	87		
プルトニウム*	Pu	94		
プロトアクチニウム*	Pa	91	231.03588(2)	
プロメチウム*	Pm	61		
ヘリウム	He	2	4.002602(2)	g r
ベリリウム	Be	4	9.012182(3)	
ホウ素	B	5	10.811(7)	g m r
ボーリウム*	Bh	107		
ホルミウム	Ho	67	164.93032(2)	
ポロニウム*	Po	84		
マイトネリウム*	Mt	109		
マグネシウム	Mg	12	24.3050(6)	
マンガン	Mn	25	54.938045(5)	
メンデレビウム*	Md	101		
モリブデン	Mo	42	95.96(2)	g r
ユウロピウム	Eu	63	151.964(1)	g
ヨウ素	I	53	126.90447(3)	
ラザホージウム*	Rf	104		
ラジウム*	Ra	88		
ラドン*	Rn	86		
ランタン	La	57	138.90547(7)	g
リチウム	Li	3	[6.941(2)]†	g m r
リン	P	15	30.973762(2)	
ルテチウム	Lu	71	174.9668(1)	g
ルテニウム	Ru	44	101.07(2)	g
ルビジウム	Rb	37	85.4678(3)	g
レニウム	Re	75	186.207(1)	
レントゲニウム*	Rg	111		
ロジウム	Rh	45	102.90550(2)	
ローレンシウム*	Lr	103		

#: 不確かさは () 内の数字で表され、有効数字の最後の桁に対応する。例えば、亜鉛の場合の 65.38(2)は 65.38±0.02 を意味する。

*: 安定同位体のない元素 (次表参照)。これらの元素については原子量が示されていないが、プロトアクチニウム、トリウム、ウランは例外で、これらの元素は地球上で固有の同位体組成を示すので原子量が与えられている。

†: 市販品中のリチウム化合物のリチウム原子量は 6.939 から 6.996 の幅をもつ (「元素の同位体組成表 2010」の注 b を参照)。より正確な原子量が必要な場合は、個々の物質について測定する必要がある。

g: 当該元素の同位体組成が正常な物質が示す変動幅を超えるような地質学的試料が知られている。そのような試料中では当該元素の原子量とこの表の値との差が、表記の不確かさを越えることがある。

m: 不詳な、あるいは不適切な同位体分別を受けたために同位体組成が変動した物質が市販品中に見いだ

されることがある。そのため、当該元素の原子量が表記の値とかなり異なることがある。

r: 通常の地球上の物質の同位体組成に変動があるために表記の原子量より精度の良い値を与えることができない。表中の原子量は通常物質全てに適用されるものとする。

安定同位体のない元素

この表は、原子量表 (2010) で*を付した安定同位体のない元素についてまとめたものである。

原子番号	元素名	元素記号	同位体の質量数†
43	テクネチウム	Tc	97,98,99
61	プロメチウム	Pm	145,146,147
83	ビスマス	Bi	209
84	ポロニウム	Po	208,209,210
85	アスタチン	At	210,211
86	ラドン	Rn	210,211,222
87	フランシウム	Fr	212,222,223
88	ラジウム	Ra	226,228
89	アクチニウム	Ac	225,227
90	トリウム	Th	230,232
91	プロトアクチニウム	Pa	231,233
92	ウラン	U	233,234,235,236,238
93	ネプツニウム	Np	236,237
94	プルトニウム	Pu	238,239,240,241,242,244
95	アメリシウム	Am	241,243
96	キュリウム	Cm	243,244,245,246,247,248
97	バークリウム	Bk	247,249
98	カリホルニウム	Cf	249,250,251,252
99	アインスタイニウム	Es	252,254
100	フェルミウム	Fm	253,257
101	メンデレビウム	Md	258,260
102	ノーベリウム	No	255,259
103	ローレンシウム	Lr	251,261,262
104	ラザホージウム	Rf	265,267
105	ドブニウム	Db	267,268
106	シーボーギウム	Sg	265,271
107	ボーリウム	Bh	267,272
108	ハッシウム	Hs	269,277
109	マイトネリウム	Mt	268,276
110	ダームスタチウム	Ds	280,281
111	レントゲニウム	Rg	279,280
112	コペルニシウム	Cn	283,285
113	ウンウントリウム	Uut	283,284
114	ウンウンクアジウム	Uuq	288,289
115	ウンウンペンチウム	Uup	287,288
116	ウンウンヘキシウム	Uuh	291,292,293
118	ウンウンオクチウム	Uuo	294

† : 現在確認されている質量数の例で, ビスマスを除く元素については下記文献 1 の Table3 に基づく. ビスマスについては下記文献 2 に基づき, 放射性元素と判断した.

1. IUPAC Inorganic Chemistry Division, CIAAW : Atomic Weights of the Elements 2007. *Pure Appl.Chem.*, 81, 2131 (2009)
2. P. de Marcillac *et al.* : Experimental Detection of α -particles from the Radioactive Decay of Natural Bismuth. *Nature*, 422, 876 (2003).

この原子量表は, IUPAC の原子量表をもとに, 日本化学会原子量委員会が作成したものである.

用字例

(注：送りがなについてアンダーラインは、注意して送るもの、
□印は送らないもの)

	よみ	使う字	使わない字 備考	
ア	あかるい あきらかに あげる あたためる あたらしい あたる あつかう あつめる あてる あらいこみ あらかじめ あらたに あらためる あらゆる あらわす ある あるいは あわ あわす	明るい 明らかに 上げる →加温する 新しい 当たる 扱う 集める 当てる 洗込み(名) 洗い込み(動) あらかじめ(副) 新たに 改める あらゆる 表(現)す	明い 明かに 上る 新□しい 当る 扱□う 集る 当る 予め 新□たに 全る 表(現)□す あらわす 表→表面に出し 示す, 著わす 現→かくさずに 示す 在る, 有る 或は 合す	
イ	いおう いう いくぶん いずれ いちじるしい いっそう いったん いって いる いる 入れる いわゆる いんてぐれーたー	硫黄 いう 幾分 いずれ(代) 著しい 一層 一端 いって いる いる 入れる いわゆる ｲﾝﾃｸﾞﾚｰﾀｰ	イオウ 言う 何れ 著□しい 行って 居る 入る 所謂 ｲﾝﾃｸﾞﾚｰﾀ	
ウ	うしなう うすい(物) うすい(色) うすめる うちに うながす うるおす	失う 薄い うすい 薄める うちに 促す 潤す	薄□い 希釈する 内に, 中に 促□す 潤□す	
エ	えがく えらぶ える	描く 選ぶ 得る	画く (get) →うる	

	よみ	使う字	使わない字 備考	
オ	おうとつ おおう おおきい おおむね おこなう おこる おそれ おだやかに おとし おのおの おのずから おびる おもな およそ および おわる	凹凸 覆う 大きい おおむね 行う 起こる おそれ 穏やかに 落とす 各々 おのずから 帯びる 主な およそ 及び 終わる	被う 大い 概ね 行□う 起る 恐れ, 虞れ おだやかに 落し 自ら 凡そ 終る	
カ	かいそう かえす かえって かかわらず かくはん かくはんする かける かさねる かじょう かりょう かつ かつしよく かなう かならず かねる かび から がらす かわる かわる かんてん かげつ 10かしよ	海藻 返す かえって かかわらず 攪拌(名) →かき混ぜる 欠ける 重ねる 過剰 過量 かつ 褐色 かなう 必ず(副) 兼ねる かび ○から作る △から再結晶 ガラス 代わる 変わる カンテン 箇月 10箇所	返□す 却て 拘らず 攪拌する 欠る 且つ 適う 必□ず 兼る 黴 ○より作る △より再結晶 硝子 代る(代理・代人 など) 変る(うつりかわ る, 変化) 寒天 ヶ月 10ヶ月	
キ	きしゃく きめる きやりやーがす きょうざつ きりあげ きりひらく きわめて きげん	希釈 決める キャリヤーガス →混在 切り上げ 切り開く 極めて 基原	決る キャリアーガス 夾雑 切りあげ 起源	

	よみ	使う字	使わない字 備考	
ク	くふう	工夫		
	くみあわせ	組合せ (名) 組み合わせる (動)		
	くみかえ	組換え (名) 組み換える (動)		
	くらい	くらい	位	
	くらべる	比べる	比る	
	くりかえす	繰り返す	繰返 ^ス	
ケ	けいこう	蛍光		
	けいれん	けいれん	痙攣	
	けた	桁		
	けんたく	懸濁		
コ	こえる	超える	越える	
	こげる	焦げる	焦る	
	こころみる	試みる	試る	
	こたえ	答え	答 (表中)	
	こたえる	こたえる	応える	
	こと	こと	事	
	ごと	ごと	毎	
	ことなる	異なる	異る	
	この	この	此の	
	こまかい	細かい	細い	
	(洗い) こむ	(洗い) 込む		
	これら	これら	此等, これ等	
	こんせき	痕跡		
	サ	ざいけい	剤形	剤型
		さきに	先に	
		さける	避ける	避る
さげる		下げる	下る	
さしこむ		差し込む	挿し込む (挿入)	
さしつかえない		差し支えない	差支えない	
さまざま		様々		
さら		皿		
さらに		更に (副詞) さらに (接続詞)		
ざんさ		→残留物	残渣	

	よみ	使う字	使わない字 備考
シ	しがたい	し難い	
	しげき	刺激	刺戟
	したがう	従う	従て
	したがって	したがって (接) 従って (動)	
	したのち	した後,	
	したのちに	した後に	
	しばしば	しばしば	屢々
	しぶい	渋い	
	しまう	しまう	了う, 終う
	しめす	示す	
	しめる	湿る	湿 ^ス める
	しめる	絞める	
	しゃこう	遮光	
しやすい	しやすい	し易い, 仕易い	
しゃへい	遮蔽		
じゅうてん	充填		
じゅうぶん	十分に, 十分な	じゅうぶん, 充分	
しゅうまつてん	→終点	終末点	
しゅうれんせい	収れん性	収斂性	
しょうじる	生じる	生ずる	
じょうりゅう	蒸溜	蒸溜	
じょじょに	徐々に		
しらべる	調べる	調る	
しんとう	→振り混ぜる	振盪	
ス	すくない	少ない	少い
	ずつ	ずつ	宛
	すでに	既に (副)	
	すてる	捨てる	捨る
	すべて	全て	総て, 凡て,
	すみやかに	速やかに	
セ	せん	栓	セン
	せんじょう	洗浄	洗滌
ソ	そう	沿う	
	そうにゆう	挿入	
	その	その	其の
	そのほか	そのほか	其の他
	それぞれ	それぞれ	夫々
タ	だいたい	大体	
	たいてい	大抵	
	たえず	絶えず	絶ず
	だえん	楕円	だ円
	たがいに	互いに	
	たくわえる	→保存する	貯える
	たしかめる	確かめる	確める
	だす	出す	だす
	ただ	ただ	唯, 只
	ただし	ただし (接)	但し
	ただちに	直ちに	直に
	たとえば	例えば (副)	
	たの	他の	
	ために	ために	為に
	たんぱくしつ	タンパク質	蛋白質

	よみ	使う字	使わない字 備考
チ	ちいさい ちかづく ちょうど ちょうふ ちよっと	小さい 近づく ちょうど (副) 貼付 ちよっと	小さい 近づく, 近づく 丁度 一寸
ツ	ついて ついで つぎに つくる つける づつ つめる つねに	ついて 次いで 次に 作る 付ける ずつ 詰める 常に	就いて, 付いて
テ	ていする てきか できる でしけーたー でーた	呈する 滴加 できる デシケーター データ	滴下 出来る デシケーター データー
ト	とおり とき ときどき とくに ところ ともせん ともなう ともに とりあつかい とりだし	とおり とき 時々 特に (副) ところ (・・・の ところ) 共栓 伴う 共に (副) 取扱い (名) 取り扱い (動) 取出し (名) 取り出し (動)	通り 時 ときどき 所 共セン 伴 ^な う 供に
ナ	ないし なお なかば ながら なづける など ならびに なるべく	ないし なお (副) 半ば ながら 名付ける など 並びに なるべく	乃至 尚 中ば 乍ら 名づける 等 成べく, 成可く
ニ	にかわじょう にごる にそう にゆうばち	にかわ状 濁る 二層 乳鉢	膠状 2層
ヌ	ぬぐう ぬらす	ぬぐう ぬらす	拭う 濡らす
ネ	ねんちゅう (ねんちよう)	粘稠	
ノ	のぞく のち のちに のべる のり	除く 後 後に 述べる のり	述る 糊

	よみ	使う字	使わない字 備考
ハ	はかり はかる はじめて はじめの はじめる はずす はやい はんでん ばらめーたー	はかり 量る 初めて (副) 初めの 始める 外す 速い 斑点 パラメーター	秤 測る, 計る→常用 漢字 初て パラメータ
ヒ	ひとしい ひとつ ひとつずつ びん	等しい 一つ 一つずつ 瓶	ビン
フ	ふきん ふく ふくざつ ふた ふたたび ふりまぜる ふれる	付近 拭く 複雑 蓋 再び (副) 振り混ぜる 触れる	附近 振混ぜる 触る
ホ	ほか ほど ほとんど ほぼ	ほか ほど (助) ほとんど (副) ほぼ (副)	程 殆ど 略々, 略ぼ
マ	ますます まず まぜあわせ まぜる また または まだ まで まま まひ	ますます (副) まず (副) 混合せ (名) 混ぜ合わせ (動) 混ぜる また 又は (接) まだ まで (助) まま 麻痺	益々 混る 又, 亦, 復
ミ	みがく みぞ みたす みとめる みなす みられる	磨く 溝 満たす 認める みなす 見られる	満す, 充たす 認る 見なす, 見做す
ム	むしろ むずかしい むすぶ	むしろ 難しい 結ぶ	寧ろ 結 ^す ぶ
メ	めずらしい めんどう	珍しい 面倒	珍しい

	よみ	使う字	使わない字 備考
モ	もえる もし もしくは もちいる もちろん もつ もつとも もつばら もどす もとづく もとに もの もる	燃える もし (副) 若しくは 用いる もちろん 持つ 最も (副) 専ら (副) 戻す (もどす) 基づく 下に もの 漏る	燃る 若し 用る 勿論 基く 許に 物, 者→常用漢字
ヤ	やすい やはり やむをえず やや やわらかい	やすい やはり (副) やむを得ず やや (副) 柔らかい	易い 矢張り 止むを得ず 稍々 柔い, 軟らかい
ユ	ゆえ ゆく	ゆえ 行く	故
ヨ	よい ように ようす ように ようやく ようゆう よる より	良い 容易に 様子 ように ようやく →融解 よる より 〔比較するとき用いる 例：〇〇より△△が大きい〕	好い 様に 漸く 溶融 依る, 因る
リ	りゅうぶん りんぱ	留分 リンパ	溜分 淋巴
ロ	ろう ろうと ろかする	ろう 漏斗 ろ過する	蠟 (正名はロウ) 濾過する, 汙過する
ワ	わかる わかる わずかに わたって	わかる 分ける わずかに 僅かに わたって	分る, 判る, 解る 分る 亘って

(注) 文中の(名)は名詞, (代)は代名詞, (連)は連体詞,
(動)は動詞, (助)は助詞, (副)は副詞及び(接)は
接続詞として用いる場合に使う字であることを意味する.